

院	下	加	
堡	楸	里	
里	洞	山	
	里	里	

水瓦間内	長黒樓加間栗柵嶺弄梨泊南楮	内支大遇楡下疎内窟	梨街後龍新仰長多
------	---------------	-----------	----------

砦	桶	水石口八	項	金木水亭田	外石陸風田英茂	阿	木	滿水德金坪所
						里		

洞峴村峴	堡里尾里村谷里谷堡谷堡谷坪	清谷里浦洞山堡山隅	谷村谷洞坪田里洞
------	---------------	-----------	----------

一三八	一四四	一四六	
-----	-----	-----	--

三三三 六一四二	二二 八二二五 二一六二 一六六五 一一二五 五	二二 九四四八 二四七九 二九九二	二二 九二一五 五二六四
-------------	---	----------------------------	--------------------

七六二	八四八	七五七	
-----	-----	-----	--

三三三 三六四二	一一一 六三二四 二二二 三七一 一一九 七三三 三〇二七〇	一一一 四二二四 二四四 五五七 四四一	一一一 四一四七 七五三 六五一 九五四 二三五
-------------	--	----------------------------------	---

加	泥	車	長	德	德
兒	坪	坪	承	積	山
里	里	里	里	洞	里

半新笠大蘆小松草	友泥	樓栗車	新蘆中舊陰巨	上陽間高門	龍寺仍蓮上陽下陰漢
----------	----	-----	--------	-------	-----------

場村田墟田墟亭堂	唱坪	屯坪坪	坪田臥墟地伊	間地	木	富	花	地	地陽
----------	----	-----	--------	----	---	---	---	---	----

里里洞谷坪谷里坪	里里	地里里	里坪谷谷坪村	村村村堡谷	堡谷谷洞村村村洞
----------	----	-----	--------	-------	----------

一五一	二三	五六	二七	五六	一一二
-----	----	----	----	----	-----

一〇七五五六三七四	二〇 三〇	一四 五一〇	二六五四六四	一一一 一四二 三六	一一一 四一 一三〇 五八〇〇
-----------	----------	-----------	--------	------------------	--------------------------

八〇四	一三三	二四四	一五五	二九九	六四三
-----	-----	-----	-----	-----	-----

五三二二二一三一 三六五九九七八九	一一一 八五	一一一 三五六 〇〇四	一一一 一三二二 三二八四 五四	三三七七 三三六 七八三五 五六	一一一 二二〇〇 五五六 六九〇 五〇〇一
----------------------	-----------	-------------------	---------------------------	---------------------------	-----------------------------------

梨木里	柳田里	碌磧里	稷洞	九來里	内德里	洞里名
可榭古下上 木洞(俗稱モトウキ) 伊里川	桃下上 花柳柳 洞田	松應詩平 峴峴樓(俗稱キコウ) 里地	斗大幕大 田基(俗稱キコウ) 洞務	細高法伊汝大 弓里(俗稱ヨウ) 松頭	閃籠佛大三遠可雲 良里(俗稱キコウ) 巨田利	舊洞里名又は部落名
一二一	五〇	一二五	一五七	一〇〇	一四一	戸
一一三一四 五七〇六三	一一二二 〇〇〇	三二二四 三五七〇	四三三三 七一三六	二一一二一 〇五五〇五	一一三一一 五八九五八八九	數
六〇一	三三三	六九三	九三八	五七〇	七三五	人
一一二 七七五六三 五九〇三四	一一一 六三三 五三五	一一二 九三四 〇五五三	一一二 七八九七 八六八六	一一一 一八八〇九 八四七二二七	一一一 七四四七〇〇九〇 五〇五五〇〇五五	口

河川

三良川 本面を西南に流る
行軍川 本面の西方に流る
上東川 本面の西方に流る

朝鮮の聚落(前篇)

望京臺山 本面小味院北方に聳立す
白雲山 本面の東界に在り、花折峠部落の東約三軒に在り、一、四二六・二米あり
花折峠 花折峠部落の北約二・五軒の面界に在り、聯絡を以て旌善郡東面に入る
織雲山 大田里の北方面界に在り、一、二七一・八米あり
女美山 九八九・二米あり、可伊川部落の北方面界に聳立す
倍時 本面の北界に在り、女美山の東に位置す
完澤山 蓮下里蓮池洞の北方面界に聳立し、九一六・二米あり
味邱峠 蓮上里外道洞の北方、旌善郡との界をなす、七〇八米
高古山 味邱峠の西方面界に在り、八五三・六米あり
鷄足山 本面の西南、下東面との界に在り、八八九・六米あり
鷹峰山 一、〇一三米にして、本面の南界をなす
載鹽峠 本面の南界に在り、八五二米あり
望京臺山(望京臺山)載鹽峠の東、望京臺山の西南方面界に在り、一、〇八七・九米あり
雲橋山 本面の南界、禾院里、場廣里の南に在り、九二〇米
壯山 一、四〇九・三米あり、細松里の南方に聳立す
會稽山 本面蓮下里西方に聳立す

古	龍	鷹
城	源	德
里	里	里
方高倉島瓦福黃水玉	春仲松秋長望崇哥島柏内外水洗小島農細崔	光水直苓陵盧
子谷		
龍岩坪内屯進北匠	生野草古相利子内古新新魚屯	薪杉雄底達項
地		
德村村村德村村村	坪村洞洞介洞洞烈村致德德直坪地内村洞洞	德洞洞村村村
二三〇	三七八	一五〇
一三三一一一五三一 〇九九二〇八三一八	×××一 二一三二一一一一一一二二二 九二七三四七二一一三六八八七二〇一三四九	一一一 二三 一三〇五三〇
三八七	二、四六一	一、〇四五
一、四〇四	××× 一八一一 一一 一一 一一 二 七五九九七〇八七八一一五一一八九四三七 一五三四一六三九二二六六四二八二一九五	一一 一二 七九五二五二 四七五三九七

滿 洞 河
德 里 川
里 名

新造葛下	許文滿内	戸	數	人	口
豐龍田哥	哥知斗	一七〇	一三四	一、八七八	二三四
洞德洞洞村	洞洞洞洞	七八七九七	五四一八		〇五二六六 一六〇四九

朝鮮の聚落 (前篇)

へモグ嶺 北青郡星岱面との界に在り、新洞嶺より黃水院に向へる三等道路この嶺を過ぐ、一、一〇二米

新洞嶺 本面の西南界、鷹德里の東南に在り、三等道路三方に走り、交通の要衝なり、九九七米

獐項峴 滿德里の南、松亭の北に在り、三等道路南北に走る

德巨嶺 獐項峴の東南方に在り、一、一〇七米にして等外道路を通ず

金庫嶺 仁貴里の南に在り、七一九米にして等外道路を通ず

廉守元德嶺 上農里の東南方、面界に在り、端川より甲山郡鎮東面楊柳里に向へる三等道路の通過地にして六二七米あり

高山嶺 外山頭の西南に在り、等外道路を通じ、海拔六六七七米あり

荷田嶺 本面の東南端に在り、三九八米

蓮花山 荷田嶺の東北方、面界に在り、九五一米

楡德嶺 蓮花山の西北方、面界に在り、上零承里の東に在り

覆蓋峰 本面の東界に在り、一、五六五米

山峰山 殷興里の東北方、本面の東界に在り、一、二六四米

赤木嶺 殷興里の北方、本面の東北方に在り、一、〇八五米

南大川 本面の中央を曲流して東南に向ふ

舊洞里名又は部落名

上 仁 仲
農 豊 坪
里 里 里

興加長 松趙幕内倉緑 大寺栢堀徳防何東仲 細高廣外間長豊九趙漢南斗新坪將下月

口多岩 茸哥洞巨 峰 洞坡徳方巨困多莎野 洞山徳山洞財谷億哥水于武徳野軍越隠

億洞村 洞洞村伊村村 村洞村浦村徳洞洞村 村頭村頭村徳村村洞洞石烈村村徳村徳

一五八 一四八 二九五

二二六 一三五 一一一 二 四 二二 一一 二 一 三 一一 二 二 一一 一
九〇六 三二四〇三六 二二一三七八九六〇 一〇六〇一〇七八九一四二一〇九四

一〇二 九三九 二、一〇五

一一三 一三 一一 三 一一 二 一一 一
七三八 七一八二八三 九六七七〇五五二〇 四一一七七六八三六二八九五五七五九
九六六 九六四二四六 四四五〇九〇一六〇 七〇二二五八九六三七四六四一〇三八

股 内 黄
興 村 谷
里 里 里

回新天四因龍碧直武沙松釜 草楸錢先綠加乾紐居黃守内雲沈 西開元東君桃東玉自

信興秀馬 溪 坪 幕 達笏味浦 七錢義 根 陽洞 以幕 安連寛 水

洞洞岩洞徳山洞洞洞村亭洞 洞徳洞徳徳洞洞洞洞廳村坪徳 洞洞洞洞洞洞洞洞村

二二七 二七三 二五二

一一三三 一三一三三 一一一 一一三三三三三三三三三 二五 三三三四
五八四九一三五九四一四八 一〇五九七三三二四九二二一五 七六一〇八八三八〇

一、六三一 一、九六八 一、七八一

一一二 一二 二八 一一 二二三 一一一 一一三 三二二二
三五七四〇五三五六九四八 五七九五五二九五二〇七五九一 四六三五五四三五九
一七一三二六七八一三一 七一三三九八〇〇三三八六八〇 三五二五四九五七一

東沙里	廣沙里	東門里	東才里	才阿里	連堂里	雪館里	巨武所里	周坡里	西上里	西中里	西初里	龍坪里	長城里	紅門里
東沙庄(俗稱東沙坪)	廣沙里	東門里	東才里	才阿里	連堂里	雪館里	巨武所里	周坡庄(俗稱周坡)	西上里	西中里	西初里	龍坪庄(俗稱龍坪)	長城庄(俗稱長城)	紅門庄
三〇	二九	一六	二五	一三	一八	一八	六〇	四六	一三	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
一六	一四六	一八	三三	一七一	五八	四四	〇一七	〇七三	四	三九	二〇	一〇	一〇	五九三
一八五	一五九	九五	一五二	一〇二	一〇	一五	三三五	二五三	八〇	四九六	二二五	二二五	二二五	二二五
一二四	八〇三	一五五	一七八	四九六	四九三	三七四	四三〇	七五八	一五九	一五四	九九	一六八	二七五	二七五

咸鏡南道豐山郡熊耳面

嶺上里	烏蔓里	越上里	三浦里
嶺上里	烏蔓里	越上里	三浦里
長新	烏蔓	越上	三浦
芝店	洞院	庄(俗稱越洞)	浦
二五	四〇	三三	二四
二一二	三七〇	八四	二四
一三六	二五九	一九六	一五一
一〇二	二〇三	四八	一五一
九五二	四五〇	四八	一五一

道路

二等道路 豐山より北向して惠山鎮に至れるものにして、里仁面より面界鷹徳嶺を過ぎて本面に入り鷹徳里、館坪里、禹哥里を經、面界呼麟嶺を越えて山南面に入る

三等道路 倉坪里より熊耳江左岸に沿ひて西南に走り、於隱里、山高峙、楊坪里、西上里、西昌里、利川洞、鉢峰を經、雪隣嶺を過ぎて長津郡東下面に入る

同 楊坪里より東南に走り天立山洞嶺を越えて里仁面に入る

同 楊坪里より熊耳江上流に沿ひて西に走り、林長里、都下里、都上里、龍門里上村を過ぎて長津郡東下面に入る

山脈

白頭山脈 本面の西界に連亘す

三峰山 本面の東界に在り本面、里仁面、甲山郡山南面の三面に跨り、海拔一、七二五米あり

鷹徳嶺 一、五四六米あり、本面と里仁面との面界に在り、北青惠山間道路通過す

鷹徳山 鷹徳嶺の西に接し面界に在り、海拔一、八三八米あり

天立山洞嶺 鷹徳山の西南八軒に在り、海拔一、六四三米、面界をなす

大徳山 本面と安水面との境に在り、二、一三三米あり

長嶺 本面と安水面との面界を爲し、海拔一、六三五米にして瑞里の東南約五軒に在り

新洞場	俗新	文藻坪	櫓岩里	羅興里	藥水里	瑞水里	三瑞里	青鶴里
新東	草俗赤	柳文生	致櫓每	羅興	雲藥	瑞瑞	三瑞	青鶴
作洞	新硯	藻水	文岩	興	水水	洞	洞	洞
場洞	坪洞	坪洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞
三二	一九八	一七三	七九	一〇八	一八八	一三五	四〇	三八
二一	〇八一	六六五	二二二	五五	一三五	一三五	一三五	一三五
二〇	〇八〇	〇〇三	〇九〇	六四	一三五	一三五	一三五	一三五
一九六	一三一五	一〇七九	四九七	七五五	一三五	一三五	一三五	一三五
〇九	〇一〇	〇〇七	〇九〇	三四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇
〇六	〇〇五	〇〇九	〇七〇	四二〇	七三五	七三五	七三五	七三五
二四	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五

咸鏡北道鏡城郡朱南面

道 路 一等道路 元山より北向せる一等道路は漁郎面長淵洞より本面に入り、水南洞、朱村後場を経て朱北面に入る
 三等道路 朱乙温場より延岩に至れる三等道路は、朱北面より本面に入り、煙霞洞を経て更に西し雪嶺を越えて三社面に入る
 山 岳 咸鏡山脈 本面の西界を南北に走る
 煙台峰 七郷洞の西北六軒の處に在りて北は朱北面界に近し、海拔八六七米あり
 机山峰 面の北界に在り、本面、朱乙温面及び茂山郡延社面の三面に跨りて聳立し、二、二七七七米あり

河川

兜峰 馬足洞の北方、机山峰の西南方に聳立し、茂山郡延社面との境をなす
 雪嶺 本面、茂山郡延社面及び三社面の三面に跨る
 雪嶺 朱乙温場より延岩に至れる三等道路は此の嶺を過ぎて更に西走す
 櫃床峰 雪嶺の三等道路の南に聳え、二、三三三三米あり
 冠帽峰 二、一七一七米ありて櫃床峰の南方に在り
 掛上峯 二、一三九九米あり、茂山郡三社面との境をなす
 甘吐峰 巨門直の西南方に聳立し、海拔一、五八四米あり
 三春峰 三郷洞部落の東に在り、海拔四八五米あり
 萬塔山 本面の南、鳴社面との境に在り
 鶴長項 本面の最南端に在り、茂山郡鳴社面との界をなす
 大浦川 龍潭洞及び南坪に發源して廣徳洞、新雲洞を経て森浦洞に至り、南流して漁郎面橋郷に下る
 朱南川 朱北面殿光洞白沙峯に發源し本面二郷洞に至る
 松魚谷川 七郷洞に發源し大門洞發源の支流を合す

洞	花	富	水
里	隅	坪	南
名	洞	洞	洞
舊洞名又は部落名	上中下島	土古戰	佳館土
戸	九四	八一	七二
數	二二一三	一六〇	五一七
人	五六一	五五八	四九八
口	一一六九	四一八	三九七

第四章 聚落の大小

	晦	林	上
	南		八
	洞	洞	洞
第第第第	鷹雙黃大小灰草小	西東長淡淡汝紅上下長道龍長寺堡	新館館梨孟勝立金
九九九九	洞 洞	浦	
上下南中	臺島 灰灰 幕	益谷門浦洞貧矢金金城庄山基	興 陽地巖塘
	於 於	於	
村村村村	洞峴坪洞洞口浦口	洞洞内洞口洞村村村村坪洞田	村基洞德洞村村村
	一四〇	二〇〇	二六三
三三三三	一一一一	一一一一	一一一一
一七六七	一七〇四六三一四	三二五七一五〇一八四四三五〇四	九八八三五四七八
四〇三	八八八	一、三一一	一、八六九
二一二二	一一一一	一一一一	一一一一
一三〇六	四七二六三一七三	一四五四六二六七五一九九八二〇	四一〇八七九〇七
六一四九	九一五六九七四三	八五〇三五七八六五六四二三九二	二九五二五二四四

	龍	坪	桃	洲
	潭	六	花	南
	洞	洞	洞	洞
龍草南勝堡	探南椴柯上南下新青	朴英柳才女九	上上上中中中中下下	島上内楊南
			附附附附附附附附	
沼門夕芳田	陽而 坪三 三洞龍	山巖亭宮會億	近近近近近近近	柳
			上中下雍德島下下上	
洞洞村洞村	洞洞洞村村夕村村村	德村村洞洞村	村村村浦村村村村村	村村村村村
	二一三	一七〇	二五三	一七三
一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一
〇八一六六	九〇九三〇七一二三	一四四一三一七九五四六九	四三二二一一三三三〇一五一二九六四五	一一二二八六五二七
	一、四五五	一、一六六	一、六五二	一、一〇一
一一一一	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一
六四六二八	四五三八三一三五〇	三二七〇八三	四一六三六一四二二	七九九一七一五九〇八
〇三三一九	五二九五四四二一七	四九八三八四	六四八六六四九〇九	

咸鏡北道鍾城郡古邑面

道 路 一 等 道 路

第四章 聚落の大 小

雲基洞四里	五柳洞	甫乙洞	南山洞	河川面名
葛深鞍雲榛	鳳玉沙白國五地	二	一	玉城山 本面東南境に在り 民沙峰 本面の南界をなす 甫乙川 本面の中央を東北に向ひて流る
	境壇 德城器玉柳	里 便三德鴻	里 獨嚴仲南芭舜	舊洞里名又は部落名
浦浦岨基田	洞洞菴洞德亭口内	洞洞洞洞	洞洞洞洞	
一二二	一〇〇	一〇〇	九〇	戸
一一四三 六七九二七	二一三二一 四二四二三〇四	一一二四 一〇二七	一一二二 四九九〇一七	數
八〇三	六六二	六八八	六〇九	人
一二二 九五二六七 四一四八六	一 三三二八一四五六 九五四二二八九三	一一三 六三四五 二二四〇	一一一 二四三七六七 〇八六四〇一	口

咸鏡北道會寧郡鳳儀面

道 路 等 外 道 路

山 川 白頭山脈
五鳳山 本面東に聳立す

南山洞、五柳洞、雲基洞を経て茂山郡界に至る
南山洞を経て雲頭面界に至る
本面の西に連亘す

農事洞	三下洞	三上洞
小簾新農紅三二上下	泰葛六小厚間十十九八	三三上中下上下
紅開事岩	秋洞(舊稱大洞)	仁一
端岩拓洞洞所所所	洞坪洞洞坪洞洞洞	洞洞洞洞洞洞
一五七	一四六	一七一
一一三三二一 二四六六三六〇八二	一一三三一一 二九八五四九八九六六	一一一一一一 九四八三〇六四
九一九	九七一	一、二、三
二二一 五二二七六五〇七五 〇〇五三九二〇五五	一三一一 四四二七四六六一〇 八五〇〇〇〇二六五五	一一一 一八二一五八二 四四八五〇〇四

朝鮮の聚落(前篇)

第五章 聚落の高度

第一節 著名聚落の眞高

聚落の發生及び發達には、地勢・氣候・風土・飲食物・防禦・資源・生産・政治・交通・商業・教育・治安・衛生・信仰等に影響する所が極めて多いが、就中・水・食物・燃料は聚落形成の第一要件である。人類が集団生活を營むに當り、これ等の條件に對する選定の標準は、時代の變遷と、文化の進歩とに依りて、必ずしも一様でない。しかしながら聚落が、漸次小部落より發達して大部落となり都邑を形成するには、交通、其他の條件よりして、平地や沿海に比し高地は不便である。朝鮮に於ける都城の盛衰を見るに、平壤（二二米）、金海（九米）、慶州（三九米）、扶餘（四〇米）、開城（三九米）、京城（三二米）の如き平地は、永く王城の地として繁榮した。これに反し百濟王の一時居城とした廣州（三四〇米）は、他にも原因があつて後に公州（二〇米）に移つたのであるが、地理的に見て餘りに高地であつた爲めに、到底都城の地としては發達しなかつたであらう。各時代を通じて地方政治の機關たる道治郡治の官衙の如きも概ね平地に多く設置され、高地に在るものは僅少である。これと同様に今日の經濟上に重要な地位を占むる都會も、仁川（二三米）、大田（五二米）、全州（三九米）、裡里（一三米）、群山（七米）、光州（四五米）、木浦（一〇米）、大邱（三八米）、釜山（三〇米）、馬山（七米）、沙里院（一八米）、鎮南浦（八米八分）、

新義州(五米)、元山(七米)、咸興(二二米三分)、羅南(二二米)、清津(八米五分)等、多くは平地や沿海に分布し、その高地に在るもの、少いのは、人口の集中、物資の需給、交通の關係等より見て當然と謂はねばならぬ。

主要聚落眞高表

眞高	聚落	名
一〇米未滿	平澤・永登浦・汝山・論山・大川里・唐津・群山 <small>(漢陽都統)</small> ・木浦・咸平・浦項・馬山 <small>(昌原都統)</small> ・金海・河東・鎮南浦・新義州・龍巖浦・杆城・三陟・蔚珍・元山・清津・鏡城	
一〇米以上	京城・仁川・議政府・楊平・驪州・安城・水原・官廳里・金浦・江華・長湍・開城・清州・公州・鳥致院・扶餘・舒川・洪城・禮山・瑞山・溫泉里・天安・全州・井邑・扶安・金堤・裡里・光州・潭陽・求禮・光陽・麗水・順天・高興・長興・海南・靈巖・羅州・靈光・莞島・濟州・西歸浦・大邱・盈德・慶州・高靈・星州・倭館・尙州・道洞・釜山・晉州・宜寧・咸安・密陽・梁山・蔚山・東萊・統營・固城・泗川・南海・金川・平山・馬山・長淵・殷栗・安岳・信川・載寧・黃州・沙里院・平壤・江東・中和・龍岡・江西・安州・義州・博川・定州・鐵山・通川・襄陽・江陵・咸興・定平・永興・高原・文川・德源・安邊・洪原・利原・端川・羅南・城津・鍾城・慶興	
一五〇米以上	連川・抱川・加平・利川・金良場・鐵川・忠州・大田・青陽・南原・淳昌・高敞・谷城・和順・康津・長城・珍島・軍威・義城・安東・永川・慶山・金泉・善山・醴泉・昌寧・海州・新溪・松禾・瑞興・順川・成川・永柔・价川・泰川・宜川・昌城・姜渣・北青・穩城・慶源	
一五〇米以上	報恩・沃川・永同・槐山・陰城・丹陽・清道・榮州・山清・遂安・德川・龜城・雲山・熙川・朔州・春川・原州・橫城・洪川・華川・伊川・興京里・明川・吉州	
一五〇米以上	錦山・茂朱・寶城・青松・開慶・乃城・咸陽・居昌・陝川・谷山・寧遠・楚山・渭原・麟蹄・楊口・富寧	
二〇〇米以上	任實・英陽・北鎮・孟山・寧越・金化・鐵原	

- 二五〇米以上 堤川・鎮安・陽德・寧邊・平昌・會寧
- 三〇〇米以上 廣州・平康・長水・江界・慈城・淮陽・旌善・茂山
- 五〇〇米以上 厚昌・長津・甲山・惠山鎮・新塹坡鎮・厚州古邑
- 一〇〇〇米以上 新豐里・仲坪場
- 一五〇〇米以上 新豐里・仲坪場

朝鮮には山地帯の多い爲めに、小市街の高地にあるものも尠くない。即ち眞高二〇〇米以上の位置に在る市街地は左の二十九箇所を算し、その最も高きは咸鏡南道豊山郡新豐里の一五〇米にして、これに亞ぐば咸鏡南道三水郡仲坪場の一〇二五米、咸鏡南道長津郡長津の九五〇米、咸鏡南道甲山郡甲山の八一〇米等である。尤も地勢の關係上、眞高の高いものでも必ずしも山岳地とは稱し難い所もあり、中には高原若くは沿河地に屬して居るものもある。

眞高二〇〇米以上の位置に在る市街地

市街地名	道名	郡名	眞高	戸數	人口
廣州	京畿道	廣州郡	三四〇・〇	二四四	一、四〇六
堤川	忠清北道	堤川郡	二五三・九	五〇九	三、八二五
鎮安	全羅北道	鎮安郡	二九〇・〇	五一六	二、九三八
任實	同慶道	任實郡	二二五・〇	三二七	二、三二九
英陽	慶尙北道	英陽郡	二二五・〇	四四五	二、四一一

朝鮮の聚落(前篇)		四一四	
孟山	平安南道	二二五・〇	一、一五三
陽德	同	二五二・〇	一、六九四
寧遠	同	二〇〇・〇	一、九二七
寧邊	平安北道	二六〇・〇	四、四五三
江界	同	二〇〇・〇	三、三〇〇
慈城	同	三一八・〇	五、二五〇
厚昌	同	三三〇・〇	二、八五五
厚昌	同	五三五・〇	三、八四八
麟蹄	江原道	五〇〇・〇	二、六七八
淮陽	同	三四五・二	一、九八七
旌善	同	三〇七・〇	一、三〇七
平昌	同	二九五・〇	一、五一九
寧越	同	二〇七・〇	二、〇〇〇
金化	同	二三五・〇	二、二四八
鐵原	同	二二〇・〇	二、四八三
平康	同	三八二・〇	八、一九五
新興里(豊山)	咸鏡南道	九五〇・〇	三、一四九
仲坪	同	一一五・〇	一、七五二
新架坡	同	一、〇二五・〇	一、六一六
甲山	同	五七〇・〇	三、一〇三
甲山	同	八一〇・〇	二、一四七
惠山	同	六八六・〇	四、七七八
茂山	咸鏡北道	四七〇・〇	四、二七六

會 寧 郡 二五・一〇 一、八四八 一、二、三八七

聚落の發達には高度以外の條件も勿論強く働けけれども、右の主要聚落の眞高を一瞥しても明瞭なる通り、聚落の發達して市街地となるに最も適して居る高度は、大體に於て五〇米未満にあるが如く、一〇〇米以上になると、地勢、其他の關係もあらうが、概して大なる市街は尠いのである。以上の二〇〇米以上の山地帯に於ける市街の大部分は鐵道の恩澤に浴して居らぬが、將來鐵道の開通されたる曉は、縱令高地聚落と雖もその戸口數は必然増加し、地形上の束縛はあるにしても、或る程度迄市街は膨脹して行くこと、思はれる。

第二節 聚落の高距限度

文化の進み生活の複雑となるに従つて、人類は高地より平地に移動し、聚落の發達は概して平地及び沿海地方に於て盛んに行はるゝ傾向を有して居るが、朝鮮に於ては平地に對する山地の面積が廣大にして、文化の進歩尙は幼稚なる地方が多い上に、住民の生活程度一般に低く、粗放なる農耕方法が行はれ、殊に農民中生活の窮迫に陥れる者の多い結果、平地帯の住民にして耕作地の得易き山地に深く分け入り、火田耕作によりて生活を營むものが甚だ多い。これが爲めに高地聚落の數は著しき數に上り、山地住民の多い點に於て、朝鮮は地理上並に經濟上特色を有して居る。火田聚落に就いては山村の部に於て説明してあるが、近年諸種の事情によりて高地聚落の數は次第に増加し、地圖の上に明記されず、公の部落名を有しない小部落が、到る所の山地に存

在する。大聚落の發達には自ら高度に限りあるも、小聚落の發生にはその束縛少く、従つて平地帯に於ける生活の敗殘者は、取締の比較的寛にして自由に耕地の得らるゝ山地に侵入して住居を構へ、一〇〇〇米以上の高地聚落數も甚だ多いのである。されば火田民問題の解決に悩む朝鮮としては、聚落の高距限度を實地に就いて究むることは極めて大切なことであると信ずる。

由來朝鮮の地形は、京元鐵道に沿へる竹駕嶺地溝帯を境界線として、これを朝鮮と北鮮とに區分されるが、南鮮には日本海岸に近く、半島の東側を元山附近より南に向へる大白山脈あり、金剛山(一六三八米)、大白山(一五六一米)等を起し、更に南走して朝鮮海峽に達し、大白山脈の西方には小白山脈、蘆嶺、車嶺等の山脈ありて北東より南西に進み黃海に没する。北鮮には白頭山より東南に走れる摩天嶺山脈、平安北道及び咸鏡南道の境界をなせる狼林山脈、蓋馬臺地の東稜たる赴戰嶺山脈を始めとし、咸鏡北道に小長白山脈、鴨綠江の左岸に江南山脈、その南にはこれと略ぼ平行して狄踰嶺山脈、妙香山脈ありて地形頗る錯雜せるも、概して言へば、高山峻峯と稱すべきものは北鮮地方に多く、例へば摩天嶺山脈には小白山(二二七四米)、南胞胎山(二四三五米)、將軍峯(二二〇八米)、黃峯(二〇四七米)、白砂峯(二〇九八米)、大角峯(二二三二米)等が聳え、狼林山脈には稀塞峯(二一八五米)、猛扶山(二二二四米)、臥碣峯(二二六一米)、大紅山(二一五二米)、元宣勿山(二〇三二米)、小白山(二一八四米)狼林山(二〇一三米)等の諸峯散立し、赴戰嶺山脈には赴戰嶺、黃草嶺の如き諸嶺が屏立し、小長白山脈には冠帽山(二五四一米)、萬塔山(二二〇五米)あり、これ等の地方に二〇〇〇米を超ゆる山峯が相當多數に上つて居る。それ

が爲め自然聚落も、高處に立地するものは南鮮よりも北鮮の山地帯に多く、眞高一〇〇〇米以上の高度に在る聚落に就いて見ても、南鮮に於ては僅に慶尙南道河東郡花開面德坪が智異山脈の南麓(二〇二〇米—二二〇米)に、江原道三陟郡上長面草田村が一五七二米の咸白山東南二軒の谷間(九七〇米—一〇七〇米)に在るのみで、その殆んど總べては竹駕嶺地溝帯以北の山地帯に散在して居る。今眞高一〇〇〇米以上の高度に在る部落數を郡別に擧ぐれば次の如くなつて居る。

豐山郡	三二五	長津郡	一九九	甲山郡	一七四	端川郡	一五〇	三水郡	一三二	吉州郡	六七	鏡城郡	六二
新興郡	四二	寧遠郡	三三	茂山郡	二一	明川郡	一九	北青郡	一八	江界郡	六	洪原郡	五
厚昌郡	三	咸州郡	二	孟山郡	一	定平郡	一	河東郡	一	三陟郡	一	計	一、二六二

即ちその最も多いのは北鮮に於ける、狼林山脈と摩天嶺山脈との間に廣く蟠居する蓋馬臺地の中樞、豐山郡(三、七四六平方軒)、長津郡(五、一一三平方軒)、三水郡(一、九二二平方軒)、甲山郡(三、七四七平方軒)の地方で、この四郡のみにて八二〇に達し、總部落數の六割五分を占め、摩天嶺山脈の南側を包含する端川郡の一五〇これに次ぎ、小長白山脈の冠帽峯(二二七二米)、雪嶺地方を包含する鏡城郡には六二あり、新興郡四二、寧遠郡三三、茂山郡二二等の順序となつて居る。これ等部落の立地せる地形を見ると次の如く、谷間に在るもの最も多くして四六六を數へ、沿河の三二四これに次ぎ、沿道一〇八、平地八八、臺地八一、山腹七七であるが、平地及び濕地は河川沿岸の低地に多い。而して谷間、沿河、河岸段丘、濕地及び平地に位置する部落の總數は九五

四に達して居る。尙ほ左に示す調査表は、各部落の検出に便ならしめんが爲めに、すべて二十萬分一の圖幅を單位として掲記したから、一圖幅中に數箇郡を包含し、中には二道に跨れるものもある。（例へば二十萬分一圖幅甲山は咸鏡南・北兩道に跨り、三水郡、豐山郡、端川郡、城津郡、茂山郡の六郡に互る。）尙ほ火田民の山地帯に入山するものは近年益々増加しつつあるを以て、實際に於ては地圖上に現はれざる小聚落が到る所に形成されて居るが、これ等の住民は定着性に乏しく、大部分は轉々として移動して居るのである。

高地聚落の地形

圖幅名	谷間	沿河	河岸段丘	濕地	平地	山麓	丘陵	山腹	台地	沿道	計
甲山	一八五	二六	三	三	七	三	三	三	三	三	五〇三
洪原	六	三	三	六	八	三	三	三	三	三	三三
長津	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三三
惠山鎮	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三三
北青	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三三
羅南	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三三
吉州	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三三
熙川	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三三
厚昌	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三三
咸興	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三三
寧遠	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三三
江界	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三三
總計	四六	三三	三	三	三	三	三	三	三	三	二六三

州	順天	榮州	總計
州	一	一	二
順天	一	一	二
榮州	一	一	二
總計	二	二	四

備考 一、濕地及び平地は河川の附近に在るもの多し
 二、地形の區分中「沿道」の欄には、假令部落が谷間、平地等に在るも道路との關係最も密接なるものを掲記す
 三、本調査中には純粹の聚落に非ざるも孤立莊宅及び二三の寺を含む
 四、本調査は秘密地圖の分を除く、以下各表同じ

次に右部落の高度を見ると左表の如く、一一〇〇米—一二〇〇米未滿の三三六最も多く、一二〇〇米—一三〇〇米未滿の二九七これに次ぎ、一〇〇〇米—一一〇〇米未滿の高度に立地するものは二七二にして前二者よりも少いのであるが、これは部落の最も多き蓋馬臺地一帯の高度が異常に高いことを物語るもので、この地方には河床に在りて而かも一〇〇〇米、一一〇〇米を超えるものも屢々見受けられるのである。それから一三〇〇米—一四〇〇米未滿は一九五、一四〇〇米—一五〇〇米未滿は一二二で相當に多いが、一五〇〇米—一六〇〇米未滿になると僅に四五で俄に激減し、一六〇〇米以上のものは吉州郡陽社面大澤（一四八〇米—一六二〇米）、同面板橋洞（一五七〇米—一六二〇米）、豐山郡熊耳面水通洞（一五八〇米—一六四〇米）、同郡安水面水上里洪成水（一四四〇米—一六〇〇米）、及び豐山郡安水面石場の一部（一五六〇米—一六三〇米）の五部落で、大澤及び板橋洞は、何れも摩天嶺山脈中に突起する大角峯の東北方、咸鏡北道茂山郡三社面臺地の南邊縁に在りて、南方には南大川が東南に向ひて流れ、部落は南面の緩傾斜を成して居り、後の三者は何れも蓋馬臺地最高地方の部落にして、水通洞

及び石場は谷間、洪成水は河岸段丘に在る。右の内、水通洞の一五八〇米—一六四〇米が最も高く、これより以上の高度に立地するものは未だ見受けることが出来ない。

聚落の高距限度

圖幅名	一〇〇〇米—一〇〇〇米未満	一〇〇〇米—一〇〇〇米以上	一〇〇〇米—一〇〇〇米以上	一〇〇〇米—一〇〇〇米以上	一〇〇〇米—一〇〇〇米以上	一〇〇〇米—一〇〇〇米以上	一〇〇〇米—一〇〇〇米以上	一〇〇〇米—一〇〇〇米以上	一〇〇〇米—一〇〇〇米以上	計
甲山	九	二七	一三〇	二〇	三	一四〇〇	一五〇〇	二	二	五〇
洪原	九	三三	一三〇	三〇	三	一四〇〇	一五〇〇	二	二	五〇
長津	三	三	三〇	三〇	三	一四〇〇	一五〇〇	二	二	五〇
北青	三	三	三〇	三〇	三	一四〇〇	一五〇〇	二	二	五〇
羅南	一	二	二〇	二〇	二	一四〇〇	一五〇〇	二	二	五〇
吉州	一	二	二〇	二〇	二	一四〇〇	一五〇〇	二	二	五〇
熙川	一	二	二〇	二〇	二	一四〇〇	一五〇〇	二	二	五〇
原昌	一	二	二〇	二〇	二	一四〇〇	一五〇〇	二	二	五〇
咸興	一	二	二〇	二〇	二	一四〇〇	一五〇〇	二	二	五〇
計	三三	三六	三〇	三〇	三	一四〇〇	一五〇〇	二	二	五〇

更に部落の傾斜度を知ることが容易でないが、試みに各部落に就きて其の最低部と最高部とを測定し、其の

間に幾何の距りを有するかを調査すると、適確なる傾斜度には非ざるも、略々其の程度を察することが出来るであらう。これに據れば三〇米—五〇米未満の二九二が最も多く、二〇米—三〇米未満の二五三これに次ぎ、一〇米—二〇米未満一八〇、五〇米—七〇米未満一六四等の順序であるが、一〇〇米—一五〇米未満二二〇、一五〇米—二〇〇米未満二三、二〇〇米以上一九の如く、最低部と最高部の開きの大なるもの多きは、北鮮山地帯に於ける部落が、主として火田民の聚落で、谷間、河岸、山麓、山腹等到的處容易に耕作地が得られ、民家が広く点在し、一地點に凝集する力が弱いのに因由するところが多いであらう。

高地聚落の傾斜

圖幅名	同一高度	一〇米未満	一〇米—一〇米以上	二〇米—二〇米以上	三〇米—三〇米以上	五〇米—五〇米以上	七〇米—七〇米以上	一〇〇米—一〇〇米以上	一五〇米—一五〇米以上	二〇〇米—二〇〇米以上	計
甲山	三	七	三	二六	二二	七	五	七	八	五〇	五〇
洪原	三	七	三	二六	二二	七	五	七	八	五〇	五〇
長津	九	九	三	三〇	二六	七	五	七	八	五〇	五〇
北青	六	四	二	二五	二〇	七	五	七	八	五〇	五〇
羅南	一	二	一	一六	一五	四	三	四	五	四二	四二
吉州	一	二	一	一六	一五	四	三	四	五	四二	四二
熙川	一	二	一	一六	一五	四	三	四	五	四二	四二
原昌	一	二	一	一六	一五	四	三	四	五	四二	四二
咸興	一	二	一	一六	一五	四	三	四	五	四二	四二
計	三	七	三	二六	二二	七	五	七	八	五〇	五〇

朝鮮の聚落(前篇)

地名	標高	方位	備考
甲山郡會麟面(乾洞)	1120-1130	10	1
甲山郡會麟面田基里	1120-1130	100	8
三水郡三南面華山中里	1100-1110	100	10
三水郡三南面華山上里	1100-1110	100	10
三水郡三南面轆岩里	1100-1110	100	10
三水郡三南面下石里	1170-1180	100	10
三水郡三南面中石里	1160-1170	100	10
三水郡三南面石隅里	1120-1130	100	10
三水郡三南面新興里	1100-1110	100	10
三水郡三南面柳洞里	1100-1110	100	10
三水郡三南面院德場里	1020-1100	100	10
三水郡三南面川坪里	1110-1120	100	10
三水郡三南面楡坪里	1110-1120	100	10
三水郡三南面南豐里	1110-1120	100	10
三水郡三南面南淮里	1120-1130	100	10
三水郡三南面新昌里	1120-1130	100	10
三水郡三南面花溪里	1120-1130	100	10

〔西北方三軒にして載天峰あり、虛川江は北二軒の處を曲流北走し部落は山陰中腹に在り〕
 〔谷間に在り、西に一四三四米の潤起峰聳え、東四・五軒には一三二四米の節徳山あり〕
 〔小川の沿岸に點在し、部落の西側を北に向へる一條の聯路あり〕
 〔東南二軒の處には一五九三米の華蓋峰聳立す〕
 〔小川の左岸に沿ひて點在し、一條の聯路部落の東側を南北に走る、東南二軒の處には一五九三米の華蓋峰あり〕
 〔仲坪川左岸の傾斜地に在り、西一軒には一五九三米の華蓋峰聳立す〕
 〔小川の沿岸に在り、南には濕地續き、西北二軒には一五九三米の華蓋峰あり〕
 〔下石里の西隣、小川の沿岸に在り、西北一・五軒には一五九三米の華蓋峰を望む〕
 〔小川の沿岸に點在し流れて西に走れる一條の聯路あり〕
 〔小川に沿ひて東西に走れる一條の聯路あり〕
 〔一五九三米の華蓋峰聳立す〕
 〔一條の聯路部落を貫く、北には濕地あり〕
 〔仲坪川の沿岸に在り、上里より北向し來れる一條の連路は此の地を過ぎ流れて沿ひて西に走り仲坪場に至る〕
 〔仲坪川右岸に在り、上里より仲坪場に至れる一條の連路は部落を貫き流れて北に北走す〕
 〔仲坪川右岸に在り、上里より仲坪場に至れる連路は部落を貫き流れて沿ひて北に向ふ〕
 〔仲坪川右岸に在り、上里より仲坪場に至れる連路は部落を貫き流れて沿ひて北に向ふ〕
 〔仲坪川上流右岸に在り、上里より北向し來れる連路は此の地を過ぎ流れて沿ひて更に北し仲坪場に至る〕
 〔南淮里の南、仲坪川の上流に跨つて立地す。南四軒の處に一七五米の紫星嶺あり小路によりて通ず〕
 〔仲坪川の上流右岸に在り、流れて沿へる一條の聯路は部落の北を過ぐ〕

三水郡三南面北水里	1120-1130	10	10
三水郡三南面(東新)	1100-1110	100	10
豊山郡熊耳面(屏風洞)	1120-1130	100	10
豊山郡熊耳面(南岩)	1120-1130	100	10
甲山郡山南面(大福)	1100-1110	100	10
甲山郡山南面會福里	1100-1110	100	10
甲山郡山南面(三浦)	1100-1110	100	10
甲山郡山南面(曹每)	1100-1110	100	10
甲山郡山南面草坪里	1100-1110	100	10
甲山郡山南面(下草坪)	1100-1110	100	10
甲山郡山南面(新豊)	1100-1110	100	10
甲山郡山南面(圓峰里)	1100-1110	100	10
甲山郡山南面丹唇里	1100-1110	100	10
甲山郡山南面於隱里	1100-1110	100	10
甲山郡山南面隣里	1100-1110	100	10
甲山郡山南面(伐洞)	1100	100	10
甲山郡山南面(柯蘇洞)	1100-1110	100	10
甲山郡山南面時化里	1000-1010	100	10

第五章 聚落の高度

仲坪川上流左岸に在り
 〔仲坪川支流沿岸溪谷に在り、南二・五軒には一七五米の紫星嶺あり小路によりて通ず〕
 〔北四軒の處に一七五米の紫星嶺あり〕
 〔谷間に在り、北二軒にして甲山郡山南面と界す〕
 〔熊耳江上流の溪谷に在り、江に沿ひて北走し來れる連路は此の地を過ぎて仲坪場に向ふ〕
 〔會福里の西南に在り、西北約五軒には紫星嶺あり〕
 〔熊耳江上流溪谷に在り、北二軒にして會麟面と界す〕
 〔山南面の北端に在り、部落の南には聯路ありて西惠文嶺を経て院德場里に至る〕
 〔虛川江支流の上流溪谷に在り〕
 〔一七〇二・一米の喜色峯の南三軒半、虛川江支流の谿谷に介在す〕
 〔虛川江支流の谿谷に在り〕
 〔熊耳江支流の谿谷に在り、部落の中央を走る聯路一條あり〕
 〔熊耳江上流の谿谷に在りて、部落の中央には東西に貫通する聯路一條あり〕
 〔於隱里の約一軒西北に在り〕
 〔背後に一七三四・四米の山を控へ部落は山の中腹に於て南面に立地す〕
 〔南方二軒の處に虛川江の流れあり。東方約三軒の處に大嶺聳立す〕
 〔虛川江支流の上流谿谷に在り、東北三軒にして一五五八・二米の大嶺山聳立す〕

朝鮮の聚落 (前篇)

甲山郡山南面 (絶嶽谷)	1190	1	1	1
甲山郡山南面石幕里	1200-1220	1	1	1
甲山郡會麟面東水里	1210-1230	1	1	1
甲山郡會麟面別興里	1210-1230	1	1	1
甲山郡會麟面 (聖人里)	1210-1230	1	1	1
甲山郡會麟面隱浦里	1210-1230	1	1	1
甲山郡會麟面 (明堂里)	1210-1230	1	1	1
甲山郡會麟面羅山里	1210-1230	1	1	1
甲山郡會麟面檜山里 (内羅山)	1210-1230	1	1	1
甲山郡會麟面(檜洞)	1210-1230	1	1	1
甲山郡會麟面上里	1210	1	1	1
甲山郡會麟面 (寺品里)	1210-1230	1	1	1
甲山郡會麟面 (長德里)	1210-1230	1	1	1
甲山郡會麟面新興里	1210-1230	1	1	1
甲山郡長平面東興里	1210-1230	1	1	1
豊山郡里仁面内里	1210-1230	1	1	1
豊山郡里仁面 (清龍内)	1210-1230	1	1	1
豊山郡里仁面(水碓)	1210-1230	1	1	1

喜色峰の東北二軒の處に數戸の民家あり
 大嶽山南麓に在り部落は南北一・五軒に互つて狭長に散在す
 仲坪川支流沿岸の谷間に在り、東南三軒の處に一七〇二米の喜
 色峰あり
 仲坪川上流右岸の緩傾斜地に在り、部落の東側を南北に走れる
 一條の小路あり
 仲坪川支流右岸の傾斜地に在り、東北二・五軒の處に一三九一
 米の惠文嶺あり
 谷間に在り、東一・五軒に一三九一米の惠文嶺あり、部落を東
 西に貫く聯路は此嶺を過ぎて山南面に入る
 仲坪川右岸の平地に在り、北〇・五軒の處に一三七〇米の利泰
 嶺あり
 仲坪川右岸の平地に在り、部落の西南側に一條の聯路あり
 仲坪川右岸の谷間に在り、部落を南北に貫く一條の聯路あり
 仲坪川右岸の平地に在り、東西に走れる一條の小路は部落の中
 央を貫く
 谷間に在り、東三・五軒には一三二九米の觀山嶺あり
 谷間に在り、一條の小路部落を貫く、東二軒に一三八六米の連
 頭峰あり
 谷間に在り、東一軒餘の處には一三八六米の連頭峰あり、一條
 の小路部落を南北に貫く
 谷間に在り、東北一・五軒に一三八六米の連頭峰、東南一軒に
 一五八八米の大嶽山聳立す
 安那人一戸八人あり、谷間に在り、流れに沿へる一條の聯路は
 部落を東西に貫く、東南三・五軒に觀峰あり
 小川に沿ひて南北に狭長に點在り、部落より三條の聯路及び一
 條の小路を出せり
 谷間に在り、谷底には一條の小路あり、東二軒の處を黃水院江
 曲流北走す
 谷間に在り、部落より三條の小路を出せり、東二軒の處には黃
 水院江曲流北走す

甲山
都倉

豊山郡里仁面山店徳	1110-1120	七	六	一七
豊山郡里仁面(院達)	1000-1010	三	一	一
豊山郡里仁面 (草坪里)	110-1120	六	一	一
豊山郡里仁面新興里	1000-1210	三	一	一
豊山郡里仁面 (明堂里)	1120-1130	六	一	一
豊山郡里仁面新興里	1020-1020	三	一	一
豊山郡里仁面 (小上里)	1120-1120	六	一	一
豊山郡里仁面舞金里	1120-1120	三	一	一
豊山郡里仁面 (新加財洞)	1120-1120	三	一	一
豊山郡里仁面 (蘆田項)	1120-1120	三	一	一
豊山郡里仁面 (魯敬徳)	1120-1120	三	一	一
豊山郡天南面新興徳	1120-1120	三	一	一
豊山郡天南面麻土里	1120-1120	三	一	一
豊山郡天南面(長徳)	1120-1120	三	一	一
豊山郡天南面 (嶺城洞)	1120-1120	三	一	一
豊山郡天南面 (如雲洞)	1120-1120	三	一	一
豊山郡天南面水渭里	1120-1120	三	一	一
豊山郡天南面果山里	1120-1120	三	一	一
豊山郡天南面 (東薪里)	1120-1120	三	一	一
豊山郡天南面陽坪里 (新昌洞)	1120-1120	三	一	一

第五章 聚落の高度

黃水院江左岸の谷間に在り、部落より三條の聯路及び一條の小
 路を出せり
 黃水院江右岸に在り、部落を東西に貫く聯路あり
 黃水院江右岸の傾斜地に在り
 谷間に在り、東一軒にして一五八九米の黃土嶺の臺地あり
 一五八九米の黃土嶺臺地西側の谷間に在り、部落を東西に貫く
 一條の聯路あり
 谷間に在り、部落は流れに沿ひて東西に狭長に點在り
 谷間に在り、東北四軒に一八三九米の觀峰聳立す
 谷間に在り、東北三軒の處に一八三九米の觀峰を望む
 西北方約一軒高度一五〇六米の處に數戸の民家あり。一五八九・
 四米の黃土嶺南麓に在り
 緩傾斜地に在り、西三軒の處を黃水院江曲流北走す
 緩傾斜地に點在り、部落の西南に一條の聯路あり
 小川右岸段丘上に點在り、端川より都倉を経て甲山に至る遠路
 は部落の東一軒の處を北走す
 谷間に在り、端川より都倉を経て甲山に至れる遠路は北二軒の
 處を北走す
 台地上に在り、部落を東西に貫く一條の小路あり
 谷間に在り、西一軒の處に一五八九米の黃土嶺あり
 間谷に在り、一條の聯路部落を南北に貫く、北六軒には二一五
 〇米の檢徳山聳立す
 谷間に在り、南二より五軒に一七〇六米の鶴峰あり
 西に一七〇六米の鶴峰あり。谷間に在り
 谷間に在り、一條の小路部落の南に走る。西南三軒一三三一米
 の烽火山あり
 谷間に在り、南北に走れる一條の小路は部落の東側あり

朝鮮の聚落 (前篇)

甲山郡雲興面鳳頭里	1080-1080	六	六	六	六
甲山郡雲興面生長里	1080-1080	二	七	六	六
甲山郡雲興面	1150-1150	一〇	一	一	一
甲山郡雲興面(東吾曲)	1150-1150	一〇	一	一	一
甲山郡雲興面(細洞)	1150-1150	一〇	一	一	一
甲山郡雲興面東興里	1170-1100	三	三	三	三
甲山郡雲興面雪嶺里	1190-1130	三	四	三	三
甲山郡雲興面	1310-1150	四	一	一	一
甲山郡雲興面(水研洞)	1310-1150	四	一	一	一
甲山郡雲興面	1320-1150	三	一	一	一
甲山郡雲興面(峯下)	1320-1150	一	一	一	一
甲山郡雲興面(小樺洞)	1320-1150	一〇	一	一	一
甲山郡雲興面(大樺洞)	1320-1150	四	一	一	一
甲山郡雲興面(柳洞)	1350-1150	五	一	一	一
甲山郡雲興面龍岩里	1350-1150	五	一	一	一
甲山郡雲興面(場水)	1350-1150	三	七	五	八

谷間に在り、流れに沿へる一條の聯路部落を南北に貫く

〔谷間に在り、流れに沿へる一條の小路部落の南側を東西に走る、又南に小路を出す〕

段丘に在り、部落の西を南北に走れる一條の小路あり

〔南大川左岸の段丘に在り、部落を貫く一條の小路あり、東北六軒には二一五〇米の檢徳山あり〕

谷間に點在す、西南二・五軒には二〇〇三米の萬塔山聳立す

雲龍江右岸の谷間に在り

雲龍江岸の谷間にあり、西南二軒には一五六四米の靈頭峰あり

雲龍江岸に在り、部落の背後は巖を成す

建物の記號二あり。雲龍江支流の谿谷に在り

憲兵出張所を置かれたることあり

〔南方三軒の處に一六二七米の長徳峰あり、部落は雲龍江右岸に在り〕

雲龍江の上流に沿ひて民家散在す

〔北一軒の處には東西四軒南北一軒半の湿地あり、其の中央は池をなす〕

東方四軒の處に一八三六米の雲嶺峰あり

一七二二米の山南麓に二、三戸あり

〔谷間に在り、東には柳靦ありて、柳靦の峰近くに已に民家見ゆ〕

北三軒の處に二〇四二米の小大角峰あり。南三軒にして端川郡北斗日面と界す。谷間に在り

〔北一軒半にして一五五三米の高徳山聳立す〕

甲山郡

甲山郡雲興面	1120-1100	三	一	一	一
端川郡南斗日面(逢春洞)	1120-1120	三	一	一	一
端川郡南斗日面(黄雲洞)	1110-1120	五	一	一	一
端川郡南斗日面(水菜洞)	1000-1120	三	一	一	一
端川郡南斗日面(嶺徳)	1000-1120	三	一	一	一
端川郡南斗日面(東山)	1000-1120	二	一	一	一
端川郡南斗日面(炭釜洞)	1000-1100	六	一	一	一
端川郡南斗日面(大福洞)	1000-1010	二	一	一	一
端川郡南斗日面(探藥洞)	1080-1020	二	一	一	一
端川郡北斗日面(大西谷)	1120-1120	四	一	一	一
端川郡北斗日面(小西谷)	1110-1120	二	一	一	一
端川郡北斗日面(別有洞)	1110-1120	四	一	一	一
端川郡北斗日面(女眞坪)	1010-1020	四	一	一	一
端川郡北斗日面(柏田)	1110-1110	六	一	一	一
端川郡北斗日面(小麻徳)	1120-1120	五	一	一	一
端川郡北斗日面(麻徳庄)	1080-1110	五	一	一	一
端川郡北斗日面(九十徳)	1110-1110	五	一	一	一
端川郡北斗日面徳應	1120-1120	五	一	一	一

靈頭峰南麓の谷間に部落あり

〔部落の南側を東北に走れる一條の小路あり、北〇・一軒に一五九七米の龍淵山あり〕

〔部落の西側を南北に走れる一條の聯路あり、南一軒に一五六五米の覆蓋峰聳立す〕

〔一五六五米の覆蓋峰の東南側に在り、部落の中央を南北に走れる一條の聯路あり〕

〔南一軒に一五六五米の覆蓋峰聳え、部落は谷間に在りて一條の小路谷底を走る〕

〔東に赤木嶺あり。部落は谷間に在り、東南三軒に一二六四米の山峰山聳ゆ〕

〔東北二軒の處に一五九七米の龍淵山あり。部落は谷間に在り、部落を南北に貫く一條の小路あり〕

〔大福洞の西隣の地なり。部落は谷間に在り、部落を貫きて南北に走れる一條の小路あり〕

谷間に在り

谷間に在り、一條の小路部落を貫く

〔南方五軒半の處に一五〇六米の徳滿山あり。部落は谷間に在りて谷底に一條の小路走る〕

東城津より北惠山鎮に至る二等道路沿ふ

龍峯より堡巨里を経て新徳場に至る達路部落を貫きて北す

〔龍峯より堡巨里を経て北走し來れる達路は部落の東を過ぎて更に北向し新福場、惠山鎮に至る〕

〔傾斜地に在り、一條の聯路部落を貫く、龍峯より堡巨里を経て新福場に向へる達路は部落の西を過ぐ〕

〔北大川支流右岸の台地上に在り、部落を南北に貫く一條の小路あり〕

北には城津より惠山鎮に至る道路あり

朝鮮の聚落 (前篇)

端川郡北斗日面	1120-1160	四	一	谷間に在り、部落より四條の小路を放射せり
端川郡北斗日面 (新興洞)	1010-1030	一〇	一	谷間に在り、東一軒半にして咸鏡北道城津郡鶴西面と界す
端川郡北斗日面 (元水洞)	1020-1020	四〇	一	城津より新福場を経て惠山鎮に至る道路に沿ふ
端川郡北斗日面 (南別里)	1020-1120	一〇〇	一	東二軒の處に一五〇六米の德滿山あり
端川郡北斗日面 (南別里)	1110-1130	七〇	一	東北二軒の處に德滿山聳ゆ
端川郡北斗日面 (間城德)	1020-1020	二〇	一	德滿山南麓の溪谷部落なり
端川郡北斗日面 (陰地洞)	1120-1130	七〇	一	德滿山南麓の溪谷部落なり
端川郡北斗日面 (陽地洞)	1120-1120	四〇	一	谷間に在り、東北三・五軒の處には一五〇六米の德滿山聳え立
端川郡北斗日面 (大檢)	1110-1110	一〇〇	一	谷間に在り、谷底を南北に走れる小路あり又東に一條の小路を
端川郡北斗日面 (小檢)	1020-1100	三〇	一	谷間に在り、一條の小路部落を貫く
端川郡北斗日面 (金洞直谷)	1020-1120	一五〇	一	東南方二軒の處に一二八九米の峰燧峴あり
端川郡北斗日面 (鷹峰)	1020-1130	四〇	一	東一軒にして咸鏡北道城津郡に境す
端川郡北斗日面 (新節谷)	1020-1120	六〇	一	城津郡鶴西面と境す
端川郡北斗日面 (林哥洞)	1100-1120	六〇	一	谷間に在り、谷底を南北に過ぐる一條の小路部落を貫く、南に
端川郡北斗日面 (臥洞)	1100-1120	一六〇	一	一四二四米の山を眞近く控ゆ
端川郡北斗日面 (東新德)	1120-1120	二〇	一	溪谷に在り、谷底を東西に過ぐる小路部落を貫く、
端川郡北斗日面 (長山)	1120-1120	一〇〇	一	一條の小路部落を南北に貫く、東三軒の處には一五〇六米の德
端川郡北斗日面 (市井浦)	1120-1120	四〇	一	滿山聳立す
端川郡北斗日面 (市井浦)	1120-1120	四〇	一	台地の北邊縁に在り、西一軒餘の處を北大川南流す

甲山 魚坪里

端川郡北斗日面龍陽	1000-1010	三〇	三	〔谷間に在り、龍峯より堡巨里を経て北走し來れる遼路は部落を貫きて更に北し新福場、惠山鎮に至る
端川郡北斗日面 (鷹田)	1010-1020	六〇	一	〔部落を東北に貫く一條の小路あり、東〇・五軒には龍峯より堡巨里を経て惠山鎮に至る遼路北走す
端川郡北斗日面 (黃鐵洞)	1110-1130	二〇	一	〔南方二軒に銀鈴の鎮あり、谷底を走れる一條の小路部落を東西に貫く
端川郡北斗日面 (芝草庄)	1110	一	一	北大川支流右岸台地の邊縁に在り
端川郡北斗日面 (東村)	1010-1020	六〇	一	〔北大川支流右岸台地に在り、部落の西には南北に走れる一條の
端川郡北斗日面 (仲德)	1104	一	一	〔聯路あり
端川郡北斗日面 (前德)	1020-1110	三〇	一	小川左岸の段丘上に點在す。一條の小路部落を東西に貫く
端川郡北斗日面 (白岩洞)	1020-1100	六〇	一	〔北大川右岸の台地に在り、南北に走れる聯路と東西に向へる小路とが此の地に於て交錯す
豊山郡里仁面廣下里	1020-1100	六〇	一	谷間に在り、東西に谷底を走れる聯路部落を貫く
豊山郡里仁面 (安梁里)	1020-1020	三〇	一	黃水院江の左岸に在り
豊山郡里仁面 (浦栗)	1020-1020	四〇	一	黃水院江左岸に在り
豊山郡安山面 (盤德里)	1120-1120	二〇	一	盤德里の對岸、地境里川左岸の地に在り
豊山郡安山面 (屏風洞)	1020-1020	四〇	一	〔黃水院江と地境里川の合する所に近く部落あり、南には濕地あり
豊山郡安山面 (老龍峰)	1120-1100	三〇	一	地境里川岸の溪谷に在り
豊山郡安山面 (細長嶺)	1120-1100	三〇	一	〔東南方三軒の處には一六六〇米の老龍峰聳え、北に草德坪の濕地續く
豊山郡安山面 (安浦洞)	1120-1120	一〇	一	黃水院江左岸に在り
豊山郡安山面 (德屯地)	1120-1120	二〇	一	黃水院江左岸に在り

第五章 聚落の高度

朝鮮の聚落(前篇)

豊山郡安山面(興利洞)	1120-1120	50	1	1	黄水院江左岸に在り
豊山郡安山面(沙草坪)	1000	1	1	1	黄水院江の右岸、莫德坪の濕地の北に在り
豊山郡安山面(水碓洞)	1010-1020	50	1	1	黄水院江左岸に在り
豊山郡安山面(麻田洞)	1020-1020	50	1	1	黄水院江右岸、莫德坪の東に在り、東方二軒には老龍峰聳ゆ
豊山郡里仁面(厚嶺洞)	1010-1010	50	1	1	溪谷に在り、北二軒には一四〇〇米の烽燧峰聳ゆ
豊山郡里仁面(苗崖里)	1120-1120	50	1	1	烽燧峰西麓、黄水院江右岸に在り
豊山郡里仁面(下園項)	1020-1110	50	1	1	烽燧山の北二軒に在り
豊山郡里仁面(上園項)	1120-1110	50	1	1	烽燧峰の東北二軒に在り、部落は廣く散在す
豊山郡安山面(岡峰)	1120-1120	50	1	1	黄水院江の右岸に在り
豊山郡安山面(深浦)	1110-1100	50	1	1	黄水院江支流の溪谷に在り、北二軒半の處には一六六〇米の老龍峰、東三軒には一七六〇米の希砂峰あり
豊山郡安山面(陽坪里)	1110-1120	50	1	1	黄水院江右岸に在り
豊山郡安山面(滋幣)	1100-1130	50	1	1	黄水院江右岸に在り、部落は廣く散在す
豊山郡安山面(長洞)	1120-1120	50	1	1	東に長洞嶺ありて天南面との境をなす、南三軒の處には一六二二米の頭雲峰あり
豊山郡安山面(嚴防洞)	1110-1120	50	1	1	小路に沿ひ西三軒にして一三九五米の嚴防洞嶺あり
豊山郡安山面(雙浦)	1110-1120	50	1	1	黄水院江右岸に在り
豊山郡安山面(水邊村)	1020-1120	50	1	1	黄水院江右岸に在り
豊山郡安山面(昭洞)	1120-1120	50	1	1	黄水院江支流の溪谷に在り
豊山郡安山面(東興村)	1110-1110	50	1	1	黄水院江支流の溪谷に在り
豊山郡安山面(東新洞)	1200-1200	100	1	1	一四三〇米の蕨徳山の南に在り

甲山
新福場

豊山郡安山面(鶴洞)	1130-1130	50	1	1	西方二軒の處に一七六〇米の希砂峰聳ゆ。東北三軒にして蕨徳山あり
豊山郡安山面(九崇徳)	1030-1100	120	1	1	西方三軒に希砂峰あり
豊山郡安山面(直洞)	1200-1010	50	1	1	長洞嶺の東一軒に在り
端川郡北斗日面(康谷)	1130-1100	50	1	1	溪谷に在り
端川郡北斗日面(西谷)	1130-1100	50	1	1	溪谷に沿ひて狭長に散在す
端川郡北斗日面(春芳洞)	1130-1120	50	1	1	丘陵に在り
端川郡北斗日面(上芝洞)	1100-1130	50	1	1	溪谷に在り
端川郡北斗日面(鳳凰徳)	1130-1130	50	1	1	小路に沿ふ
端川郡北斗日面(東谷)	1120-1120	50	1	1	北大川上流に誇つて部落散在す
端川郡北斗日面(釜喉元)	1130-1120	50	1	1	一五九六米の山西の傾斜地に在り
端川郡北斗日面(上園峴)	1120-1120	50	1	1	西川嶺の南に在り
端川郡北斗日面(茅道里)	1100-1110	50	1	1	西川右岸の段丘上に在り
端川郡北斗日面(下西川)	1110-1120	50	1	1	西川上流の溪谷に在り
端川郡北斗日面(楸田洞)	1110-1120	50	1	1	一六九八米の山南の緩傾斜地に在り
端川郡北斗日面(樓居洞)	1120-1120	50	1	1	一六八二米の山の南中腹に在り
端川郡北斗日面(觀峯)	1120-1120	50	1	1	一六七〇米の山の南中腹、緩傾斜地に在り
端川郡北斗日面(西川)	1010-1010	50	1	1	西川上流の溪谷に在り

第五章 聚落の高度

朝鮮の聚落（前篇）

端川郡北斗日面 (洞芝洞於口)	1080—1080	三	—	—	西川支流の溪谷に在り
端川郡北斗日面 (白岩洞)	1160—1160	三	—	—	一六〇五米の山の南中腹に在り
端川郡北斗日面 (合水)	1170—1100	三	—	—	西川支流の溪谷に在り
端川郡北斗日面 (洞芝洞)	1100—1110	二	—	—	西川支流の溪谷に在り。後に一七八一米の山を控ゆ
端川郡北斗日面 (大興洞)	1400—1410	二	—	—	臺地上に在り
端川郡北斗日面 (上草坪)	1170—1180	六	—	—	溪谷に在り
端川郡北斗日面 (丁木嶺)	1120—1100	四	一三	四六	西川支流の溪谷に在り
端川郡北斗日面 (藤地嶺)	1120—1120	三	—	—	聯路に沿ひ臺地上に在り。南に聖人堂嶺あり
端川郡北斗日面 (上西川)	1100—1120	三	—	—	聯路に沿ひ聖人堂嶺の西南に在り
端川郡北斗日面 (舞鶴洞)	1120—1130	三	—	—	溪谷に在り、小路を四軒餘東すれば嶺山嶺あり
端川郡北斗日面 (林洞知機)	1120—1140	三	—	—	臺地の邊緣に在り
端川郡北斗日面 (大華陽洞)	1120—1120	三	—	—	後に一七三〇米の山を控へ部落は南面す
端川郡北斗日面 (飯峯嶺)	1120—1200	三	—	—	臺地上に在り
端川郡北斗日面 (負上洞)	1120—1160	一〇〇	—	—	小路の兩側に在り
端川郡北斗日面 (中村)	1000	—	—	—	西川に沿ふ
端川郡北斗日面 (西川)	1010—1020	五	—	—	西川に沿ふ
端川郡北斗日面 (東谷嶺)	1120—1120	三	—	—	臺地上に在り

端川郡北斗日面 (五峯嶺)	1110—1110	一〇	—	—	臺地に在り
端川郡北斗日面 (下東谷)	1010—1020	三	—	—	北大川上流の溪谷に在り
端川郡北斗日面 (鳩岩洞)	1120—1130	五	—	—	一五八〇米の臺地の西邊緣に在り
端川郡北斗日面 (九石嶺)	1140—1170	三	—	—	北大川左岸に在り
端川郡北斗日面 (石浦)	1010—1020	三	二六	二五	北大川に沿ふ
端川郡北斗日面 (勝芳洞)	1020—1020	一	—	—	北大川上流の溪谷に在り
端川郡北斗日面 (四月鼻)	1020—1100	二	—	—	北大川上流の溪谷に在り
端川郡北斗日面 (九龍沼)	1110—1120	三	—	—	西側に聯路あり
端川郡北斗日面 (黃哲洞)	1120—1120	三	—	—	西方に聯路あり
端川郡北斗日面 (南節水)	1100—1120	四	—	—	臺地上に在り
端川郡北斗日面 (八龍嶺)	1110—1120	六	—	—	北大川右岸の段丘に在り
端川郡北斗日面 (東波)	1120—1120	三	—	—	臺地上にあり、部落を南北に貫通する聯路一條あり
端川郡北斗日面 (新興洞)	1100—1120	四	—	—	臺地上に在り、一條の小路部落を貫通す
端川郡北斗日面 (仲坪)	1100—1110	三	—	—	臺地上の緩傾斜地に在り、小路南北に通ず
端川郡北斗日面 (洪水洞)	1120—1120	二	—	—	臺地邊緣の西南傾斜地にあり
端川郡北斗日面 (朱德浦)	1130—1120	四	—	—	臺地上に在り、部落の東北方に城津より新福場を経て銅店に至る道路通ず
端川郡北斗日面 (芝草嶺)	1120—1120	四	三〇	二八	臺地上に在りて一條の小路南北に通ず

第五章 聚落の高度

朝鮮の聚落(前篇)

端川郡北斗日面(樺田洞)	1180-1180	10	1	臺地上に在り、部落の中央を聯路南北に通ず
端川郡北斗日面(路下村)	1100-1135	15	1	臺地邊緣の東南傾斜地に立地し小路通ず
端川郡北斗日面(清潭)	1080-1080	10	1	路下村の東南傾斜地に在り、一條の小路部落を貫通す
端川郡北斗日面(西村)	1120-1120	10	1	女眞徳の臺地の西南邊緣傾斜地に在り
端川郡北斗日面(女眞徳)	1190-1100	10	1	臺地上に在り
端川郡北斗日面(上村)	1130-1130	10	1	臺地上に在り、部落の東北に新福場より銅店に至る達路あり
端川郡北斗日面(下村)	1110-1130	10	1	女眞徳の臺地の南邊に在り
端川郡北斗日面(東村)	1110-1130	10	1	臺地上に在り
端川郡北斗日面(中徳)	1110-1130	10	1	女眞徳の臺地の東邊縁に在り
端川郡北斗日面(月山徳)	1090-1110	10	1	臺地上に在り、一條の小路部落を南北に貫通す
端川郡北斗日面(大興)	1120-1110	10	1	臺地の中央に在り、四條の小路部落の中央より放射す
端川郡北斗日面(大容村)	1120-1110	10	1	一三二二米の山南傾斜地に在り
端川郡北斗日面(小月山徳)	1120-1120	10	1	北大川右岸の段丘上に在り
端川郡北斗日面(獐洞)	1080-1120	10	1	龍嶺より恵山鎮に至る道路の北、緩傾斜地に在り
端川郡北斗日面(梨木港)	1120-1120	10	1	北大川右岸の段丘上に在り
端川郡北斗日面(土橋)	1000-1030	10	1	北大川右岸の溪谷に在り
端川郡北斗日面(獨杖谷)	1120-1120	10	1	小路通ず
端川郡北斗日面(書齋村)	1120-1120	10	1	龍嶺より恵山鎮に至る道路の南に在り

第五章 聚落の高度

端川郡北斗日面(順峴徳)	1150-1110	10	1	臺地上に在り、一條の小路に沿ふ
端川郡北斗日面(新福場)	990-1010	10	1	龍嶺より恵山鎮に至る道路部落を貫通す、又大遠山嶺を経て吉州に至る道路あり、部落は小河に沿ふ
端川郡北斗日面(泉徳)	1120-1120	10	1	臺地上に在り、小路あり
端川郡北斗日面(豊舞徳)	1120-1120	10	1	東北方二軒の處に一七二二米の火蟻峯聳立す、東南一軒に新福場より大遠山嶺を過ぎ吉州に至る達路東北に走る
端川郡北斗日面(入震洞)	1120-1120	10	1	臺地上に在り、小路錯綜し、東北二・五軒に一七二二米の火蟻峯聳立す
端川郡北斗日面(城東)	1000-1010	10	1	峯谷に在り、新福場の東北一、五軒に點在し、流れに沿ひて達路あり
端川郡北斗日面(中村)	1080-1090	10	1	溪谷に在り、流れに沿ひて一條の道路あり、北二軒餘の處に一七二二米の火蟻峯聳立す
端川郡北斗日面(柳亭)	1090-1110	10	1	溪谷に在り、流れに沿ひて一條の達路あり、西北二軒に一七二二米の火蟻峯聳立す
端川郡北斗日面(間甲山洞)	1120-1120	10	1	溪谷に在り、新福場より流れに沿ひて西北走し來れる一條の達路は大遠山嶺を過ぎて吉州に至る
端川郡北斗日面(朱洞)	1120-1100	10	1	溪谷に在り、流れに沿ひて一條の達路あり、東南三軒に一八二九米の安班徳の台地あり
端川郡北斗日面(甲山谷)	1130-1130	10	1	溪谷に在り、流れに沿へる一條の達路あり、南三軒に一八二九米の安班徳の台地あり
端川郡北斗日面(海州坪)	1130-1120	10	1	溪谷に在り、流れに沿ひて新福場より西北走し來れる達路は此の地に於て東南に折れ吉州に至る
端川郡北斗日面(下甲山洞)	1130-1120	10	1	小河の右岸段丘上に在り、新福場は西二軒の處に在り
端川郡北斗日面(釜子沼)	1120-1120	10	1	北方四軒の處に一九〇四米の嶺山嶺あり、台地の南邊縁に在り
端川郡北斗日面(張洞)	1120-1120	10	1	て南、海州坪の溪谷に小路を出せり
端川郡北斗日面(火蟻峯後)	1140-1120	10	1	西二軒に一七二二米の火蟻峯あり
端川郡北斗日面(草坪)	1110-1110	10	1	火蟻峯の北中腹に在り、西川の支流北に流る

朝鮮の聚落 (前篇)

地名	標高	地形	備考
端川郡北斗日面 (訓練徳)	1130-1100	△	西川支流左岸の段丘上に在り
端川郡北斗日面 (小華陽洞)	1140-1120	△	西川支流の溪谷に在り、南二軒半の處に一七二二米の火蟻峯峰
吉州郡陽社面 (小西門洞)	1100-1130	△	南方二軒に一九〇四米の嶺山嶺あり
吉州郡陽社面 (間谷)	1110-1120	△	南大川支流の溪谷に在り
吉州郡陽社面 (朔沙洞)	970-1100	△	南大川支流の溪谷に在り
端川郡北斗日面 (東谷)	1150-1130	△	臺地上に在り
端川郡北斗日面 (朔芝洞)	1150-1140	△	臺地上に在り
端川郡北斗日面 (上草坪)	1150-1150	△	臺地上に在り
吉州郡陽社面 (列結水)	1140-1150	△	南大川上流の溪谷に在り、南四・五軒の處には一二二二米の大角峯北五軒半には一九八七米の高頭山あり
吉州郡陽社面 (南夕白岩)	1140-1150	△	茂山郡三社面の一八〇六米の臺地南邊の傾斜地に在り
吉州郡陽社面 (東台村)	1150-1150	△	茂山郡三社面の臺地南邊の傾斜地に在り
吉州郡陽社面 (館燈)	1140-1140	△	茂山郡三社面臺地の南邊縁に在り、東二軒には大澤池あり
吉州郡陽社面 (自致洞)	1140-1150	△	大澤と稱する池の西南一軒餘の處に在り、大澤の周圍は東西三軒半、南北二軒の濕地なり。民家は台地の傾斜地に散在す
吉州郡陽社面 (大澤)	1140-1140	△	南大川左岸の段丘上に在り
吉州郡陽社面 (内澤)	1130-1130	△	南大川左岸の溪谷に在り
吉州郡陽社面 (元洞)	1130-1130	△	東南には吉州より茂山に北向する道路あり、西北方二軒餘の處には大澤(池)及び濕地あり
吉州郡陽社面 (館基)	1130-1130	△	
吉州郡陽社面 (北溪水)	1130-1130	△	

甲山合水

地名	標高	地形	備考
吉州郡陽社面(西嶺)	1120-1120	△	南大川支流右岸の段丘上に在り
吉州郡陽社面(東嶺)	1120	△	南一軒半にして南大川東南方に流れ、吉州より延岩を経て茂山に至る道路は西一軒の溪谷を北走す
吉州郡陽社面(板橋洞)	1170-1130	△	南大川より小路來る、台地上に在り、南三軒の處を南大川東南に流る
吉州郡陽社面(合水)	1100-1110	△	南大川上流の溪谷に在り
吉州郡陽社面(蓬田徳)	1150-1110	△	南大川左岸の傾斜地に在り
吉州郡陽社面(館西)	1170-1130	△	南大川上流右岸の段丘上に在り
吉州郡陽社面(勝地白岩)	1120-1120	△	南大川上流右岸の傾斜地に部落散在し、東南より西北に走る聯路一條あり
吉州郡陽社面(安古方)	1150-1120	△	南大川上流右岸段丘上に在り
吉州郡陽社面(北村)	1150-1130	△	南大川上流右岸段丘上に在り
吉州郡陽社面(南山中村)	1150-1120	△	南大川上流右岸の段丘上に在り
吉州郡陽社面(東村)	1150-1130	△	南大川右岸の段丘上に在り
吉州郡陽社面(後洞)	1150-1130	△	南大川上流右岸の段丘上に在り
吉州郡陽社面(内庫房)	1140-1140	△	南大川上流右岸の臺地上に在り、一條の聯路部落を貫通す
吉州郡陽社面(下南溪)	1100-1130	△	南大川上流右岸の臺地に在り
吉州郡陽社面(上南溪)	1100-1130	△	南大川上流右岸の臺地に在り、部落より聯路三條出づ
吉州郡陽社面(南夕)	1100-1130	△	南大川支流左岸の段丘上に在り
吉州郡陽社面(小桃花洞)	1100-1130	△	南大川支流左岸段丘上に在り
吉州郡陽社面(桃花洞)	1100-1130	△	南大川支流溪谷に在り
吉州郡陽社面(新興洞)	1120-1120	△	南大川支流右岸の谷間に介在す

第五章 聚落の高度

朝鮮の聚落 (前篇)

郡名	聚落名	標高	方位	備考
吉州郡	陽社面(上徳)	1530-1540	西	南大川支流右岸の臺地上に在り、部落の西を南北に通ずる一條の聯路走る
吉州郡	陽社面(籬山)	1500-1540	西	南大川支流右岸の臺地上に在り部落の中央を南北に通ずる一條の聯路走る
吉州郡	陽社面(桃興洞)	1500-1530	西	臺地上に在り、東五百米にして威鏡南道端川郡北斗日面と境す
吉州郡	陽社面(小登嶺)	1300-1360	西	南大川右岸の臺地上に在り、部落の中央を南北に貫通する一條の聯路あり
吉州郡	陽社面(大登嶺)	1300-1360	西	南大川右岸の臺地に在り
吉州郡	陽社面(南徳)	1400-1490	西	北一籽半の處に南大川東南に流る
吉州郡	陽社面(鷹峯)	1500-1550	西	臺地上に在り、南一籽にして威鏡南道端川郡北斗日面に接す、部落の北は頽岩なり
吉州郡	陽社面(新陽坪)	1000-1060	西	南大川沿岸の溪谷に在り、川に沿ひて吉州より茂山に至る道路あり
吉州郡	陽社面(鷹橋洞)	1100-1200	西	南大川左岸に在り
吉州郡	陽社面(簡登)	1500-1560	西	北二籽にして茂山郡三社面に界す、部落は南向きなり、台地に在り
吉州郡	陽社面(東山台)	1000-1100	西	南大川左岸の溪谷に在り
吉州郡	陽社面(大岩洞)	1100-1100	西	部落は南向きにて、背後一帯は露岩なり
吉州郡	陽社面(小岩洞)	1100-1130	西	大岩洞の東南一籽に在り
豊山郡	天南面(蜂燧洞)	1000-1050	西	黄谷川上流谷間に在り、一條の聯路南北に走りて此の部落を横斷す
豊山郡	天南面(柵洞)	1100-1130	西	西南三・五籽の處に一五九五米の希砂峰あり、部落は西面傾斜地に點在す
豊山郡	天南面(大竹徳)	1000-1050	西	一五九五米の希砂峯の西麓谷間に在り、部落は東西に狭長に延ぶ
豊山郡	天南面(小竹徳)	1000-1000	西	一五九五米の希砂峰の西方四籽の處に在り、北三・五籽には南大川あり

四四〇

甲山里

郡名	聚落名	標高	方位	備考
端川郡	木下面(西陽洞)	1180-1200	西	松花洞の北、豊山郡天南面の界に接す
端川郡	木下面(松花洞)	1010	西	一條の聯路部落の西を南北に走る、西南四籽には一五九五米の希砂峰あり
端川郡	木下面(元洞)	1100-1160	西	南大川上流の谷間に在り、一條の小路は部落を南北に貫通す
端川郡	木下面(桃花水)	900-1000	西	部落の北は豊山郡天南面界なり
端川郡	木下面(東沙洞)	900-1010	西	南大川上流の溪谷に在り
豊山郡	熊耳面(新洞場里東作洞)	1100-1180	西	南四・五籽に一四二九米の圓峙山あり、黄谷川は西二・五籽の處を南流す
豊山郡	熊耳面(樺田洞)	1100-1300	西	東西に走る聯路に沿ふ、東一籽には一三〇九米の東作嶺あり
豊山郡	熊耳面(屹立洞)	1100-1130	西	部落を南北に貫く一條の小路あり
豊山郡	熊耳面(石山里)	1050-1180	西	部落を南北に貫く小路あり
豊山郡	熊耳面(虎岩)	1100-1160	西	東西に狭長なる谷間に點在し、之れを貫く一條の聯路あり
豊山郡	熊耳面(防川洞)	1000-1060	西	部落を南北に貫く小路あり
豊山郡	熊耳面(龍會里)	900-1000	西	熊耳江左岸に在り、咸興及び北青より甲山に走る自動車道路は東一籽の處を北走す
豊山郡	熊耳面(水站洞)	1100-1160	西	熊耳江支流沿岸に在り、流れに沿ひて一條の聯路南北に走る
豊山郡	熊耳面(山岩洞)	1110-1180	西	熊耳江支流左岸に在り、一條の小路部落を東西に貫く
豊山郡	熊耳面(西作洞)	1100-1160	西	北一籽に一三〇五米の山高峙あり
豊山郡	熊耳面(龍會里)	1100-1130	西	熊耳江支流沿岸溪谷に在り
豊山郡	熊耳面(東作洞)	1000-1110	西	熊耳江支流沿岸溪谷に在り、流れに沿ひて一條の聯路南北に走る
豊山郡	熊耳面(宣興里)	1000-1010	西	熊耳江支流沿岸溪谷に在り、支流に沿ひて南北に走る一條の聯路は部落を縦貫す

第五章 聚落の高度

四四一

朝鮮の聚落 (前篇)

豊山郡熊耳面鷹德里	1120-1110	四	五	六
豊山郡熊耳面(倉洞)	90-100	五	一	七
豊山郡里仁面新元上里	1120-1110	一〇〇	三	三
豊山郡里仁面(徳村)	1120-1110	三	一	三
豊山郡里仁面(間村)	1120-1110	三	一	三
豊山郡里仁面(守文水洞)	1120-1110	三	一	三
豊山郡里仁面(金盤形)	1120-1110	三	一	三
豊山郡里仁面雪鶴里	1120-1110	三	一	三
豊山郡里仁面直里	1120-1110	三	一	三
豊山郡里仁面(綵達洞)	1120-1110	三	一	三
豊山郡里仁面(三峰里)	1120-1110	三	一	三
豊山郡里仁面(蓮花洞)	1120-1110	三	一	三
豊山郡里仁面廣上里	1120-1110	三	一	三
豊山郡里仁面(中府郡)	1120-1110	三	一	三
豊山郡里仁面(土避洞)	1120-1110	三	一	三
豊山郡里仁面(甘土洞)	1120-1110	三	一	三
豊山郡里仁面(梨花洞)	1120-1110	三	一	三
豊山郡里仁面深浦里	1120-1110	三	一	三
豊山郡里仁面財利院	1120-1110	三	一	三

四四二

〔熊耳江支流沿岸に在り、部落の西には北青及び咸興より甲山に至る二等道路北向す〕
 熊耳江右岸の谷間に在り
 小河の沿岸に在り、西北二軒には一六四三米の天立山洞嶺あり
 小河の沿岸に在り、流れに沿ひて東西に走る一條の聯路は部落を縦貫す
 〔小河の沿岸に在り、流れに沿ひて東西に走る一條の聯路は部落を縦貫す〕
 南向緩傾斜地に立地す、北一・五軒には一八三七米の鷹徳山嶺あり
 〔北青及び咸興より黄水院を経て甲山に至る道路は部落の西を北向し、北三・五軒にして一五四六米の鷹徳嶺に達す〕
 〔北青及び咸興より黄水院を経て甲山に至る道路は部落の西を北向す〕
 北青及び咸興より黄水院を経て甲山に至る道路に沿ふ
 東北一・五軒に一五五米の綵達洞嶺あり
 小河に沿ふ、部落より三方に聯路を出せり
 〔小河に沿ふ、部落の南を東西に走る一條の聯路あり、南一軒には一五二八米の圓峯嶺あり〕
 〔小河に河ふ、部落を東西に貫く一條の聯路あり、南一軒には一五二八米の圓峯嶺あり〕
 小河に沿ふ、部落を貫く一條の聯路は江に沿ひて南北に走る
 〔緩傾斜地に在り、南には湿地あり、東一軒の處に北青及び咸興より黄水院を経て甲山に向ふ二等道路あり〕
 小河に沿ふ、西一軒の處に一五二八米の圓峯あり
 熊耳江右岸の平地に在り、部落より三方に聯路を出す
 〔熊耳江右岸の谷間に在り、部落を南北に貫く聯路あり、南四軒には一七二五米の三峰山あり〕

甲山

豊山郡里仁面	1120-1110	六	一	一
豊山郡里仁面(南興洞)	1120-1110	六	一	一
豊山郡里仁面(直木洞)	1120-1110	六	一	一
豊山郡里仁面(斗地洞)	1120-1110	六	一	一
甲山郡山南面	1120-1110	六	一	一
甲山郡山南面(黒江)	1120-1110	六	一	一
甲山郡山南面(東新洞)	1120-1110	六	一	一
豊山郡里仁面(雲南洞)	1120-1110	六	一	一
豊山郡里仁面新元下里	1120-1110	六	一	一
豊山郡里仁面士雅里	1120-1110	六	一	一
豊山郡里仁面	1120-1110	六	一	一
豊山郡里仁面(柴文洞)	1120-1110	六	一	一
豊山郡里仁面新豊里	1120-1110	六	一	一
豊山郡里仁面(豊山)	1120-1110	六	一	一
豊山郡里仁面(勝田)	1120-1110	六	一	一
豊山郡里仁面(福田)	1120-1110	六	一	一
豊山郡里仁面(寶坪)	1120-1110	六	一	一
豊山郡安山面(都地坪)	1120-1110	六	一	一
豊山郡安山面(間村)	1120-1110	六	一	一

第五章 聚落の高度

四四三

部落を南北に貫く一條の小路あり
 〔溪谷に在り、部落を貫く一條の聯路は西南より部落に來りて右折東向す〕
 〔西二軒の處に一七二五米の三峰山嶺あり、部落の東に一條の小路を通す〕
 〔東南三軒にして一七二五米の三峰山嶺あり、北二軒の處に熊耳江東流す〕
 一條の聯路部落を貫きて東西に走る。部落の南に黄水院より甲山に向ふ道路あり
 一條の聯路部落を東西に貫く、南方六軒の處に二一三米の大徳山嶺あり、谷間に在り
 地境里川支流沿岸に在り、流れに平行して東西に走る聯路は部落を貫く
 地境里川支流沿岸に在り、一條の聯路部落を貫く、南三軒の處に一五四二米の柴星山あり
 〔部落の東を南北に走る一條の聯路あり、東南二・五軒の處に一五四二米の柴星山あり〕
 地境里川支流左岸の平地に在り、豊山郡廳、里仁面事務所、普通學校、小學校あり、甲山に至る二等道路あり
 地境里川支流に沿ふ、北青及び咸興より黄水院を経て甲山に向ふ二等道路は部落を貫通す
 豊山の東北四軒の谷間に在り
 小河の沿岸に在り、一條の聯路部落を貫通す
 地境里川支流沿岸に東西に長く立地し、東北二軒の處に一五四二米の柴星山あり
 地境里川右岸の平地に在り、部落の南を東西に走る一條の聯路あり
 地境里川右岸に狭長に點在す。南三・五軒の處に一六七一米の高尾峯あり
 地境里川右岸の平地に在り、咸興及び北青より黄水院を経て甲山に向ふ自動車道路は部落を貫きて西北走す

豊山郡安山面(鹿洞)	1100-1130	0		
豊山郡安山面(都家村)	1100-1130	0		
豊山郡安山面(馬底村)	1100-1170	0	379, 200元	
豊山郡安山面(長津洞)	1100-1100	0		
豊山郡安山面(安哥德)	1100-1100	0		
豊山郡安山面(新興)	1100-1130	0		
豊山郡安山面(橋楊)	1100-1100	0		
豊山郡安山面(平豊洞)	1100-1110	0		
豊山郡安山面(元地)	1100-1100	0		
豊山郡安山面(湧泉洞)	1100-1100	0		
豊山郡安山面(沙德村)	1100-1100	0		
豊山郡安山面(黄水院)	1100-1100	0		
豊山郡安山面(斜陽別)	1100-1100	0		
豊山郡安山面(田德)	1100-1100	0		
豊山郡安山面(後洞)	1100-1100	0		
豊山郡安山面(泉水洞)	1100-1100	0		
豊山郡安山面(行岩洞)	1100-1100	0		

地境里川右岸の谷間に在り、南二・五籽には一六七一米の高足峯あり
 地境里川右岸の平地に在り、北青及び威興より黄水院を経て甲山に向ふ二等道路は部落を縦貫す
 地境里川沿岸に在り、北青及び威興より黄水院を経て甲山に向ふ二等道路部落を南北に貫通す
 東北三籽の處に一六七一米の高足峯あり、部落を貫きて東西に走る一條の聯路あり
 部落に沿ひて一條の聯路東西に走る、西北二籽にして一六七一米の高足峯聳立す
 地境里川沿岸に在り、威興及び北青より黄水院を経て甲山に向ふ自動車道路に川に沿ひて東北に走る
 地境里川に沿ふ、威興及び北青より黄水院を経て甲山に至る自動車道路は部落を南北に縦貫す
 地境里川左岸の平地に在り、一條の聯路は部落を東西に縦貫す
 地境里川支流沿岸に在り、南一籽に一六三六米の烽燧峯聳立す
 威興及び北青より黄水院を経て甲山に向ふ二等道路側に在り、東一籽餘には一六三六米の烽燧峯あり
 安山面事務所あり、黄水院江岸の平地に在り、威興及び北青より來れる二等道路は此地に合して甲山に向ふ
 黄水院江左岸の傾斜地に在り、北三籽にして一六三六米の烽燧峯聳立す
 黄水院江左岸に在り、南一籽の處に北青より黄水院に至る自動車道路走る
 黄水院江支流沿岸に南北に狭長に點在す。部落の北は濕地なり
 黄水院江左岸の谷間に在り、部落の南二・五籽の處を威興より甲山に向ふ二等道路東走す
 黄水院江支流沿岸に在り、南二籽の處を威興より新興を経て甲山に向ふ二等道路東走す

豊山郡安山面(新興坪)	1170-1190	0		
豊山郡安山面(愛新坪)	1190-1100	0		
豊山郡安山面(下村)	1100-1100	5		
豊山郡安山面(安興村)	1100	1		
豊山郡安山面(倉坪)	1100-1100	0	400, 267	
豊山郡安山面(會生洞)	1100-1150	3		
豊山郡安山面(朴根洞)	1100-1100	0		
豊山郡安山面(陽地村)	1100	1		
豊山郡安山面(太陽村)	1100-1170	5		
豊山郡安山面(水南村)	1100-1100	0		
豊山郡安山面(水曲)	1100-1100	0		
豊山郡安山面(水榮洞)	1100-1100	0		
豊山郡安山面(田洞)	1100-1100	0		
豊山郡安山面(烽燧洞)	1100-1100	0		
豊山郡安山面(草幕洞)	1100-1100	0		
豊山郡安山面(金山德)	1100-1100	0		
豊山郡安山面(水碓洞)	1100-1170	0		

黄水院江右岸の平地に在り、威興より新興を過ぎ黄水院に向ふ二等道路は此地を東に走る
 黄水院江左岸の平地に在り、威興より新興を経て黄水院に東走する二等道路の兩側に在り
 黄水院江左岸の平地に在り、西には濕地あり、北には威興より新興を経て黄水院に向ふ道路あり
 黄水院江左岸の平地に在り、部落の北には濕地續く
 威興より新興を経て黄水院に向ふ二等道路の左側に點在し、東には濕地あり
 黄水院江右岸の傾斜地に在り、江を隔て、威興より黄水院に至る自動車道路東走す
 黄水院江支流沿岸の傾斜地に在り、南に一四五一米の朴根嶺あり
 黄水院江支流左岸の平地に在り、西二籽の處に一四五一米の朴根嶺あり
 黄水院江支流沿岸に在り、西二籽餘の處に一四五一米の朴根嶺あり、北三籽にして威興より黄水院に至る道路東に走る
 黄水院江支流沿岸の平地に在り、一條の聯路南北に走る
 黄水院江支流沿岸に在り、東一籽の處を北青より黄水院に向ふ二等道路北走す
 黄水院江支流沿岸に在り、西四籽には一六三六米の烽燧峯、北四・五籽には一六七一米の高足峯聳立す
 黄水院江支流沿岸の平地に在り
 黄水院江支流沿岸の谷間に在り、西三籽の處に一六三六米の烽燧峯の聳ゆるあり
 黄水院江支流沿岸に點在す
 黄水院江支流左岸の平地に點在し、部落の南を東西に走る一條の聯路あり
 黄水院江左岸の谷間に在り

朝鮮の聚落 (前篇)

豊山郡安山面(内中里)	1100-1110	10	六七四、00	〔黄水院江左岸の平地に在り、木橋を以て對岸に通じ、對岸は湿地をなす〕
豊山郡安山面(榛德)	1100-1110	10	〃	〔黄水院江左岸に在り、部落の西方には江に沿ひて東西に狭長なる湿地あり〕
豊山郡安山面(蓬田)	1100-1110	10	〃	〔黄水院江左岸の平地に在り、東南三・五軒の處には一四二・一米の希砂峰あり〕
豊山郡安山面(小鷹洞)	1100-1110	10	〃	〔黄水院江左岸の平地に在り、部落を東西に貫く一條の小路あり〕
豊山郡安山面(島内)	1100-1110	10	〃	〔黄水院江左岸の平地に在り、江を隔てて東二・五軒の處に一四二・一米の希砂峰あり〕
豊山郡安山面(眞木亭)	1100-1110	10	〃	〔黄水院江右岸の緩傾斜地に在り、部落北邊より江邊迄は湿地あり、南二軒には一四二・一米の希砂峰あり〕
豊山郡安山面(小作水洞)	1100-1110	10	〃	〔黄水院江右岸の緩傾斜地に在り、部落は湿地の邊縁に點在し、西に一條の聯絡路南北に走る〕
豊山郡安山面(大作水洞)	1100-1110	10	〃	〔黄水院江支流沿岸の谷間に在り、部落を貫く一條の聯絡路あり、東南に一四二・一米の希砂峰を控ゆ〕
豊山郡安山面(巴洞)	1100-1110	10	〃	〔黄水院江右岸の谷間に點在し、東北一・五軒には一四二・一米の希砂峰あり〕
豊山郡安山面(會士洞)	1100-1110	10	〃	〔黄水院江支流右岸に在り〕
豊山郡安山面(内洞)	1100-1110	10	〃	〔黄水院江支流左岸に在りて會士洞と相對す、江に沿ひて一條の聯絡路あり〕
豊山郡天南面(泉谷)	1100-1110	10	〃	〔溪谷に在り〕
豊山郡天南面(雲谷)	1100-1110	10	〃	〔谷間に在り〕
豊山郡天南面(文略坪)	1100-1110	10	〃	〔小河の沿岸に南北に狭長に點在し、南〇・五軒の處に金鑛あり、又一條の聯絡路は小河に沿ひて走る〕
豊山郡天南面(間沼)	1100-1110	10	〃	〔谷間に在り〕
豊山郡天南面(玉浦洞)	1100-1110	10	〃	〔谷間に在り、一條の小路は西北走して甲山郡鎮南面楡浦里に向ふ〕
豊山郡天南面(銅店洞)	1100-1110	10	〃	〔小河の沿岸溪谷に南北に狭長に點在し、北四軒にして二〇〇・二米の活基峯あり〕
甲山郡鎮東面(内楡浦里)	1100-1110	10	〃	

甲山郡 銅店

甲山郡鎮東面(大天水上)	1100-1110	10	〃	〔谷間に在り、北方二・五軒の處には二〇〇・二米の活基峯あり〕
甲山郡鎮東面(小天上水)	1100-1110	10	〃	〔大天水上の東南に隣す〕
甲山郡鎮東面(水碓洞)	1100-1110	10	〃	〔溪谷に在り〕
甲山郡鎮東面(大楡浦里)	1100-1110	10	〃	〔小河の沿岸に在り、流れに沿ひて甲山より銅店里を経て城津に至る二等道路東に向ふ〕
甲山郡鎮東面(楡浦里)	1100-1110	10	〃	〔小河の右岸に在りて東西に狭長なり、流れに沿ひて甲山より銅店里を経て城津に向ふ二等道路東に走る〕
甲山郡鎮東面(南大里)	1100-1110	10	〃	〔小河の沿岸に在り、流れに沿ひて甲山より銅店里、石浦を経て城津に向ふ二等道路東に走る〕
甲山郡鎮東面(上里)	1100-1110	10	〃	〔小河の沿岸に在り、東三軒の處に一七二・七米の南大嶺ありて小路を以て之に達す〕
甲山郡鎮東面(東谷)	1100-1110	10	〃	〔小河の沿岸に南北に狭長に點在す〕
甲山郡鎮東面(掛山雲谷)	1100-1110	10	〃	〔小河の沿岸に在り、部落は東西に伸ぶ〕
甲山郡鎮東面(別鶴洞)	1100-1110	10	〃	〔小河の沿岸に在り、部落は西北より東南に狭長に點在す〕
甲山郡鎮東面(水洞里)	1100-1110	10	〃	〔小河の沿岸に在り、部落は東西に伸ぶ〕
甲山郡鎮東面(蓬井水)	1100-1110	10	〃	〔小河の沿岸に在り、部落は東西に伸ぶ〕
甲山郡鎮東面(周幕里)	1100-1110	10	〃	〔甲山より銅店里を経て東走し來れる二等道路は此地を過ぎて、一六九・六米の天火嶺を越え城津に至る〕
甲山郡鎮東面(銅店里)	1100-1110	10	〃	〔甲山より東せる二等道路は小河に沿ひて此の地に達し城津に至る、北には甲山銅山、道路に沿ひて東北に銅店嶺あり〕
端川郡北斗日面(大陽洞)	1100-1110	10	〃	〔小河左岸の谷間に在り、部落の南に小路あり〕
端川郡北斗日面(農桑洞)	1100-1110	10	〃	〔小河右岸の段丘上に廣く散在す〕
端川郡北斗日面(銀鶴洞)	1100-1110	10	〃	〔小河右岸の谷間に在り、部落を貫く一條の小路あり〕
端川郡北斗日面(港探洞)	1100-1110	10	〃	〔小河右岸の段丘上に在り、南一軒餘の處を甲山より銅店里を経て城津に至る二等道路東に向ふ〕

第五章 聚落の高度

朝鮮の聚落(前篇)

端川郡北斗日面(上水板)	1100—1130	二〇	一	一
端川郡北斗日面(新興德)	1150—1180	六〇	一	一
端川郡北斗日面(江洞)	1120—1100	三〇	一	一
端川郡北斗日面(馬洞板)	1120—1120	四〇	一	一
端川郡北斗日面(新酒幕)	1110—1110	一〇	一	一
端川郡北斗日面(勝芳洞)	1110—1110	一〇	一	一
端川郡北斗日面(魚化洞)	1100—1110	一〇	一	一
甲山郡長平(石得里)	1120—1120	一〇	一	一
甲山郡長平(資福寺)	1080—1080	一〇	一	一
甲山郡長平(側里)	1080—1080	一〇	一	一
甲山郡長平(富淵里)	1120—1120	一〇	一	一
甲山郡長平(淵岩洞)	1120—1120	一〇	一	一
甲山郡長平(笠徳里)	1120—1120	一〇	一	一
甲山郡長平(資福寺)	1080—1080	一〇	一	一
甲山郡長平(藤台里)	1080—1110	四〇	一	一
甲山郡長平(青芝坪)	1120—1120	一〇	一	一
甲山郡長平(細洞里)	1120—1120	一〇	一	一
甲山郡長平(大盛里)	1120—1120	一〇	一	一
甲山郡長平(大興里)	1010—1020	六〇	一	一
甲山郡長平(藤台里)	1080—1110	四〇	一	一
甲山郡長平(資福寺)	1080—1080	一〇	一	一
甲山郡長平(側里)	1080—1080	一〇	一	一
甲山郡長平(富淵里)	1120—1120	一〇	一	一
甲山郡長平(淵岩洞)	1120—1120	一〇	一	一
甲山郡長平(笠徳里)	1120—1120	一〇	一	一

甲山

小河の左岸に沿ふ、流れに沿ひて一條の聯路南北に走る

〔小河に挟まれたる台地上に在り、南二軒の處を甲山より石浦を經て城津に至る二等道路東に走る〕

小河に沿ふ、流れに沿ひて南北に走る一條の聯路は部落を貫く

〔小河の右岸に在り、甲山より銅店を經て東走し來れる二等道路は部落の北を過ぎ城津に向ふ〕

〔小河の左岸に在り、甲山より銅店を經て東走し來れる二等道路は部落の南を過ぎ石浦、城津に至る〕

小河の沿岸に在り、江に沿ひて一條の聯路南北に走る

〔小河に沿ふ、流れに沿ひて南北に走る一條の聯路あり、又東三・五軒には一五五四米の馬向嶺あり聯路を以て通ず〕

谷間に在り、一條の小路西に走る

小河沿岸の溪谷に在り

谷間に在り、一條の小路は西北より東南に谷底を縫ひて走り部落を貫く

〔濕地の北邊縁に東西に長く點在し、部落の南を一條の小路東西に走る〕

〔小河の沿岸に在り、甲山より銅店を經て城津に至る二等道路は部落の南二・五軒の處を東に向ふ〕

〔東南一・五軒にして一四〇六米の天鳳山聳え、資福寺より西に走る一條の小路あり〕

〔虚川江支流の沿岸に在り、流れに沿ひて東西に走る一條の小路あり、又部落より西北に小路を出す〕

〔虚川江支流の沿岸に東西に狭長に點在す〕

〔虚川江支流沿岸の谷間に在り、流れに沿ひて小路走る〕

〔小河の沿岸に南北に狭長に點在し、流れに沿ひて一條の小路あり〕

甲山 含井浦里

甲山郡山南面(梨徳)	1010—1020	二〇	一	一
甲山郡鎮東面(隱士坪)	1140—1130	六〇	一	一
甲山郡鎮東面(乾庄里)	1010—1030	五〇	一	一
甲山郡鎮東面(中里)	1120—1010	五〇	一	一
甲山郡鎮東面(南陽洞(鶴洞))	1020—1110	四〇	一	一
甲山郡鎮東面(新陽里(三瓦里))	1120—1100	三〇	一	一
甲山郡鎮東面(連興里)	1120—1080	六〇	一	一
三水郡別東面(赤岩洞)	1000—1100	一〇〇	一	一
三水郡別東面(上草坪)	1100—1110	三〇	一	一
里(東洞)	1010—1020	六〇	一	一
甲山郡會麟面(中興上里)	1010—1020	三〇	一	一
甲山郡會麟面(中興下里)	1120—1010	三〇	一	一
甲山郡長平面(圓峰)	1100	一〇	一	一
甲山郡同仁面(東方洞)	1120—1020	一〇〇	一	一
甲山郡同仁面(東西里)	1080—1100	三〇	一	一
甲山郡同仁面(西便洞)	1020—1110	七〇	一	一
甲山郡同仁面(東便洞)	1020—1110	七〇	一	一
甲山郡同仁面(舊蓮里)	1020—1110	六〇	一	一
甲山郡同仁面(鐵店洞)	1010—1020	三〇	一	一

第五章 聚落の高度

〔東一軒にして一二八五米の腰山を控ゆ、部落より三條の聯路を出せり〕

谷間に在り、一條の聯路は谷底を南北に走りて部落を貫く

〔鎮東川右岸の平地に廣く點在す、甲山より川に沿ひて東走し來れる二等道路は此地を過ぎて城津に向ふ〕

〔鎮東川右岸の平地に點在す、甲山より鎮東川に沿ひて東走し來れる二等道路は此地を過ぎて更なる東に城津に向ふ〕

〔鎮東川支流沿岸に南北に長く點在す、流れに沿ひて南走し來れる一條の連路は此地を過ぎて更なる南に端川に至る〕

〔鎮東川支流の沿岸谷間に在り、流れに沿ひて北走し來れる一條の聯路は此地に於て右折東走す〕

〔鎮東川支流右岸の谷間に在り、谷底を縫ひて南北に走れる一條の小路は部落の中央を貫く〕

〔城津より甲山を經て惠山鎮に北向せる二等道路は部落の南を走る〕

部落の東北側に一條の小路あり

小河沿岸の谷間に密集す、東北方四軒の處に一六三七米の雲嶺聳え立つ

小河沿岸の谷間に點在す、西二・五軒には一五四四米の烽燧聳あり

小河の沿岸の谷間に在り、西北三軒の處に一六三七米の雲嶺聳あり

〔東二軒の處に一四五三米の大徳山聳え、部落は南面段丘上に點在し、甲山より惠山に至る道路は部落の西側を走る〕

〔小河沿岸の谷間に在り、一條の小路は部落を貫きて東西に走り西南一・五軒の處に一五八五米の稀峯聳あり〕

谷間に在り、一條の聯路は部落を貫きて南北に走る

谷間に南北に長く點在す、西四軒の處に一五八五の稀峯聳あり

〔小河沿岸の谷間に在り、一條の聯路は流れに沿ひて東西に走り部落を貫く〕

朝鮮の聚落（前篇）

甲山郡同仁面半橋里 (地主堂)	1010-1020	五	二	四	一、六〇三
甲山郡同仁面連安里	1100-1110	一三	六	三九	
甲山郡同仁面(駒項)	1080-1090	一六			
甲山郡同仁面 (明德洞)	1040-1044	五			
甲山郡同仁面(南夕)	1080-1090	二〇			
甲山郡同仁面 (新興洞)	1080-1100	三〇			
甲山郡同仁面 (甘坪嶺)	1120-1130	三〇			
甲山郡同仁面 (休墟洞)	1110-1120	七			
甲山郡同仁面終浦里	1140-1130	六	二	六	
甲山郡同仁面 (大節守)	1180-1190	三〇			
甲山郡同仁面 (小節守)	1120-1120	三〇			
甲山郡同仁面豊山里	1110-1120	四	七	五九	
甲山郡同仁面 (中地)	1100-1110	五			
甲山郡同仁面 (白岩)	1120-1130	三〇			
甲山郡同仁面壯洞里	1020-1100	三〇	三	七	
甲山郡同仁面内山里	1020-1020	三〇	六	四三	
甲山郡同仁面(後巷)	1110	三〇			
甲山郡同仁面中興里	1010-1010	二〇	三	四六	

四五〇

〔小河沿岸の谷間に在り、一條の聯絡路は流れに沿ひて東西に走り部落を貫く〕
 谷間に西北より東南に狭長に點在す
 〔小河の沿岸に東西に狭長に點在し、流れに沿ひて東西に走る一條の聯絡路は部落の中央を貫く〕
 〔小河右岸に在り、河に沿ひて東西に走る一條の聯絡路は部落を貫く〕
 〔小河の沿岸に在り、流れの右岸に沿ひて東西に走る一條の聯絡路は部落を貫く〕
 〔小河左岸の緩傾斜地に在り、部落を南北に貫く一條の小路あり〕
 〔小河右岸の傾斜地に在り、部落の北を東西に走る一條の聯絡路あり〕
 〔小河の南邊縁に在り、一條の小路部落を貫く〕
 〔小河に沿ひて狭長に點在す。流れに沿ひて走れる一條の小路は部落を貫く〕
 〔小河沿岸の溪谷に在り、部落の南側には流れに沿ひて東西に走る一條の聯絡路あり〕
 〔小河沿岸の溪谷に在り、流れに沿ひて走れる一條の聯絡路は部落を貫く〕
 〔小河の沿岸に點在す、流れの右岸に沿ひて走る一條の聯絡路あり〕
 谷間に在り、小川に沿へる一條の小路は部落を南北に貫く
 〔谷間に在り、一條の小路部落の南を走り、東二・五軒の處には一〇〇一メートルの圓峰聳ゆ〕
 〔小河の沿岸に在り、流れに沿ひて一條の聯絡路南北に走る〕
 〔小河の沿岸に在り、流れに沿へる一條の聯絡路は部落を貫く〕
 〔一四〇一メートルの山の西中腹に在り、一條の小路部落より西に向ふ〕
 〔小川右岸に狭長に點在し、流れに沿へる一條の聯絡路は部落の南を走る〕

洪原
新豊里

洪原
劍山嶺

第五章 聚落の高度

甲山郡同仁面 (七夕洞)	1010-1020	四			
甲山郡同仁面 (初東便洞)	1020-1020	六			
甲山郡同仁面嶺洞里	1000-1020	六	三	三	
甲山郡同仁面厚鳴里	1010-1110	三	六	一九	
甲山郡同仁面朴達里	1080-1077	七	元	二三	
甲山郡同仁面成閉里	900-1010	四	七	三七	
甲山郡同仁面 (姜哥洞)	1010-1100	七			
新興郡下元川面 (小茂芝所)	1100				
新興郡下元川面 (大茂芝所)	1110-1140	三			
新興郡下元川面 (龍岩)	1080-1120	二〇			
新興郡下元川面 (中國洞)	900-1020	六			
新興郡下元川面 (明堂洞)	900-1100	四			
洪原郡好賢面 (小盤徳)	1120-1130	六			
洪原郡好賢面 (東庭洞)	1100-1110	三			
洪原郡平浦面 (香波寺)	1100				
洪原郡平浦面 (南石)	940-1020	二〇			
寧遠郡小白面 (水項洞)	1100-1120	六			

小川の左岸に點在す、南三軒餘の處に一五七五メートルの覆蓋峰聳ゆ
 〔谷間に在り、小川に沿へる一條の小路は部落を南北に貫く、西二・五軒には一五七五メートルの覆蓋峰あり〕
 〔小河の沿岸に東西に狭長に點在す、流れに沿へる小路は部落を貫く〕
 〔谷間に在り、北二軒の處に一五七五メートルの覆蓋峰聳え立つ〕
 〔谷間に在り、谷底を縫ひて西北より東南に走れる一條の聯絡路は部落を貫く〕
 〔谷間に在り、部落の南には小川に沿ひて東西に走れる一條の聯絡路あり〕
 〔東一軒には一五八五メートルの稀裏峰、南一・五軒には一四五三メートルの徳山聳え立つ〕
 〔西二軒には一四七六メートルの發義峰、南一軒半には一五二三メートルの山あり〕
 〔東南一軒には一五二三メートルの山あり、部落は傾斜地に南北に狭長に點在す〕
 〔南二軒半の處に一六八一メートルの八峰ありて部落は一五三七メートルの山の東中腹に點在す〕
 〔東西に走る聯絡路の西側に在り、西に一・二六五メートルの檀嶺あり、部落より此嶺に來れる路は更に東に向ふ〕
 〔谷間に在り〕
 〔西南三軒には一三七八メートルの中徳山、東二軒には一六八一メートルの八峰あり、西南五百メートルの處に一・一五〇メートルの長峙嶺あり〕
 〔北二軒に一六八一メートルの八峰、西四軒に一三七八メートルの中徳山あり〕
 〔部落に非ざるも参考のため掲記す。一六八一メートルの八峰東南中腹に在り〕
 〔北一軒に一四七六メートルの發義峰、西四軒に一六八一メートルの八峰あり〕
 〔部落は南面し傾斜地に廣く點々散在す〕
 〔南一軒にして一五〇六メートルの水項嶺ありて部落より南に走る小路は此嶺を過ぐ、部落は北面し點々散在す〕

四五二

朝鮮の聚落 (前篇)

長津郡新南面大南里	1130-11310	100	50	48
長津郡新南面(龍水洞)	1100-11410	110	1	1
長津郡新南面大興里	1100-11400	100	元	三五
長津郡新南面團上下里	1140-1140	50	三	三〇
長津郡新南面新上里(雲潭)	1120-11400	100	六	三三
長津郡新南面中興里(大興庄)	1120-11400	120	三三	1141
長津郡新南面(樓居洞)	1120-1140	30	1	1
長津郡新南面(水碓洞)	1120-1140	20	1	1
長津郡新南面(北洞)	1100-11400	100	1	1
長津郡新南面萬豐里	1140-1140	50	三	三六
長津郡新南面新中里	1120-11400	100	四	三八
長津郡新南面(小馬堡)	1110-11400	70	1	1
長津郡新南面(水項洞)	1120-1140	70	1	1
長津郡新南面新下里(平庄)	1110-1140	50	三七	三三
長津郡新南面(加利洞)	1120-11400	30	1	1
長津郡新南面(南水洞)	1100-1140	90	1	1
長津郡新南面(新興洞)	1120-11400	30	1	1
豊山郡熊耳面合浦里	1110-1140	40	七	九

四五四

〔溪谷に在り、小河に沿ひ東北より來れる聯路は此の地を過ぎ西南四軒の北洞嶺を経て寧遠郡に入る〕
 〔西方四軒の處に二〇九六米の東白山聳立す〕
 〔谷間に在り、西南方五軒餘の處に二〇九六米の東白山聳立す〕
 〔谷間に在り、南方三軒の處に長津江の流れあり、西二軒には釜岩あり〕
 〔西北方より南下し來れる聯路は此の地を過ぎ東南方、長津江左岸に達す〕
 〔長津江の左岸より西北に進める谷間の底部に部落は狭長に散在す〕
 〔部落は南北に狭長に延び、部落の中央を貫通する一條の小路あり〕
 〔長津江左岸の緩傾斜地に在りて南向きなり〕
 〔溪谷に散在す〕
 〔長津江岸の小平地に在り、長津江に沿ひて走る一條の聯路あり〕
 〔長津江岸に東より西に狭長に延び、江に沿ひて一條の聯路あり〕
 〔長津江左岸の谷間に在り、部落は東南より西北に狭長に延び長津江上流右岸の段丘上に點在す〕
 〔長津江岸に在り、江に沿ひて一條の聯路東西に走る〕
 〔此の地を過ぎて西四軒の馬堡嶺に達す〕
 〔小河の右岸段丘上に在り〕
 〔小河の沿岸に在り、南三軒には一七四四米の馬堡山あり、又小路に依りて西南方五軒の小馬堡嶺に達す〕
 〔熊耳江左岸に在り〕

洪原 雲潭

豊山郡熊耳面(北水)	1120-1140	30	1	1
豊山郡熊耳面(南水)	1120-1140	30	1	1
豊山郡安水面(仙遊城)	1110-1140	10	1	1
豊山郡安水面(玉山洞)	1110-114	14	1	1
豊山郡安水面(蠶洞)	1110-1130	10	1	1
豊山郡安水面(鐵環洞)	1110-1140	100	1	1
豊山郡安水面(福洞村)	1110-1140	3	1	1
豊山郡安水面(申村)	1110	1	1	1
豊山郡安水面(雲潭)	1110-1140	6	1	1
豊山郡安水面(大岩洞)	1110-1130	110	1	1
豊山郡安水面(通八嶺)	1110-1130	20	1	1
豊山郡安水面(漁隱洞)	1110-1140	50	一八一	一三三
豊山郡安水面(起雲潭)	1110-1140	10	1	1
豊山郡安水面(下平府近)	1110-1140	10	1	1
豊山郡安水面(上平府近)	1110-1140	30	1	1
豊山郡安水面(小山洞)	1110-1140	140	1	1
豊山郡安水面(場里)	1110-1140	10	1	1

四五五

〔熊耳江支流の溪谷に在り〕
 〔熊耳江左岸に在り、南五軒には二三七九米の白山あり〕
 〔黄水院江右岸の平地に在り、部落は江と平行に狭長に延び、其の中央を一條の聯路縦貫せり〕
 〔黄水院江右岸の平地に在り、西南には南北に狭長なる湿地あり〕
 〔黄水院江右岸の平地に在り、部落の西北には南北に狭長なる湿地あり〕
 〔黄水院江左岸の段丘上に在り〕
 〔黄水院江左岸の平地に在り、咸興より黄水院に至る二等道路は江と平行に走る〕
 〔黄水院江右岸の平地に在り、部落の中央を南北に走る一條の聯路あり、部落近傍には湿地多し〕
 〔黄水院江右岸の平地に在り、咸興より黄水院に至る二等道路は江と平行して北に走る〕
 〔黄水院江右岸、一四八九米の西麓より南麓に擴がる〕
 〔東南・五軒には一四四五米の通八嶺ありて聯路を以て通じ、部落は山麓にありて西面す〕
 〔東二軒半の處には一四四五米の通八嶺あり、部落は平地に立地し東側は湿地を成せり〕
 〔黄水院江右岸の小平地に在り、部落の東側には湿地あり〕
 〔黄水院江右岸の平地に在り、部落は咸興より黄水院に北向する二等道路の兩側に在り〕
 〔黄水院江沿岸の平地に在り、部落は咸興より黄水院に北向する二等道路の兩側に點在す〕
 〔黄水院江支流沿岸に在り、部落は南北に著しく延長せり〕
 〔黄水院江左岸の平地に在り、部落の南側には咸興より黄水院に北向する二等道路あり〕

第五章 聚落の高度

朝鮮の聚落(前篇)

豊山郡安水面(大山洞)	1160-1150	6	24	1, 2, 3
豊山郡安水面(諸善坪)	1150-1140	10	1	1
豊山郡安水面(大水碓洞)	1140-1130	7	1	1
豊山郡安水面(小水碓洞)	1130-1120	11	1	1
豊山郡安水面(水南坪)	1120-1110	10	1	1
豊山郡安水面(南坪水)	1110-1100	10	1	1
豊山郡安水面(大森洞)	1100-1090	10	1	1
豊山郡安水面(仲興坪)	1090-1080	10	1	1
豊山郡安水面(小森洞)	1080-1070	6	1	1
豊山郡安水面(安興坪)	1070-1060	6	1	1
豊山郡安水面(藤洞)	1060-1050	6	1	1
豊山郡安水面(淵坪)	1050-1040	10	1	1
豊山郡安水面(西江水)	1040-1030	5	1	1
豊山郡安水面(玉蓮洞)	1030-1020	10	1	1
豊山郡安水面(大兄弟洞)	1020-1010	10	1	1
豊山郡安水面(小兄弟洞)	1010-1000	10	1	1
豊山郡安水面(貴當洞)	1000-990	10	1	1

〔黄水院江支流沿岸の平地に在り、河に沿ひて東西に延長に點在す〕
 〔黄水院江左岸の平地に在り、部落の中央を咸興より黄水院に向ふ二等道路貫通せり〕
 〔黄水院江左岸の段丘上に在り〕
 〔黄水院江左岸の段丘上に在り、部落の南側には東西に向ふ一條の小路あり〕
 〔黄水院江右岸の平地に在り、部落の中央を咸興より黄水院への二等道路あり〕
 〔黄水院江右岸の平地に在り、部落の西側を北に走る咸興より黄水院に至る二等道路あり〕
 〔黄水院江支流沿岸の溪谷に東西に狭長に散在す〕
 〔黄水院江右岸の平地に在り、部落の東側には咸興より黄水院に北向する二等道路あり〕
 〔黄水院江左岸を西に進入せる谷間に在り〕
 〔黄水院江右岸の低地に在り、江に平行して咸興より黄水院に北向する二等道路あり〕
 〔黄水院江右岸より東南に進入せる谷間に介在して狭長に散在す〕
 〔黄水院江左岸の平地に在り、部落の東側を江に平行して黄水院に向へる二等道路あり〕
 〔黄水院江支流沿岸に在り〕
 〔黄水院江支流の溪谷に在り、部落は東西に狭長に延ぶ〕
 〔黄水院江支流の溪谷に在り〕
 〔西三・五籽の處に二〇五七米の天恩山あり、西北六籽の處には二一六三米の玉蓮山あり〕
 〔黄水院江右岸の平地に在り、東端には一六七米の山を控え、西五・五籽の處に二一六米の希沙峰あり〕

柳原潭

豊山郡安水面(梅徳洞)	1180-1200	7	1	1
豊山郡安水面(吳哥坪)	1170-1160	10	1	1
長津郡舊邑面(松落洞)	1150-1140	10	1	1
長津郡舊邑面(小徳)	1130-1120	10	1	1
長津郡舊邑面(西中里)	1120-1110	10	1	1
長津郡舊邑面(柳潭里)	1090-1080	10	1	1
長津郡舊邑面(梅香里)	1080	1	1	1
長津郡舊邑面(閣下里)	1070-1060	10	1	1
長津郡舊邑面(閣上里)	1100-1110	10	1	1
長津郡舊邑面(黒水)	1110-1120	7	1	1
長津郡舊邑面(石幕坪)	1100-1110	10	1	1
長津郡舊邑面(廣城)	1100-1110	10	1	1
長津郡舊邑面(新浦里)	1120-1100	10	1	1
長津郡舊邑面(東開洞)	1130-1120	10	1	1
長津郡舊邑面(門岩里)	1120-1130	7	1	1
長津郡舊邑面(新興里)	1110-1120	10	1	1
長津郡舊邑面(圃水里)	1090-1100	10	1	1
長津郡舊邑面(清潭里)	1080-1090	10	1	1

第五章 聚落の高度

〔黄水院江右岸に在り、江に沿ひて咸興より黄水院に至る二等道路あり。部落は道の兩側に在り〕
 〔黄水院江右岸の平地に在り、江に平行して咸興より黄水院に至る二等道路あり〕
 〔北水里江支流の溪谷に在り、部落の南側には東、柳潭里より西、一四二七米の雪嶺を經て平南鎮に至る遠路あり〕
 〔北水里江左岸の谷間に在り〕
 〔西水里江上流の溪谷にあり、部落は東西に狭長に延ぶ〕
 〔北水里江下流左岸の平地にあり、部落は江に沿ひて走れる遠路の兩側にあり、南と北は濕地續く〕
 〔舊邑里江左岸にあり、部落の南は東西三籽、南北三籽の濕地を成せり〕
 〔舊邑里江右岸に在り、部落の周圍は濕地を成す〕
 〔舊邑里江左岸の平地に在り、部落の中央を南北に走る一條の遠路あり。而して部落の附近には濕地多し〕
 〔舊邑里江左岸の平地に在りて東北に長し、江に沿ひて社倉より舊鎮に至る遠路あり〕
 〔舊邑里江左岸の平地に在りて東西に狭長なり、部落の東部を東北に走る社倉より舊鎮への遠路あり〕
 〔舊邑里江左岸に在り、江に平行して社倉より舊鎮に至る遠路あり〕
 〔舊邑里江支流に沿ひ、部落は西北より東南に狭長に點在す〕
 〔舊邑里江左岸に在り、江に沿ひて社倉より舊鎮に至る遠路あり〕
 〔舊邑里江上流の溪谷に在り、南一籽餘にして狼林山脈の分水嶺に達す〕
 〔舊邑里江支流の沿岸に在り、部落は南北に長し、東南二・五籽の處には一八五二米の門巖山聳立す〕
 〔濕地の北邊傾斜地に在り、西北方より來れる一條の驛路は此の部落を過ぎ一五一九米の死鷹嶺に達す〕
 〔舊邑里江支流の沿岸に在り、東南方には濕地あり〕
 〔舊邑里江左岸の平地に在り〕

朝鮮の聚落 (前篇)

右土水

長津郡新南面(船所)	1080	10	1	1
長津郡中南面(嶺項里)	1020-1030	10	1	1
長津郡中南面(荷坪里)	1080-1030	10	1	1
長津郡中南面(文川里)	1120-1110	10	1	1
長津郡中南面(長興里)	1100-1110	10	1	1
長津郡中南面(蔽九億)	1025-1035	10	1	1
長津郡新南面(京下里)	1020-1030	10	1	1
長津郡新南面(因初庄)	1115-1111	10	1	1
長津郡新南面(紅門里)	1120-1100	10	1	1
長津郡新南面(水鐵里)	1110-1120	10	1	1
長津郡新南面(最香庄)	1120-1120	10	1	1
長津郡新南面(小德庄)	1120-1120	10	1	1
長津郡新南面(大德庄)	1120-1120	10	1	1
長津郡新南面(新興庄)	1125-1110	10	1	1
長津郡新南面(西武里)	1130-1120	10	1	1
長津郡新南面(西興里)	1120-1130	10	1	1
長津郡新南面(嶺項里)	1120-1130	10	1	1
長津郡新南面(東洞)	1120-1120	10	1	1

舊邑里江岸の平地に在り
 長津江右岸の平地に點在す。東方二軒半の處には成興より内洞嶺を経て長津に至る二等道路あり
 長津江左岸の平地に在り、部落の西側には南北二軒の濕地あり
 濕地の北邊に在り、西南方五軒には一六五二米の徳洞山あり
 東西六軒に互る濕地の中央北邊に在り、東三軒には長津江北流し、西方五軒には一六五二米の徳洞山あり
 長津江岸の平地に在り、部落の西南には濕地あり
 長津江左岸の平地に散在す、部落の南側には濕地あり。又南二軒には一七八〇米の笠峰あり
 濕地の邊縁に在り、北二軒の處には一二八〇米の笠峰あり
 部落の中央には西南より東北に走る一條の聯路あり。東北には長津江支流沿岸に在り、河に沿ひて一條の聯路あり
 小河に沿ふ、西四軒には一八五二米の門巖山あり
 傾斜地に在り
 傾斜地に在り、西北二軒の處に一八五二米の門巖山あり
 西北三・五軒には一八五二米の門巖山あり
 長津江支流沿岸に在り
 北二軒には一八五二米の門巖山あり
 濕地の北邊に東西に狭長に點在す、西二・五軒の處には一五一九米の死鷹嶺あり
 西二軒には一六五二米の徳洞山あり
 谷間に在り

下碣隅里

第五章 聚落の高度

長津郡新南面(富盛里)	1100-1120	10	1	1
長津郡新南面(乾磁開)	1120-1120	10	1	1
長津郡新南面(化被里)	1120-1120	10	1	1
長津郡新南面(小民泰里)	1120-1130	10	1	1
長津郡新南面(小安洞)	1120	10	1	1
長津郡新南面(大安洞)	1120-1120	10	1	1
長津郡新南面(下馬壘里)	1120-1125	10	1	1
長津郡新南面(古土里)	1120-1125	10	1	1
長津郡新南面(古興里)	1100-1130	10	1	1
長津郡新南面(院里)	1120-1120	10	1	1
長津郡新南面(高龍)	1120-1130	10	1	1
長津郡新南面(高城庄)	1120-1120	10	1	1
長津郡新南面(水雲庄)	1120-1120	10	1	1
長津郡新南面(祥在洞)	1120-1120	10	1	1
長津郡新南面(岐川面)	1120-1120	10	1	1
長津郡新南面(門岩庄)	1025-1030	10	1	1
長津郡新南面(水曲里)	1025-1030	10	1	1
長津郡新南面(下碣隅里)	1021	10	1	1

長津江岸の平地に在り、江に沿ひて成興より長津を経て慈城に至る二等道路あり
 長津江支流の沿岸に東西に狭長に點在す、東六軒の處に一八一二米の五峰嶺立す
 長津江支流の沿岸に在り
 長津江左岸の谷間に在り
 長津江左岸段丘上に在り
 長津江兩岸に擴がる東西二軒、南北一・五軒の濕地の邊縁に點在し、江の南側に沿ひて聯路あり
 長津江支流に沿ひ、北、長津に至る二等道路の兩側に密集し、南北に狭長なる單線聯路を成す
 長津江支流の沿岸に東西に長く點在す、支流に沿ひて一條の聯路あり
 成興より長津、慈城に北向する二等道路の兩側に點在し、南一軒の處には一二〇〇米の黃草嶺あり
 長津江支流沿岸に點在す、東に成興より長津に向ふ二等道路あり
 長津江支流沿岸の溪谷に在り、東二軒の處には一二〇〇米の黃草嶺あり
 長津江支流沿岸の緩傾斜地に在り、西三軒の處に一二〇〇米の黃草嶺、南三軒に一三三四米の鷹峰あり
 一三三四米の鷹峰の北陰、緩傾斜地に點在し、一條の小路部落を東西に貫く
 部落は南面し、一五三五米の山の西南麓に點在し、南四軒の處には一三三四米の鷹峰あり
 東三軒餘の處を、成興より長津に至る二等道路北向す
 長津江右岸の平地に在り、成興より慈城に北向する二等道路の兩側に點在し、附近には濕地多し
 長津江右岸に在り、成興より慈城へ北向する二等道路の兩側に密集し、南北に狭長なり、部落の南には濕地續く

朝鮮の聚落(前篇)

長津郡 新南面 (上碕隅里)	1040-1020	10	1	1
長津郡 新南面 (島内里)	1035-1020	15	1	1
長津郡 新南面 (松亭里)	1000-1020	10	1	1
長津郡 新南面 (上坪里)	1020-1020	10	1	1
長津郡 新南面 富盛里	1020-1020	10	1	1
長津郡 中南面 新堡里	1020-1020	15	1	1
長津郡 中南面 泗水里	1020-1020	10	1	1
長津郡 中南面 (後洞里)	1020	10	1	1
長津郡 中南面 (後浦)	1020	10	1	1
長津郡 中南面 雷洞里	1020-1020	15	1	1
長津郡 中南面 白巖里	1110-1100	10	1	1
長津郡 中南面 (大沙水洞)	1110-1120	10	1	1
長津郡 中南面 (青場)	1120-1110	10	1	1
長津郡 中南面 福洞里	1110-1120	10	1	1
長津郡 中南面 (福洞)	1120-1110	10	1	1
長津郡 中南面 (赤浦洞)	1110-1110	10	1	1
長津郡 中南面 新興里 (新岱倉)	1020-1020	10	1	1

四六〇

長津江右岸濕地の邊縁に在り、江に沿ひて二等道路南北に走り東北三軒には一四四八米の三徳峰聳ゆ
長津江左岸の平地に散在し、北には濕地多し
長津江右岸の平地に在り、江に沿ひて南北に走る二等道路は部落を縦貫す、周圍は濕地にして東北一軒に獨秀峰あり
長津江右岸の平地に在り、部落に平行せる二等道路は部落の西端を南北に走る
長津江右岸濕地の邊縁に在り、江と平行せる咸興より長津に向ふ二等道路は部落の中を通る
長津江右岸の平地に在り、部落は面事務所の所在地にして部落の東側には咸興より長津に至る二等道路あり
白巖里江左岸の平地に在り、部落を南北に貫通する二等道路あり、部落の南は濕地續く
白巖里江左岸の平地に在り、部落を東西に貫通する一條の聯絡あり
白巖里江右岸の平地に在り、部落の西及び東には濕地あり、東北三軒には一四七三米の高峰聳ゆ
白巖里江右岸の平地に在り、江に沿へる一條の聯絡は部落を貫通す、北三軒には一四七三米の高峰あり
白巖里江右岸の段丘上に在りて南面し、東北五軒には二〇六二米の門巖山あり
白巖里江上流沿岸に在り、南五軒の處には二〇六九米の北山、東四軒には一九一六米の孟山あり
一四六一米の山の腹に在り、北二軒には白巖里江西北流す、東南六軒には二〇六二米の門巖山あり
一四四八米の三徳峰の北陰の谷間に在り、谷を下りて一軒の處より濕地となる
東南五軒には二〇六八米の北山聳立し、西三軒には一四四八米の三徳峰あり、長津江は西南五軒餘の處を北流す
長津里江支流の沿岸に在り、南二軒には一四七三米の高峰、北〇五軒には二〇六四米の赤浦峯あり
長津里江右岸の平地に在り、部落の北には南北二・五軒の濕地あり

扶物里

長津郡 中南面 (細水)	1100-1120	10	1	1
長津郡 中南面 (小徳)	1100-1110	10	1	1
長津郡 上南面 大南里	1110-1120	10	1	1
長津郡 上南面 (深浦里)	1090-1020	10	1	1
長津郡 上南面 天宜水里	1090-1020	10	1	1
長津郡 上南面 (東倉)	1011	10	1	1
長津郡 上南面 扶物里	1010-1030	10	1	1
長津郡 中南面 通智水里	1020-1020	10	1	1
長津郡 中南面 (於物里)	1020-1020	10	1	1
長津郡 中南面 豐流里	1130-1120	10	1	1
長津郡 東上面 (有隣洞)	1160-1160	10	1	1
長津郡 東上面 (水碓洞)	1160-1160	10	1	1
長津郡 東上面 (玉潤洞)	1130-1160	10	1	1
長津郡 東上面 (退水洞)	1160	10	1	1
長津郡 東上面 (新興里)	1160-1160	10	1	1
長津郡 東上面 (泉水里)	1110-1120	10	1	1

赴戰嶺

第五章 聚落の高度

四六一

長津江左岸の平地に在り、江に沿ひて二等道路南北に走り東北三軒には一四四八米の三徳峰聳ゆ
長津江右岸の平地に散在し、北には濕地多し
長津江右岸の平地に在り、江に沿ひて南北に走る二等道路は部落を縦貫す、周圍は濕地にして東北一軒に獨秀峰あり
長津江右岸の平地に在り、部落に平行せる二等道路は部落の西端を南北に走る
長津江右岸濕地の邊縁に在り、江と平行せる咸興より長津に向ふ二等道路は部落の中を通る
長津江右岸の平地に在り、部落は面事務所の所在地にして部落の東側には咸興より長津に至る二等道路あり
白巖里江左岸の平地に在り、部落を南北に貫通する二等道路あり、部落の南は濕地續く
白巖里江左岸の平地に在り、部落を東西に貫通する一條の聯絡あり
白巖里江右岸の平地に在り、部落の西及び東には濕地あり、東北三軒には一四七三米の高峰聳ゆ
白巖里江右岸の平地に在り、江に沿へる一條の聯絡は部落を貫通す、北三軒には一四七三米の高峰あり
白巖里江右岸の段丘上に在りて南面し、東北五軒には二〇六二米の門巖山あり
白巖里江上流沿岸に在り、南五軒の處には二〇六九米の北山、東四軒には一九一六米の孟山あり
一四六一米の山の腹に在り、北二軒には白巖里江西北流す、東南六軒には二〇六二米の門巖山あり
一四四八米の三徳峰の北陰の谷間に在り、谷を下りて一軒の處より濕地となる
東南五軒には二〇六八米の北山聳立し、西三軒には一四四八米の三徳峰あり、長津江は西南五軒餘の處を北流す
長津里江支流の沿岸に在り、南二軒には一四七三米の高峰、北〇五軒には二〇六四米の赤浦峯あり
長津里江右岸の平地に在り、部落の北には南北二・五軒の濕地あり

長津江支流の沿岸に在り
小河の沿岸に在り、東七・五軒の處には一六九七米の有隣嶺ありて部落より聯絡あり
西二・五軒には一六九七米の有隣嶺あり、聯絡を以て通す、北二軒には一九二四米の有隣山聳立す
溪谷に在り、西北四軒には一六九七米の有隣嶺、西五軒には一三三八米の水碓山あり
溪谷に在りて部落は東西に長く点在し、西五軒の處には一九三八米の水碓山聳立す
赴戰江上流の沿岸に在り、東南三軒の處には一七四〇米の白巖山聳立す
赴戰江上流左岸の谷間に散在し、南北に貫く一條の小路あり、東南五・五軒には一七四〇米の白巖山聳立す
新興より北向して渡口及び中江に至る連絡の兩側に在り、部落の南は一四四五米の赴戰嶺あり、西三軒には一五五米の白赤山あり

朝鮮の聚落(前篇)

長津郡 上南面	1130-1200	八〇	一
長津郡 上南面葛田里	1080-1080	〇	三
長津郡 舊邑面北水里	1120-1130	元	六
長津郡 舊邑面(大西洞)	1130-1160	〇	一
長津郡 舊邑面(小西洞)	1120-1100	〇	一
長津郡 舊邑面(直庄)	1130-1200	一七	一
長津郡 舊邑面(殺避羅里)	1120-1130	〇	一
長津郡 舊邑面(中庄)	1130-1170	〇	五
長津郡 舊邑面(坪塘)	1120-1100	〇	一
長津郡 舊邑面西水里	1020-1100	〇	六
長津郡 舊邑面(承地)	1020-1110	〇	一
長津郡 舊邑面(陽地)	1020-1020	〇	一
長津郡 舊邑面舊邑里	1020-1020	〇	六
長津郡 中南面舊津里	1010-1020	〇	七
長津郡 中南面内洞里	1010-1010	〇	三
長津郡 中南面(後洞)	1010-1020	〇	一
長津郡 中南面高別隔	1020-1110	〇	三

〔部落を南北に貫く一條の聯絡路は南一・五軒にして一四九五米の西片峙に達す〕
 〔威興より長津を経て慈城に至る二等道路は部落を南北に貫通し西二・五軒には一三七二軒の後龍山嶽を立つ〕
 〔西北方六軒の處に二〇四八米の姑岩あり、部落は北水里江の沿岸にあり、部落を貫く聯絡路は北向して上南面に達す〕
 〔北水里江支流の溪谷に在り、北方五軒の處には二〇四八米の姑岩聳立す〕
 〔北水里江段丘上に在り、部落を南北に貫く一條の聯絡路あり〕
 〔部落の北一軒足らずにして一四九五米の西片峙あり、部落は南北に進める谷間に長く散在し、中央を一條の聯絡路縦貫す〕
 〔谷間に在り、部落を貫く一條の聯絡路あり〕
 〔小河の沿岸に在り、東五軒には一三七二米の後龍山嶽立す〕
 〔小河の沿岸に在り、東五軒には一三七二米の後龍山、南二軒には一四六八米の蛇陽地山あり、又部落の南に濕地あり〕
 〔東一・五軒の處に一四六八米の蛇陽地山あり、部落は小河の沿岸に在り、東及び南には濕地多し〕
 〔小河の右岸に在り、部落と小河の間は南北に狭長なる濕地あり〕
 〔又東北二・五軒には一四六八米の蛇陽地山嶽あり〕
 〔一小河の左岸に在り、部落を貫きて一路の聯絡路走る、北三軒の處には一四六八米の蛇陽地山嶽あり〕
 〔柳潭より舊鎮に至る連絡路と之と垂直なる一條の聯絡路との交叉する十字路を中心として部落密集す、西四軒に蛇陽地山あり〕
 〔長津江岸に在り、威興より長津を経て慈城に至る二等道路は部落の側を通ぎ、一岸出船の人渡あり、西北二・五軒に後龍山あり〕
 〔長津江右岸の平地に在り、威興より慈城に至る二等道路は此地を通ぎ、部落の東南及び西北には濕地あり〕
 〔柳潭より舊鎮に至る連絡路の左側に在り、部落の東長津江に至る二軒の舊鎮地をなし、北四軒には後龍山嶽あり〕
 〔東南二・五軒には一三七二米の後龍山あり、部落は長津江支流の溪谷に在り、一條の聯絡路は河に沿ひて南北に走る〕

長津社
長津院
蓮花山

厚昌郡 東興面(率三洞)	1110-1120	一〇	一
厚昌郡 東興面(新館院)	1120-1120	八	一
長津郡 上南面東沙里	1010-1010	一〇	一五
長津郡 上南面扶物中里	1020-1020	〇	五
長津郡 上南面大南里	1100-1120	〇	六
長津郡 上南面扶物側里	1120-1120	六	四
長津郡 東下面西於水里	1020	一	三
長津郡 東下面(斗安堡)	1020-1100	〇	一
長津郡 東下面紫眞里	1020-1110	〇	三
長津郡 東下面(鷄山洞)	1100-1120	〇	一
長津郡 東下面(梨木坪)	1020	一	一
長津郡 東下面(龍浦洞)	1120-1120	〇	一
長津郡 東下面(先孫德里)	1110-1110	〇	一
長津郡 東下面(杜隱洞)	1010-1020	〇	一
長津郡 東下面盤石里	1000-1010	〇	七
長津郡 東下面(古介)	1000	一	六

〔厚州川上流溪谷に在り、東方七軒の處に一八七三米の黃野嶺嶽え、威鏡南道との界をなす〕
 〔厚州川上流右岸の地にあり、東北七・五軒には一四八四米の幕間山東南八・五軒には一五八七米の中峰山あり〕
 〔長津江右岸に在り、北方三・五軒には一六五〇米の雷洞山、東方五軒には一六七二米の東得山あり〕
 〔長津江支流後洞江に沿ひ、部落の南部は濕地に接す〕
 〔長津江支流たる後洞江に沿ひ南北に狭長なる部落を成す〕
 〔長津江支流後洞江に沿ひ、西北三軒には一七五〇米の西坪山、東南五軒には一九六九米の小南山嶽立す〕
 〔赴戦江に沿ひ、又新興より中江里に至る連絡路に沿ふ。一岸出船の人渡あり〕
 〔赴戦江左岸に在り、江には一岸出船の人渡あり、北には江に沿ひて濕地續く〕
 〔赴戦江岸に在り、又新興より北方中江里に向ふ連絡路あり〕
 〔新興より陵口に至る連絡路の東側にあり、西南一軒の處に赴戦江南流す〕
 〔赴戦江に沿ひ、部落の南には江に沿ひて濕地あり〕
 〔東二軒に赴戦江の流れあり〕
 〔赴戦江左岸の段丘上に在り、西方五軒の處には一六五〇米の芝草嶺あり〕
 〔赴戦江支流の溪谷に狭長に散在す。小路を西すること四軒にして芝草嶺あり〕
 〔赴戦江左岸の溪谷に在り、西三軒の處には一七四五米の白山あり〕
 〔赴戦江に沿ふ、新興より江に沿ひ北上し來れる連絡路は此地に於て西折し、雪梅嶺を過ぎ中江里に至る〕

第五章 聚落の高度

朝鮮の聚落 (前篇)

長津郡東下面(浮坪)	1010-1010	10	三	二九	赴戦江に沿ふ、江に沿ひて遼路南北に走る
長津郡東下面(斗無所)	1020-1020	10	三	一	赴戦江右岸に在り
長津郡東下面(上加物)	1020-1110	三〇	三	一	赴戦江左岸の段丘上に在り
長津郡東下面(玉湖徳)	1080	一	一	一	赴戦江支流の溪谷に在り
長津郡東下面(雲山里)	1110-1110	二〇	三	三八	赴戦江に沿ふ、江には一岸出船の人渡ありて新興より來り更に北上する遼路をつなぐ
長津郡東下面(市羅洞)	1197-1410	二三	一	一	赴戦江支流の谷間に在り、西南に一二七九米の雨傘峯あり
新興郡東上面(小漢堡)	1140-1120	三〇	一	一	赴戦江支流の溪谷に在り
新興郡東上面(漢堡里)	1150-1120	三〇	一	一	赴戦江左岸に在り、江を隔て濕地あり
雲山郡熊耳面(雲水洞)	1400-1460	四〇	一	一	赴戦江支流の溪谷に在り、河に沿ひて東北三軒の處には漢堡里(砂金鑛山あり)
長津郡東下面(新興里)	1020-1110	四〇	七	六	藥水川岸の溪谷に在り、南方五軒餘の處には二五二二米の北水白山鑛山あり
長津郡東下面(萬孫徳)	1060-1020	一〇	一	一	赴戦江右岸の段丘上に在り
長津郡東下面(等地)	1020-1020	三〇	一	一	赴戦江右岸の谷間に在り
長津郡東下面(大立岩)	1120-1120	三〇	一	一	赴戦江左岸の段丘上に在り
長津郡東下面(小立岩)	1080-1020	二〇	一	一	大立岩の西南二軒に在り
三水郡自西面(全水洞)	1080-1020	六〇	一	一	東南二軒に長津江あり
三水郡自西面(李萬里)	1080-1020	三〇	一	一	東三軒の處に長津江の流れあり
三水郡自西面(長蛇里)	1110-1120	三〇	一	一	部落の中央を南北に貫通する一條の聯路あり

長津 羅興里

三水郡自西面(水砬里)	1120-1100	三〇	一	一	一四〇七米の山南中腹に在り
三水郡自西面(洞谷)	1120-1100	三〇	一	一	一條の聯路部落の中央を貫く
豐山郡熊耳面(雲水洞)	1130-1130	二〇	一	一	藥水川上流の溪谷に在り
豐山郡熊耳面(藥水里)	1130-1130	二七	六	四九	藥水川沿岸に在り
豐山郡熊耳面(瑞洞浦)	1130-1120	二〇	一	一	藥水川右岸の緩傾斜地に在り
豐山郡熊耳面(梅香洞)	1111-1110	三〇	一	一	熊耳江岸に在り
豐山郡熊耳面(致文洞)	1120-1120	三〇	一	一	熊耳江左岸の溪谷に在り
豐山郡熊耳面(間項)	1120-1120	三〇	一	一	溪谷に在り
豐山郡熊耳面(大項)	1120-1120	三〇	一	一	南一軒の處に藥水川東流す
豐山郡熊耳面(水通洞)	1120-1120	三〇	一	一	間項の西隣に在り
豐山郡熊耳面(間村)	1120-1120	三〇	一	一	東三軒に藥水川あり、谷間に在り
豐山郡熊耳面(瑞里)	1120-1120	三〇	一	一	熊耳江岸に在り
豐山郡熊耳面(掛卓)	1120-1120	三〇	一	一	熊耳江岸に在り
豐山郡熊耳面(高哥洞)	1120-1120	三〇	一	一	熊耳江支流の溪谷に在り
豐山郡熊耳面(廣大坪)	1120-1120	三〇	一	一	熊耳江沿岸に在り
豐山郡熊耳面(青鶴里)	1120-1120	三〇	一	一	熊耳江沿岸に在り、西方四軒には二〇三一米の黃峯聳立す
豐山郡熊耳面(三台物)	1120-1120	三〇	一	一	熊耳江岸に在り
豐山郡熊耳面(島内)	1120-1120	三〇	一	一	熊耳江岸に在り
豐山郡熊耳面(三台里)	1120-1120	三〇	一	一	熊耳江岸に在り、江に沿ひて南下し來りたる一條の聯路は此地に於て左折し安水面に向ふ
豐山郡安水面(明堂古峙)	1120-1120	三〇	一	一	北一軒の處に一六三五米の長嶺あり、部落より北向せる一條の聯路は此地を過ぎ熊耳面に入る

第五章 聚落の高度

豊山郡 安水面 (鷹田洞)	130-1400	三	一	小河岸の段丘上に在り
豊山郡 安水面 (長嶺洞)	1100-1150	四	一	小河に沿ふ
豊山郡 安水面 (間村)	1170-1185	二五	一	小河に沿ふ、部落の南北は何れも河に沿ひて湿地を成す
豊山郡 安水面 (周興洞)	1150-1155	二五	一	小河に沿ふ
豊山郡 安水面 (徽田洞)	1170-1180	四	一	湿地の邊縁に在り
豊山郡 安水面 (星水洞)	1190-1200	三	一	湿地の邊縁に在り
豊山郡 安水面 (鑄洞)	1135-1140	三	一	部落は小河に沿ひて西走する聯路の兩側に狹長に伸び、東端には咸興より新興を経て黄水院に至る道路あり
豊山郡 安水面 (鐵環洞)	1150-1160	三	一	部落は小河に沿ふ、東一軒餘の處には咸興より黄水院に至る道路あり、部落の東側は湿地を成す
豊山郡 安水面 (北水)	1150-1160	二	一	溪谷に在り
豊山郡 熊耳面 (土村)	1140-1145	四	一	小河に沿ふ、一條の聯路河に沿ひて東南北に走る。部落は此の聯路に沿ひて狹長なり
豊山郡 熊耳面 (地境洞)	1140-1145	六	一	部落は南面し傾斜地に在り
豊山郡 熊耳面 (鳳雲洞)	1140-1150	一〇〇	一	東二軒には一七九三米の鳳雲嶺あり、一條の小路此地を過ぎて元水洞に至る
豊山郡 熊耳面 (元水洞)	1130-1135	六	一	溪谷に在り、西二軒の處には一七九三米の鳳雲嶺あり、又背に一四七三米の新道嶺迫る
豊山郡 熊耳面 (樺田洞)	1130-1135	四	一	溪谷に在り、東方三軒の處に一六〇八米の三水嶺ありて三水郡三南面との界を爲す
豊山郡 熊耳面 (利得洞)	1130-1135	二	一	溪谷に在り
豊山郡 熊耳面 (草坪)	1150-1160	三	一	小河の兩岸に狹長なる部落を成す、河に沿ひて一條の聯路南北に走る
豊山郡 熊耳面 (赤硯)	1140-1150	四	一	溪谷に在り

長津
青山嶺

豊山郡 熊耳面 俗新里	1050-1110	三	一六二、三九	溪谷に在り
豊山郡 熊耳面 (三水洞)	1130-1140	六	一	西北二軒の處には一六〇八米の三水嶺あり
豊山郡 熊耳面 龍門里	1170-1180	三	二七、八五	溪谷に在り、部落を貫く一條の聯路あり、北五軒の處には一七九三米の鳳雲嶺あり
豊山郡 熊耳面 (新村)	1110-1120	二	一	小河沿岸の溪谷に在り、小河に沿ひて西北向し來れる一條の聯路部落を貫く
豊山郡 熊耳面 (咸地洞)	1130-1140	四	一	溪谷に在り
三水郡 館興面 (院里)	1110	一	一	小河に沿ふ、西南方五軒の處には一七八二米の青山嶺あり、部落より一條の聯路あり
三水郡 館興面 間嶺里	1120-1125	二	二五、三〇	臺地上に在り
三水郡 館興面 仁淳里	1100-1110	一〇	一〇	小河岸の段丘上に在り
三水郡 館興面 (建昌洞)	1110-1120	三	一	小河に沿ふ
三水郡 館興面 (門岩)	1140-1150	六	一	山陰に在り、南には一九二七米の山を控ゆ
三水郡 館興面 東和里	1110-1120	六	三九	溪谷に在り、部落は南北に狹長なり
三水郡 館興面 (上村)	1130-1135	三	一	溪谷に在り、東二軒にして三南面に達す
三水郡 館興面 石谷里	1140-1150	三	一六、二三	南方三南面より北向し來れる一條の聯路は面界をなせる一六二七米の館嶺を過ぎ北地に來り更に北す
三水郡 館興面 大西里	1130-1140	三	一	溪谷に在り
三水郡 三南面 館洞里	1140-1150	三	一	小河に沿ふ、南一軒半には一六〇八米の三水嶺ありて豊山郡熊耳面との界を爲す
三水郡 三南面 北水里	1150-1160	三	一	小河に沿ふ
三水郡 三南面 新豊里	1150-1160	三	一	溪谷に在り、部落は西南より東北に伸び
豊山郡 熊耳面 倉後里	1140-1150	三	一	西洞川支流の溪谷に東西に狹長に部落散在す
豊山郡 熊耳面 西昌里 (西水洞)	1110-1120	三	一	西洞川支流左岸の地に在り

長津
楊坪里

朝鮮の聚落 (前篇)

豊山郡熊耳面 (新田坪)	1131-1110	七	一	西洞川左岸に沿ひて在り、川に沿ひて一條の聯路東西に走る
豊山郡熊耳面西上里	1080-1030	一〇	三	西洞川左岸に在り
豊山郡熊耳面西下里	1110-1100	三	一	西洞川右岸の平地に在り、左岸は峻阻なる山迫る
豊山郡熊耳面 (深浦里)	1110-1100	三	一	西洞川に沿ふ
豊山郡熊耳面 (利川洞)	1120-1100	三	一	西洞川に沿ふ、川と平行に一條の聯路走る
豊山郡熊耳面楊坪里	1035-1080	五	六	熊耳江左岸に在り、西に一三二四米の巒奇峰迫る
豊山郡熊耳面文藻坪里	1080-1055	五	九	熊耳江左岸の平地に在り、北二軒の處に一三二四米の巒奇峰聳立す、部落は江に沿ひて南北に狭長なり
豊山郡熊耳面 (生水洞)	1090	一	一	熊耳江左岸の畑地に在り、部落は密集す
豊山郡熊耳面(柳洞)	1190	一	一	熊耳江右岸の畑地に在り、背後に一三七〇米の山を控え、部落の西側を南北に走る一條の聯路あり
豊山郡熊耳面(内基)	1110-1120	三	一	熊耳江支流左岸に在り、部落は背後に山を控えて南面し東西に狭長なり
豊山郡熊耳面 (道淵洞)	1130-1125	四	一	熊耳江支流左岸の段丘上に在り、部落は一條の小路を中に點々散在す
豊山郡熊耳面 (孟春洞)	1125-1120	五	一	熊耳江支流沿岸の溪谷に在り、西北一軒半の處に一八八一米の山聳ゆ
豊山郡熊耳面(内洞)	1030-1020	三	一	熊耳江支流左岸に在り、部落は背後に山を控えて南面し東西に狭長なり
豊山郡熊耳面 (陽地村)	1020-1100	三	一	熊耳江右岸に在り、部落の中央を南北に走る一條の聯路あり
豊山郡熊耳面楊岩里	1030-1100	三	三	熊耳江左岸の平地に在り、部落の西側には江に平行して南北に走る一條の小路あり
豊山郡熊耳面林長里	1000-1010	三	六	東南より西北方に進める谷間に部落は狭長に散在す。一條の小路は谷の底を走る
豊山郡熊耳面 (佳庄洞)	1030-1020	三	一	三方に放射する小路の交叉する處に部落あり
豊山郡熊耳面 (麻田洞)	1190-1110	三	一	

長津三德里

豊山郡熊耳面 (林長洞)	1080-1100	五	一	熊耳江左岸より西北に入込める谷の奥に在り
豊山郡熊耳面都下里	1000-1010	二	三	熊耳江左岸の平地に在り、部落の西側に一條の聯路南北に過ぐ側に密集す
豊山郡熊耳面新洞場里	1080-1030	一〇	二	南流する小河の右岸に河に沿ひて狭長なる部落を成し、部落の西側には南北に走る一條の聯路あり
豊山郡熊耳面 (俗新洞)	1035-1100	五	一	熊耳江左岸の平地に散在し、部落の中央を東西に走る一條の聯路あり
豊山郡熊耳面都上里	1035-1020	七	四	東流する小河の溪谷に在り、部落は一五五六米の山を背ひて南面し、東西に狭長に伸ぶ、一條の小路小河に沿ふ
豊山郡熊耳面 (元順洞)	1120-1100	四	一	東南流する小河の西側より西に進める谷の奥に在り、小河より部落まで谷底を過ぐる一條の小路あり
豊山郡熊耳面(南谷)	1140-1130	五	一	西北三軒に長津江北流す、部落の南を東西に走る一條の小路あり
三水郡自西面松田里	1050-1110	四	六	部落の中央を一條の小路東西に走る、南四軒に一五一七米の一宇峯あり
三水郡自西面廣慶德里	960-1010	六	七	部落の西に小路あり
三水郡自西面 (覆蓋峯)	1170-1145	一	一	台地に在り、部落の東に濕地あり、北一・五軒に一五七一米の一宇峯聳え立つ
三水郡自西面 (大肚洞)	910-1010	一〇	一	部落を南北に貫く一條の小路あり、西側は巖岩を成す
三水郡自西面龍水里	1020-1130	五	三	谷間に点在し小路あり
三水郡自西面白山里	1000-1110	三	三	谷間に在り、恵山嶺より三水を経て西走し來れる二等道路は一二七八米の白山嶺より此部落に來り更に西走す
三水郡自西面 (丁木洞)	1020-1150	六	一	谷間に在り、恵山嶺より三水を経て長津に至る二等道路は部落の南〇・五軒の處を小川に沿ひて西走す
三水郡自西面足橋里	1020-1100	四	三	小川右岸の傾斜地に在り、恵山嶺より三水を経て長津に至る二等道路は部落の南半軒の處を小川に沿ひて西走す

第五章 聚落の高度

朝鮮の聚落(前篇)

三水郡自西面太平里	1180-1200	170	17	107
三水郡自西面蓮花里	1020-1130	180	11	158
三水郡自西面福守里	1100-1140	150	9	175
三水郡自西面東洞里	1110-1120	120	9	175
三水郡自西面龍橋里	1080-1120	180	40	125
三水郡自西面(南德里)	1020-1020	110	1	1
三水郡自西面新豐里	1020-1020	110	10	15
三水郡自西面西佳里	1110-1120	170	6	142
三水郡自西面廣巖里	1020-1110	180	6	142
三水郡館興面(城隍村)	1010-1040	110	1	1
三水郡館興面上杜陵里	1180-1180	100	7	174
三水郡館興面中杜陵里	1180-1120	110	11	121
三水郡館興面小藏里	1110-1110	100	10	16
三水郡館興面西德里	1040-1110	170	6	101
三水郡館興面下杜陵里	1080-1040	110	11	133
三水郡館興面(書齋村)	1020-1100	110	1	1
三水郡館興面(咸池洞)	1180-1180	110	6	133
三水郡館興面上清溪里	1180-1180	110	6	133

谷間に在り、部落より南に一條の小路を出せり
 谷間に在り、南北に走る一條の小路部落を貫く、南一・五籽を恵山より長津に至る道路西走す
 谷間に在り、恵山鎮より三水を経て長津に至る二等道路は部落の南一籽の處を小川に沿ひて西走す
 谷間に在り、谷底を縫ひて小路通ず
 小河左岸の台地に在り、一條の小路部落の中央を南北に貫く、北一籽の處に恵山鎮より長津に西走する道路あり
 台地上に在り、南二籽の處を恵山鎮より三水を経て長津に至る二等道路西走す
 南一、五籽の處を恵山鎮より三水を経て長津に至る二等道路小河に沿ひて西走す
 台地上に在り、南二籽の處を恵山鎮より三水を経て長津に至る二等道路小河に沿ひて西に向ふ
 台地上に在り、南二・五籽の處には恵山鎮より三水を経て長津に至る二等道路西に向ふ
 小川の左岸に在り、恵山鎮より三水を経て長津に至る二等道路は部落の西側を北向す
 谷間に在り、東三籽には一六・二米の杜陵峰聳え、一・五籽には恵山鎮より長津に至る二等道路北向す
 谷間に在り、東北四籽に一六・二米の杜陵峰聳え立つ
 谷間に在り、東北二籽の處に一六・二米の杜陵峰聳え、〇・五籽の處を恵山鎮より長津に至る道路北向す
 谷間に在り、部落の東には恵山鎮より長津に至る二等道路北向し、北二・五籽に一六・二米の杜陵峰あり
 谷間に在り、北四・五籽に一六・二米の杜陵峰聳え、恵山鎮より長津に至る二等道路は東一籽の處を北向す
 書齋村の西一籽の谷間に在り
 谷間に在り

三水郡館興面大清溪里	1020-1110	160	11	174
三水郡館興面小清溪里	1010-1040	110	11	133
三水郡館興面(馬岩里)	1100-1180	110	1	1
三水郡館興面(天坪)	1430-1460	110	1	1
三水郡館興面福西里	1020-1100	110	6	101
三水郡館興面彩佳里	1100-1120	160	6	101
三水郡館興面生陽里	1080-1020	110	11	133
三水郡館興面(南碩里)	1120	1	1	1
三水郡館興面清鶴里	1010-1040	110	11	133
三水郡館興面上銀山里	1020-1110	110	11	133
三水郡館興面下銀山里	1080-1020	110	11	133
三水郡館興面(炭釜洞)	1120-1120	110	1	1
三水郡館興面三浦里	1080-1020	110	6	101
三水郡館興面大藏里	1020-1180	170	7	126
三水郡館興面大藏里	1180-1120	110	11	133
三水郡邑館興面西應里	1010-1180	110	11	133

第五章 聚落の高度

上清溪里の東一・五籽の谷間に在り、部落を東北に貫く一條の聯路あり
 小川に挟まれたる平地に在り、部落の南は湿地なり、北一籽の處を恵山鎮より三水を経て長津に至る道路北向す
 小川右岸の谷間に在り、恵山鎮より長津に至る二等道路は部落の北一籽に在り、北五籽に一六・二米の杜陵峰聳ゆ
 台地上に在り、西南より東北に至る一條の聯路は部落を貫く、東北〇・五籽に一四・九三米の天坪嶺あり
 小川の左岸の谷間に在り、流れに沿ひて南北に走れる一條の聯路は部落の東に在り
 小川左岸の谷間に在り、四九三米の天坪嶺より、東し來れる聯路は部落の南を過ぎ小川に達す
 小川の沿岸に在り、流れの右岸に沿ひて南北に走れる一條の聯路は部落を貫く
 小川左岸の傾斜地に在り
 小川の沿岸に在り、南北に走れる一條の聯路は部落を貫く
 谷間に在り、部落の東南には湿地有り
 谷間に在り、上銀山里の北に隣す
 西面傾斜地に點在り、東北に走れる一條の聯路は部落を貫く
 恵山鎮より三水を経て長津に至る二等道路は部落を南北に貫く、北三籽には一六・二米の杜陵峰あり
 部落の西南端を貫きて恵山鎮より長津に至る二等道路北向す、北二籽には一六・二米の杜陵峰聳ゆ
 大藏里の北隣にして二等道路部落を南北に貫き、北一・五籽の處に一六・二米の杜陵峰聳立す
 谷間に在り、西北より東南に狭長に立地す、南三籽の處を恵山鎮より三水を経て長津に至る道路西に向ふ

朝鮮の部落 (前篇)

三水郡邑館面 (兩栢洞)	110-1140	6	1	1	〔谷間に在り、南二・五軒の處を惠山鎮より長津に至る二等道路西に向ふ〕
三水郡邑館面鳳德里	100-1110	4	1	1	〔谷間に在り、西應里の西南に隣す〕
三水郡邑館面南山里	100-1110	100	2	1	〔谷間に在り、部落を貫く小路あり、南二軒の處を惠山鎮より三水を経て長津に至る二等道路西に向ふ〕
三水郡邑館面新興里	100-1050	3	4	2	〔谷間に在り、部落の西に南北に走る一條の聯絡あり〕
三水郡邑館面 (桃花洞)	100-1110	6	1	1	〔谷間に在り、東南三・五軒に一六二米の杜陵峰あり、西南二・五軒に一二七八米の白山嶺ありて二等道路通す〕
三水郡邑館面 (文進洞)	110-1110	1	1	1	〔谷間に在り、西南一軒の處に一六二米の杜陵峰聳立す〕
三水郡邑館面下三興里	90-1060	5	3	2	〔谷間に在り、部落を貫く一條の聯絡あり、東北三軒に仲坪川西南四軒に一六一二米の杜陵峰聳立す〕
三水郡邑館面上三興里	100-1000	5	3	1	〔下三興里の南隣にして西南三軒の處に二六二米の杜陵峰あり〕
三水郡邑館面東沙里	110-1100	5	7	2	〔谷間に在り、西一・五軒に一六一二米の杜陵峰あり、一四九八米の白山嶺は部落の西三軒の處に在り〕
三水郡邑館面 (板財洞)	100-1110	4	1	1	〔谷間に在り、部落を東西に貫く一條の聯絡あり〕
三水郡邑館面鳳德里	110-1100	4	7	1	〔谷間に在り、西二軒の處を惠山鎮より三水を経て長津に至る二等道路北向し、西北二軒に杜陵峰あり〕
三水郡好仁面孝洞里	90-1000	3	5	2	〔仲坪川右岸の谷間に在り、部落を南北に貫く一條の小路あり〕
三水郡好仁面下大福里	90-1000	100	3	2	〔谷間に在り〕
三水郡好仁面上大福里	100-1110	6	3	2	〔谷間に在り〕
長津郡東下面(銅谷)	90-1010	2	1	1	〔赴戦江支流沿岸に在り、江に沿ひて遼路南北に走る〕
長津郡東下面如雲中里	100-1000	4	6	2	〔赴戦江支流の沿岸に在り、江の左岸を遼路南北に走る〕
長津郡東下面如雲上里	100-1100	4	6	2	〔赴戦江支流の沿岸に在り、江に沿ひて遼路南北に走る〕

長津郡東下面 (魚隱洞)	110-1140	10	1	1	〔赴戦江支流の沿岸に在り、江に沿ひて遼路南北に走る〕
豊山郡熊耳面(針峯)	110-1100	3	1	1	〔西洞川右岸にあり、流れに沿ひて一條の聯絡あり、北一・五軒の處に一八五米の針峯あり〕
長津郡北面 (兄弟大洞)	1010-1060	3	1	1	〔大兄弟洞江の沿岸溪谷に在り、北六軒の處に二一八五米の稀塞峰聳立す〕
長津郡北面 (兄弟小洞)	100	1	1	1	〔長津江支流の溪谷に在り、流れに沿ひて一條の小路東西に走る〕
長津郡北面東深里	1000-1100	1	1	1	〔谷間に在り、西二軒の處を長津江北流し、部落の北を一條の小路東北に走る〕
長津郡内面三浦里	1000-1100	10	3	2	〔三浦里江左岸に在り、咸興より長津を経て慈城に至る二等道路は部落を南北に貫く〕
長津郡内面東沙里	100-1000	3	6	2	〔三浦里江岸に在り、咸興より長津を経て慈城に至る二等道路は部落を貫きて北に向ふ〕
長津郡内面越上里 (越上庄)	1000-1100	3	6	2	〔三浦里江支流の沿岸に在り、流れに沿ひて一條の小路東西に走る〕
長津郡内面 (越下庄)	100-1000	3	1	1	〔三浦里江支流左岸に在り、流れに沿ひて東西に走れる一條の小路は部落を貫く〕
長津郡内面漣灘里 (漣洞)	100-1000	5	3	2	〔三浦里江沿岸に在り、咸興より長津を経て慈城に至る二等道路は部落を南北に貫く〕
長津郡内面(小洞)	110-1100	3	1	1	〔三浦里江支流の沿岸に在り、東三軒の處に一六二六米の兄弟峠あり、小路によりて通す〕
長津郡内面(大洞)	1100-1100	3	1	1	〔三浦里江上流の溪谷に在り、流れに沿ひて南北に走れる一條の聯絡あり〕
長津郡内面西中里 (西洞中庄)	1010-1060	3	3	2	〔西洞江沿岸に在り、流れに沿ひ一條の聯絡ありて部落を貫く〕
長津郡内面 (世避洞)	100-1100	10	1	1	〔谷間に在り〕
長津郡内面西上里 (十里坪)	1000-1000	3	5	2	〔西洞江沿岸に在り、流れに沿へる一條の聯絡は部落を貫く〕
長津郡内面 (赤坪地)	1000-1000	10	1	1	〔西洞江沿岸に在り、流れに沿ひ一條の聯絡あり。西興寺あり〕

第五章 聚落の高度

朝鮮の村落(前篇)

茂山郡三社面(屈松坪)	二七〇	一	一	一
茂山郡三社面(西溪水)	二七〇—二八〇	〇	一	一
茂山郡三社面(富坪洞)	二二〇—二三〇	〇	一	一
茂山郡三社面(下村)	二二〇—二四〇	〇	一	一
茂山郡三社面(中村)	二二〇—二六〇	〇	一	一
茂山郡三社面(上村)	二二〇—二六〇	五	一	一
茂山郡三社面(延岩洞)	二二〇—二四〇	〇	一	一
茂山郡三社面(道蔭坪)	二二〇—二四〇	〇	一	一
茂山郡三社面(延蔭坪)	二二〇—二四〇	〇	一	一
茂山郡三社面(南陽洞)	二二〇—二四〇	〇	一	一
茂山郡三社面(山羊台)	二二〇—二四〇	〇	一	一
茂山郡三社面(黄土岩)	二二〇	一	一	一
未詳				
甲山郡普惠面(大坪里)	一〇〇〇—一〇二〇	一〇	〇	六五
甲山郡普惠面(合川)	一〇〇〇—一〇二〇	〇	一	六五
甲山郡普惠面(乙龍洞)	二二〇—二四〇	〇	一	一
甲山郡普惠面(大興里)	二二〇—二四〇	〇	一	一
甲山郡普惠面(大岩里)	二二〇—二四〇	〇	一	一

〔西頭水右岸に在り、流れを隔て、吉州より茂山に至る二等道路北向す〕
 〔西頭水左岸に在り、吉州より合水を経て北走し來れる二等道路は部落の東側を過ぎ茂山に北向す〕
 東溪水右岸の谷間に在り
 〔東溪水の沿岸に在り、流れに沿ひて東西に走る一條の聯路は此の地を過ぐ〕
 〔東溪水右岸の谷間に在り、流れに沿ひて東西に走る一條の聯路は此の部落の中央を貫く、南四軒に一六七五米の迷山峯あり〕
 〔東溪水左岸の谷間に在り、一條の聯路は此の地に起り流に沿ひて東す、北に一五一六米の將軍峯を控ゆ〕
 〔西頭水左岸に在り、吉州より合水を経て此の地に來れる二等道路は流れに沿ひて更に北走し茂山に至る〕
 大樽川の沿岸に在り
 〔西頭水の沿岸に在り、吉州より合水を経て北走し來れる二等道路は此の部落を過ぎ、流れに沿ひて更に北向して茂山に至る〕
 〔西頭水の沿岸に在り、吉州より合水を経て北走し來れる二等道路は部落の西を過ぎ、流れに沿ひて北向し茂山に至る〕
 〔西頭水の沿岸に在り、吉州より茂山に至る二等道路は此の地を過ぎ、流れに沿ひて更に北向す〕
 〔西頭水の沿岸に在り、吉州より茂山に至る二等道路は此の地を過ぎ、流れに沿ひて更に北向す〕
 佳林川の沿岸に在り
 佳林川沿岸の谷間に在り、南二軒の處に亡致峯あり
 谷間に在り、北方六軒の處に亡致峯あり
 〔小川に沿ふ、東三軒の處に一七二一米の象背山嶺あり、流れに沿へる一條の聯路は部落を過ぐ〕

甲山郡普惠面(新興洞)	二二〇—二五〇	一〇	一	一
甲山郡普惠面(上草坪)	二二〇—二四〇	〇	一	一
甲山郡普惠面(大田坪)	二二〇—二四〇	〇	一	一
甲山郡雲興面(石開洞)	二二〇—二四〇	一五	一	一
未詳				
甲山郡普惠面(北溪水)	二二〇—二四〇	〇	一	一
甲山郡普惠面(胞胎里)	二二〇—二四〇	七	三	〇五
甲山郡普惠面(合水)	二二〇—二四〇	〇	一	一
甲山郡普惠面(大坪里)	二二〇—二四〇	〇	一	一
甲山郡普惠面(胞胎里)	二二〇—二四〇	〇	一	一
甲山郡普惠面(上村)	二二〇—二四〇	〇	一	一
甲山郡普惠面(中村)	二二〇—二四〇	〇	一	一
甲山郡普惠面(下村)	二二〇—二四〇	〇	一	一
甲山郡普惠面(南別水)	二二〇—二四〇	〇	一	一
甲山郡普惠面(新村)	二二〇—二四〇	〇	一	一
甲山郡普惠面(中土場)	二二〇—二四〇	〇	一	一
甲山郡普惠面(綠水里)	二二〇—二四〇	〇	一	一
甲山郡普惠面(興成洞)	二二〇—二四〇	〇	一	一

第五章 聚落の高度

〔小川の右岸に在り、東南及び西北には濕地あり、西南三軒の處に一七六〇米の長鳴山嶺え立つ〕
 〔小川右岸の傾斜地に在り、一條の聯路部落を貫き、北一軒餘にして一五六〇米の推兒山あり〕
 〔小川に沿ひ東西に長く延ぶ、東北三・五軒にして一五八五米の四地嶺、西北三軒にして一八八〇米の望南山あり、何れも之に通ずる聯路あり〕
 〔小川に沿ふ、西方二軒にして一八七七米の石開嶺、北四軒にして二〇九八米の白沙嶺あり〕
 谷間に在り、流れに沿ひて西南より東北に狭長に點在す
 〔小川の沿岸に在り、惠山鎮より茂山に至る二等道路は途中此の地を過ぎて北向す〕
 車哥水右岸に在り、南に一二四四米の花開山嶺あり
 谷間に在り、北三軒の處に二四三四米の南胞胎山嶺あり、部落を東西に貫く一條の小路あり
 〔東北三・五軒の處に二四三四米の南胞胎山嶺あり、部落を東西に貫く一條の小路あり〕
 〔小川の右岸に在り、一條の小路部落を東西に貫く〕
 〔谷間に在り、小路は谷底を縫ひて部落より西に走る、西三・五軒の處に二一〇八米の將軍峯あり〕
 〔小川の右岸に在り、惠山鎮より茂山に至る二等道路は部落の南を東西に走る〕
 鴨綠江左岸の谷間に在り、部落を南北に貫く一條の小路あり
 〔東四軒の處に一八五三米の郭沙峯あり、西一・五軒には惠山鎮より茂山に至る二等道路北に走る〕
 〔部落より三條の小路を放射す、東北四軒の處には一八五三米の郭沙峯え立つ〕

甲山郡普惠面寶泰里	1020-1130	四	七	六	二	〔小川の右岸に在り、恵山鎮より茂山に至る二等道路は部落を南北に貫き通す〕
甲山郡普惠面(虎岩)	二丈	一	一	一	一	〔部落より四條の小路を放射す、西北方五籽の處には一八五三米の郭沙峯餘少〕
甲山郡普惠面(五溪洞)	1110-1140	一〇	一	一	一	〔小川の右岸に點在し、西北五・五籽には一八五三米の郭沙峯あり〕
甲山郡普惠面(鞏岩山里)	1100-1130	四	一	一	一	〔傾斜地に在り、部落を南北に貫く小路あり、西四籽の處には一八五三米の郭沙峯餘少〕
甲山郡普惠面(麗水谷)	1090-1030	一〇	一	一	一	〔溪谷に在り、西四籽の處に一四四六米の香峯餘少〕
甲山郡普惠面(門岩)	1000-1040	三	一	一	一	〔小宋哥谷に在り、小川に沿ひて東西に走る一條の聯路は部落の南側を通る〕
甲山郡普惠面保興里	1035-1030	五	一	一	一	〔東西に走る一條の聯路部落を貫く、北二籽の處には一二五二の香峯餘少〕
甲山郡普惠面(下村)	1010-1010	一〇	一	一	一	〔東西に走る一條の聯路部落を貫く、北二籽の處には一二五二の香峯餘少〕
甲山郡普惠面(上村)	1020-1026	六	一	一	一	〔東西に走る一條の聯路部落を貫く、西北四籽の處に一二五二米の香峯あり〕
甲山郡普惠面(柏子洞)	1100-1130	四	一	一	一	〔小川の右岸に在り、流れに沿へる一條の聯路は此の部落を過ぐ〕
甲山郡普惠面(春化洞)	1020-1110	四	一	一	一	〔東一籽にして一二七七米の春山嶺、南一籽にして一二六八米の九鷄物嶺、北二籽にして一二〇六米の作藏開峯あり、一條の聯路部落より西に走る〕
甲山郡普惠面(鷹洞)	990-1030	六	一	一	一	〔東北二籽に一二〇六米の作藏開峯、南二籽に一二六八米の九鷄物嶺あり〕
甲山郡普惠面(新開洞)	1030-1100	三	一	一	一	〔一〇五米の栢德嶺の西に在り、北に烽守峯を控ゆ、恵山鎮より茂山に至る二等道路は栢德嶺を過ぎて更に北向す〕
甲山郡普惠面(福浦里)	990-1030	四	一	一	一	〔烽守峯の西南二籽に在り、一條の間路部落を貫く〕
甲山郡普惠面(九不章)	1030-1100	四	一	一	一	〔緩傾斜地に在り、東一籽餘の處を恵山鎮より茂山に至る二等道路北に向ふ〕
甲山郡雲興面五山里	990-1030	七	一	一	一	〔恵山鎮より茂山に至る二等道路部落を南北に貫く、東南二、五籽に九鷄物嶺、北一、五籽に一一〇五米の栢德嶺あり〕

甲山郡普惠面(五豐洞)	1030-1030	三	一	一	一	〔東一籽にして一二六八米の九鷄物嶺あり、西一・五籽の處を恵山鎮より茂山に至る二等道路北向す〕
甲山郡普惠面(小五山)	1030-1030	三	一	一	一	〔東北二籽餘の處に一二六八米の九鷄物嶺あり、西一籽の處には恵山鎮より茂山に至る二等道路北向す〕
甲山郡普惠面(水東德)	1130-1130	四	一	一	一	〔小河右岸の傾斜地に在り、一條の小路部落を南北に貫く〕
甲山郡普惠面(泰陽德)	1030-1030	三	一	一	一	〔谷間に在り、西は一・五七米の新大嶺にして普惠面との界をなす〕
甲山郡普惠面(讀雲嶺)	1030-1030	四	一	一	一	〔谷間に在り、東西に走る小路部落を貫く〕
甲山郡普惠面(後有苗谷)	1030-1120	三	一	一	一	〔小川右岸の傾斜地に在り、一條の小路部落の南側を東西に走る〕
甲山郡普惠面(勳德)	1130-1100	三	一	一	一	〔小川右岸の谷間に在り、東西に走る間路と、南北に走る小路とが此の地に於て交叉す〕
甲山郡普惠面(徳東薪洞)	1000-1130	四	一	一	一	〔小川に沿ふ、部落より三條の小路を出す〕
甲山郡普惠面(徳士門洞)	1020-1130	六	一	一	一	〔谷間に在り、東西に走る間路の西側に在り〕
甲山郡普惠面(内三文洞)	1020-1100	三	一	一	一	〔小川の右岸に東西に狭長に點在す、流れに沿へる一條の間路は部落の南側を走る〕
甲山郡普惠面(柳下洞)	1100-1120	六	一	一	一	〔小川左岸の段丘上に點在す〕
甲山郡雲興面新德里	1110-1110	一〇	一	一	一	〔五是川支流沿岸に在り、江に沿ひて一條の小路あり、又部落の西側を南北に走る一條の聯路あり〕
甲山郡雲興面(上福安水)	1030-1130	七	一	一	一	〔雲龍江支流沿岸の溪谷に在り、一條の小路流れに沿ひて部落より西に走る〕
甲山郡雲興面(新草坪)	1120-1120	三	一	一	一	〔雲龍江左岸段丘上に在り、一條の聯路ありて部落を南北に貫く〕
甲山郡雲興面(東草坪)	1120-1110	六	一	一	一	〔台地上に在り、東南〇・五籽にして里仁面に界す〕

朝鮮の聚落（前篇）

甲山郡雲興面(白岩里)	1080-1080	〇	七	三七	谷間に在り、西一籽の處に一二三五米の大門嶺あり
甲山郡雲興面(南山)	1100-1100	〇	一	一	傾斜地に在り、南〇・五籽にして里仁面に接す
甲山郡雲興面(大門里)	900-1000	〇	三	一六	谷間に在り、東一籽の處に一二三五米の大門嶺ありて聯路を以て之に通す
甲山郡雲興面(春上里)	900-1000	〇	一	一	谷間に在り、東西に走る聯路部落を貫き、部落の西を南北に走る一條の聯路あり
甲山郡雲興面(鳳棲里)	900-1000	〇	三	三六	谷間に在り、部落の南側に一條の聯路あり
甲山郡雲興面(瓦德)	1000-1100	〇	一	一	雲寶江右岸の台地上に在り、部落より三條の聯路及び一條の間路を出せり
未詳					
甲山郡普惠面	1150-1150	〇	一	一	西二籽の處を鴨綠江南流す、部落を南北に貫く小路あり
三浦山鎮					
三浦山鎮(鳳棲洞)	1150-1150	〇	一	一	谷間に在り、谷底を走れる一條の聯路は部落を貫く、北三籽の處に三水川あり
三浦郡好仁面(崔哥里)	900-1000	〇	九	三七	西一籽にして一二六三米の高速峰あり、北二・五籽に一二六三米の高速峰聳え、北五籽に鴨綠江西流す
三浦郡好仁面(大岩里)	1000-1100	〇	八	六	北一籽にして一二六三米の高速峰あり、北二・五籽の處を鴨綠江曲流西走す
三浦郡好仁面(楡洞)	1000-1050	〇	一	一	西一籽にして一二六三米の高速峰あり、北一・五籽に高速峰あり、鴨綠江は北三籽の處を西流す
三浦郡好仁面(新德里)	900-1000	〇	三	三七	北三籽の處を鴨綠江曲流西向す、北二籽にして一二六三米の高速峰あり
三浦郡好仁面(新三里)	900-1000	〇	三	三六	北一・三籽の山北中腹に在り、部落より北に小路を出東し、一籽の處には一一〇七米の德巨嶺あり
端川郡水下面	1100-1100	〇	一	一	一條の小路部落を南北に貫通す、西南は北青郡星堡面に隣す
端川郡水下面(周釜洞)	1100-1100	〇	一	一	南一籽の處に端川より甲山に至る達路あり、西、新洞嶺を過ぎて北す
端川郡水下面(光彬德)	1100-1100	〇	一	一	谷間に在り、北一籽にして一二一七米の牛項峙、東南二籽にして一四九〇米の冠岩山聳ゆ
端川郡新滿面	900-1000	〇	一	一	
端川郡新滿面(將軍德)	900-1000	〇	一	一	
端川郡新滿面(屏風洞)	1000-1080	〇	一	一	

北青直洞

端川郡新滿面(皮坡洞)	900-1080	〇	一	一	部落より東北に一條の小路を出せり、西一・五籽にして一四九〇米の冠岩山聳え立つ
豊山郡安山面	1100-1200	〇	一	一	一五三九米の山西の谷間に在り
豊山郡天南面(鷹峰)	1100-1100	〇	一	一	谷間に在り、一條の小路部落の南側を東西に走る
豊山郡天南面(竹洞)	1100-1100	〇	一	一	西北二籽に一六九一米の楸洞山あり
豊山郡天南面(南洞)	1000-1100	〇	一	一〇	東南三籽にして一六八四米の銀徳山聳え、西北二籽の處に一〇九五米の直洞嶺あり
豊山郡天南面(率松洞)	1000-1100	〇	一	一	東南二・五籽にして一六八四米の銀徳山聳え、率松洞の東北一籽に在り
豊山郡天南面(樺田洞)	1100-1100	〇	一	一	南一籽の處に一六八四米の銀徳山聳ゆ
豊山郡天南面(天上洞)	1100-1100	〇	一	一	一三七七米の烽燧峰の西二・五籽の處に在り、部落を南北に貫く一條の聯路あり
豊山郡天南面(德嶺)	1150-1150	〇	一	一	東北三籽の處に一三七七米の烽燧峯あり、部落は廣く點在す
北青郡星堡面	1000-1100	〇	一	一	西南二籽に一六八四米の銀徳嶺え、一條の小路部落を貫く
北青郡星堡面(光才洞)	1000-1100	〇	一	一	一六八四米の銀徳山の東中腹に點在す
北青郡星堡面(上姜登德)	1100-1100	〇	一	一	一六八四米の東銀徳山の東南中腹に點在し、西南一籽の處に一四七〇米の銀徳嶺あり
北青郡星堡面(劍德)	1100-1100	〇	一	一	北一・五籽に銀徳嶺、西北二・五籽に一六八四米の銀徳山聳え立つ
北青郡星堡面(外洞)	1100-1100	〇	一	一	西北二籽に一四七〇米の銀徳山嶺ありて聯路を以て通じ、北一・五籽には一六八四の銀徳山聳え立つ
北青郡星堡面(甘長洞)	1000-1100	〇	一	一	一四七〇米の銀徳嶺の南一籽の處に點在す、西南一籽には一四二九米の別鶴嶺あり
北青郡星堡面(虚橋)	1000-1100	〇	一	一	二九米の別鶴嶺あり
北青郡星堡面(柏柯德)	1100-1100	〇	一	一	谷間に在りて柏柯德の東に隣す、西南二・五籽の處には一三〇九米の角基峰あり
北青郡星堡面(柏柯洞)	1000-1100	〇	一	一	一三〇九米の角基峰の東一籽に在り、北一籽足らずにして別鶴嶺あり、三籽にして一六八四米の銀徳山あり
北青郡星堡面(寶水安)	1100-1100	〇	一	一	

第五章 聚落の高度

朝鮮の聚落(前篇)

豊山郡安山面	1100-1130	10		
(七香洞)				
豊山郡安山面(榛島)	1100-1135	15		
豊山郡安山面	1100-1130	15		
(上端村)				
豊山郡安山面	1150-1180	15		
(利洞只洞)				
豊山郡安山面	1150-1180	15		
(松洞只洞)				
豊山郡安山面	1100-1130	15		
(上七香)				
豊山郡安山面	1150-1180	15		
(樺田洞)				
豊山郡安山面(南嶺)	1100-1130	15		
豊山郡安山面	1100-1130	15		
(仁洞洞)				
豊山郡安山面	1100-1130	15		
(會士洞)				
豊山郡安山面	1100-1130	15		
(下田洞)				
豊山郡安山面	1100-1130	15		
(小新店)				
豊山郡安山面	1100-1130	15		
(沙得村)				
豊山郡安山面	1100-1130	15		
(新山村)				
北青郡泥谷面	1100-1130	15		
(厚峙嶺)				

〔小川左岸の平地に在り、十文字に交叉する聯路の十字路を中心として部落は立地す〕
 〔小川に沿ふ、部落の南と北には川に沿ひて湿地多し、西四軒の處には一六八四米の南山峰聳え立つ〕
 〔小川に沿ふ、又東南に進める谷間に延ぶ、部落の東南一軒足らずにして一四七四米の郭開嶺あり〕
 〔谷間に廣く点在す、南一軒餘には一四七四米の郭開嶺、東北二軒に一三五五米の安得非嶺あり〕
 〔小川左岸の傾斜地に廣く点在す、西南二・五軒に一六八四米の南山嶺あり〕
 谷間に在り、西北一・五軒に一五二七米の松洞山聳え立つ
 〔小川の沿岸に東西に狭長に点在す、部落を貫く一條の聯路あり〕
 〔東南一・五軒に一六八四米の南山峰、西北三軒に一五三一米の龍水洞嶺あり〕
 〔谷間に在り、一條の聯路は東南一軒にして一三五五米の安得非嶺に達す〕
 〔谷間に東西に狭長に点在す、北三軒の處に一五二四米の蓮花峰あり〕
 谷間に狭長に点在す、南四軒にして一五二四米の蓮花峰あり
 〔谷間に在り、北青より獐項里を経て黄水院、甲山に向ふ二等道路は部落の西南一軒の處を西北に走る〕
 〔小川の右岸に在り、北青より黄水院、甲山に向ふ二等道路は部落を貫く、西南一・五軒にして一五二四米の蓮花峰あり〕
 〔小川の右岸に在り、北青より獐項里を経て黄水院、甲山に向ふ二等道路は部落の北側を通る〕
 〔部落の西は小川に沿ひて湿地續く、北青より甲山に向ふ二等道路は部落の西一軒の處を北向す〕
 〔西〇・七軒にして一三三五米の厚峙嶺あり、北青より獐項里を経て來れる二等道路は部落の西を過ぐ〕

北青里

北青村

豐松里

雪羅南嶺

北青郡泥谷面	1050-1080	15		
(明堂嶺)				
北青郡上車書面	1100-1130	15		
(明八嶺)				
北青郡上車書面	1100-1130	15		
(石幕洞)				
北青郡星岱面	1100-1130	15		
(白嶋)				
北青郡上車書面	1050-1080	15		
(馬項)				
北青郡上車書面	1050-1080	15		
(因德)				
洪原郡龍川面	1000-1030	15		
(梨木亭)				
寧遠郡錦城面(白巖)	1050-1080	15		
寧遠郡錦城面	1000-1030	15		
(小東所)				
寧遠郡錦城面	1050-1080	15		
(大東所)				
鏡城郡朱南面	1100-1130	15		
(長興洞)				
鏡城郡朱南面	1100-1130	15		
(馬足洞)				
鏡城郡朱南面	1150-1180	15		
(龍水谷)				
鏡城郡朱南面生龍洞	1050-1080	15		
(保恩水)				
鏡城郡朱南面	1100-1130	15		
(大昇浦)				
鏡城郡朱南面	1170-1200	15		
(大黒谷)				

第五章 聚落の高度

〔一三三五米の厚峙嶺の南二軒に在り、北青より甲山に至る二等道路は此の地に於て最も曲折甚だし〕
 〔東三軒に一七〇八米の馬山聳立す、一條の聯路は部落の南を東西に走る〕
 〔東北三軒に一七〇八米の馬山あり、一條の小路部落を貫く〕
 〔一七〇八米の馬山の南三軒に在り、部落を南北に貫く一條の聯路あり〕
 〔部落の西に小路あり〕
 〔部落の東を南北に走る一條の聯路あり、東南一軒に一六五米の因德嶺あり〕
 〔一六五米の因德嶺の南に在り、部落の東側を南北に走る一條の聯路あり〕
 山腹に在り、部落より三條の小路を出せり
 谷間に東西に狭長に点在し、部落の南側を走る小路あり
 〔谷間に在り、一條の聯路西北より來りて此の地を過ぎ、東南一・五軒にして一四一五米の毛都嶺に達す〕
 〔谷間に在り、谷底に小路あり、東南二軒に一五四四米の冠帽峰聳立す〕
 〔谷間に在り、谷底を走れる一條の小路部落を東西に貫く、北四・五軒の處に二三三四米の兜峰聳え立つ〕
 〔谷間に在り、谷底を走れる一條の小路部落を東西に貫く、北五・五軒に二三三四米の兜峰聳立す〕
 〔谷間に在り、部落の西を南北に走れる一條の小路あり、南二・五軒に巨務嶺、東五軒餘に一五四四米の冠帽峰あり〕
 谷間に在り、部落より三條の小路を出せり
 谷間に在り、東南三軒に巨務嶺あり

朝鮮の聚落 (前篇)

鏡城郡朱南面	二六〇—二八〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(小黒谷)	二六〇—二八〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(天上直)	二六〇—二八〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(煙霞洞)	二五〇—二七〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(天上洞)	二五〇—二七〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱北面(葛梅洞)	二五〇—二七〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱北面(源水洞)	二五〇—二七〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱北面(源水)	二五〇—二七〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱北面(廣河洞)	二五〇—二七〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱北面(車抱洞)	二五〇—二七〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱北面(鐵店洞)	二五〇—二七〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱北面(杜里安地)	二五〇—二七〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱北面(前杜里安地)	二五〇—二七〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱北面(土店互里)	二五〇—二七〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(小岩)	二五〇—二七〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(南水)	二五〇—二七〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(大岩)	二五〇—二七〇	〇	〇	〇

羅南
廣德洞

〔緩傾斜地に在り、部落より四條の小路を出す、東南三軒に二二七米の自知峰あり〕
 〔谷間に在り、部落より四條の小路を放射す、東南一軒餘の處に巨務徳の台地あり〕
 〔谷間に在り、東西に走れる一條の聯絡部落を貫く、東一軒の處に巨務徳の台地あり〕
 〔谷間に在り、南に一條の小路あり、西方六軒の處に二二四二米の雪嶺あり〕
 〔谷間に在り、谷底を走れる一條の小路は部落を南北に貫き、又西に一條の小路を出せり、東北二・五軒に一五四四米の冠帽峰あり〕
 〔谷間に在り、部落より四條の聯絡路及び一條の小路を放射せり。東北三軒に一五四四米の冠帽峰あり〕
 〔谷間に在り、一條の聯絡路を南に、一條の小路を北に走らす、西北五軒の處に二三三四米の兜峰聳立す〕
 〔谷間に在り、一條の聯絡部落を東西に貫き、又西へ小路を出せり、北四軒に一五四四米の冠帽峰聳立す〕
 〔緩傾斜地に西面して立地す、谷底を東西に走れる小路部落の南側を過ぐ〕
 〔谷間に在り、南北に走れる聯絡路の西側に部落狭長に點在す〕
 〔巨務徳の台地上に在りて西に一二七米の自知峰を控ゆ、部落より三條の聯絡路及び一條の小路を出せり〕
 〔巨務徳の台地上に在り、部落より三條の聯絡路及び一條の小路を出せり〕
 〔巨務徳の西南邊縁に在り、部落より三條の聯絡路及び小路を放射せり〕
 〔谷間に在り、谷底を走れる一條の聯絡部落を東西に貫く、西北六軒に二一七一米の冠帽峰聳立す〕
 〔谷間に在り、部落より三條の小路を出せり〕
 〔谷間に在り、谷底を東西に走れる一條の小路あり〕

鏡城郡朱南面(鶯巢台)	二五〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(咽喉)	二四〇—二四五	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(北水)	二四〇—二四〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(石間池)	二四〇—二四〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(水花)	二四〇—二四〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(龍潭洞)	二四〇—二四〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(鶴山)	二四〇—二四〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(良板幕)	二四〇—二四〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(頭里安地)	二四〇—二四〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(大泉浦)	二四〇—二四〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(潔水)	二四〇—二四〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(源水)	二四〇—二四〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(馬蹄)	二四〇—二四〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(上村)	二四〇—二四〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(下村)	二四〇—二四〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(小板崖)	二四〇—二四〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(大板崖)	二四〇—二四〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(麟山河)	二四〇—二四〇	〇	〇	〇
鏡城郡朱南面(大南洞)	二四〇—二四〇	〇	〇	〇

台地の南邊縁に在り、部落を東西に貫く一條の小路あり
 〔谷間に在り、部落より三條の小路を出す〕
 〔谷間に在り、谷底を南北に貫く一條の聯絡路あり、西北五軒に二一七一米の冠帽峰聳立す〕
 〔谷間に在り、流れて沿ひて一條の聯絡路を走る〕
 〔溪谷に在り、流れて沿ひて一條の聯絡路南北に走る、又北に一條の小路を出す〕
 〔緩傾斜地に南面して點在す〕
 〔台地上に在り、南北に走れる一條の聯絡路は部落を貫く、大浦川東〇・七軒の處を東流す〕
 〔台地上に在り、大浦川左岸の部落より三條の小路を出す〕
 〔大浦川左岸の台地上に在り、西南より東北に向ひて走れる聯絡路の中央を貫く、又二條の小路を出す〕
 〔大浦川上流の溪谷に在り、流れて沿ひて東西に狭長に點在す〕
 〔大浦川上流の溪谷に在り、南北に走れる一條の聯絡路あり〕
 〔大浦川上流の谷間に在り〕
 〔大浦川上流の溪谷に在り、流れて沿ひて一條の聯絡路南北に走る〕
 〔大浦川上流左岸の谷間に東西に狭長に點在す、流れて沿へる一條の聯絡路は部落の南側を過ぐ〕
 〔谷間に在り、部落より谷底を北に進める一條の小路ありて大浦川右岸に達す〕
 〔大浦川支流右岸の谷間に在り、流れて沿ひて南北に走れる一條の聯絡路あり〕
 〔谷間に在り、谷底を縦ひて走れる一條の聯絡路は部落の南側に在り、東南二・五軒に一六四五米の麟山嶺あり〕
 〔谷間に在り、谷底を走れる一條の小路は部落を貫く、東南三軒に一六四五米の麟山嶺あり、小路によりて通す〕

第五章 聚落の高度

朝鮮の聚落 (前篇)

鏡城郡朱南面(小南洞)	1100-1100	100	1	1	〔谷間に在り、谷底を走れる一條の小路あり、北一籽に大浦川東流し、東南二・五籽に一五八三米の月梅嶺あり〕
鏡城郡朱南面(上長浦)	1170-1180	100	1	1	〔谷間に在り、此の地を過ぎて南北に走れる小路あり、南一籽の處には一五八三米の月梅嶺あり〕
鏡城郡朱南面(居頭洞)	1150-1160	100	1	1	〔山陰に在り、部落より三條の小路を出し、東南二籽に一五八三米の甘吐峯聳立す〕
鏡城郡朱南面(綠林)	1170-1180	100	1	1	〔北面傾斜地に立地し、南に一五八三米の甘吐峯を控ゆ〕
鏡城郡朱南面(草坪)	900-1000	100	1	1	〔部落より三條の小路を出し、北三籽の處を大浦川東流す〕
鏡城郡朱南面(大福基)	1150-1160	100	1	1	〔大浦川左岸の台地上に在り、北一籽には漁郎川支流東走す。部落の北を東西に走れる聯路あり〕
鏡城郡朱南面(白岩)	1000-1010	100	1	1	〔谷間に在り、西北より東南に走れる聯路部落を貫き、又西南は一條の小路を出し、西北一籽に大浦川あり〕
鏡城郡朱南面(大乾浦)	1050	100	1	1	〔大浦川と漁郎川によりて挟まれたる台地上に在り〕
鏡城郡朱南面(小福基)	1150	100	1	1	〔大浦川左岸の台地上に在り、北一籽に漁郎川支流東走し、部落の北を東西に走れる一條の聯路あり〕
鏡城郡朱南面(木國司)	1100-1100	100	1	1	〔大浦川左岸の台地上に在り、部落の北側を東西に走れる聯路あり〕
鏡城郡朱南面(草坪)	1100-1100	100	1	1	〔大浦川左岸の台地上に在り、北には西南より東北に走れる一條の聯路あり〕
鏡城郡朱南面(小泉浦)	1100-1100	100	1	1	〔台地上に在り、部落を東西に貫く一條の小路あり〕
鏡城郡朱南面(洛星)	1100-1100	100	1	1	〔谷間に在り、部落より三條の聯路及び三條の小路を放射せり〕
鏡城郡朱南面(絶水)	1100-1100	100	1	1	〔元水の東北一籽餘に在り、一條の小路部落を東西に貫く〕
鏡城郡朱南面(仙境洞)	1100-1100	100	1	1	〔谷間に在り、谷底を走れる一條の小路部落を南北に貫く〕
鏡城郡朱南面(元水)	1100-1100	100	1	1	〔谷間に在り、谷底を縫ひて東西に走れる一條の小路部落を東西に貫く〕
鏡城郡朱南面(東岩)	1100-1100	100	1	1	
鏡城郡朱南面(龍岩)	1100-1100	100	1	1	
鏡城郡朱南面(長水)	1100-1100	100	1	1	

四九〇

明吉州

鏡城郡朱南面(北水)	1100-1100	100	1	1	〔東面傾斜地に在り、一條の聯路此の地を過ぎて東西に走り、又南に一條の小路を出せり〕
鏡城郡朱南面(金井谷)	1100-1100	100	1	1	〔谷間に在り、谷底を一條の小路東南に向ひて走る〕
鏡城郡朱南面(北岩)	1100-1100	100	1	1	〔漁郎川右岸の台地上に在り、一條の聯路部落を貫きて南北に走り、外に小路を東南に出せり〕
鏡城郡朱南面(新興坪)	1100-1100	100	1	1	〔漁郎川左岸の傾斜地に在り、部落の東側を南北に過ぐる一條の聯路あり〕
明川郡上零北面(泉坪)	1100	100	1	1	〔谷間に在り、部落より三條の小路を出し、西北一・五籽の處には一五八三米の甘吐峯聳立す〕
明川郡上零北面(月梅洞)	1030-1100	100	1	1	〔谷間に在り、谷底を縫ひて走れる一條の聯路部落を東西に貫く〕
明川郡上零北面(南溪水)	1030-1100	100	1	1	〔又北に小路を出せり〕
明川郡上零北面(高烟台)	1000-1020	100	1	1	〔部落の南側を西南より東北に走れる聯路あり、西四籽の處に一六四五米の嶺山嶺あり〕
明川郡上零北面(利柯峯)	1100-1110	100	1	1	〔北二・五籽にして梨坪川あり、部落は谷間に在りて之れを南北に貫く一條の小路は川に達す〕
明川郡上零北面(内直洞)	1000-1020	100	1	1	〔東北二、五籽に一二五一米の登堡山あり〕
明川郡上零北面(外直洞)	1110-1120	100	1	1	〔東北一、五籽に一二五一米の登堡山を控ゆ〕
吉州郡賜社面(直洞)	1100-1110	100	1	1	〔北三籽の處に二二〇四米の萬塔山聳立し、南北に走れる一條の聯路は部落を貫き萬塔山の東側を北向す〕
吉州郡賜社面(元徳)	1150-1160	100	1	1	〔小川左岸の台地上に廣く點在す〕
吉州郡賜社面(小連魚洞)	1010-1030	100	1	1	〔小川に沿ふ〕
吉州郡賜社面(大連魚洞)	1100-1110	100	1	1	〔小川に沿ふ〕
吉州郡賜社面(福連洞)	1100-1110	100	1	1	〔小川右岸の谷間に在り〕

雄吉州洞

第五章 聚落の高度

四九一

朝鮮の聚落 (前篇)

江界郡 龍林面 (柏子坪)	1000-1060	六	一	一	〔小川の沿岸に在り、平南鎮より舊鎮に至る遼路は流れに沿ひて東に向ふ。南四軒に一七〇〇米の笠峰嶺あり〕
江界郡 龍林面 (下内幕)	900-1000	一〇〇	一	一	〔秀魯江左岸の谷間に在り〕
長津郡 舊邑面(新開)	1160-1190	三	一	一	〔谷間に在り、西北一・五軒の處に一七〇〇米の笠峰嶺あり〕
長津郡 舊邑面(新開)	1100-1150	三	七	四三	〔谷間に在り、南一軒餘の處に一三六二米の寒泰嶺あり〕
長津郡 舊邑面(鼎田里)	1100-1150	三	一	一	〔谷間に在り、南一・五軒に一三六二米の寒泰嶺あり、西六・五軒の處に二一八四米の小白山聳立す〕
寧遠郡 大興面 (上青丹)	1100-1110	五	一	一	〔谷間に在り、西北三軒の處に一八八七米の黃峰嶺あり〕
寧遠郡 成龍面 (萬昌洞)	1100-1130	四	一	一	〔谷間に在り、東北二軒に二〇一三米の狼林山、西北四軒に一九〇四米の香羅峰あり〕
寧遠郡 成龍面 (遼山洞)	1100-1100	六	一	一	〔谷間に在り、東北三軒に二〇一三米の狼林山、西北三軒に一九〇四米の香羅峰あり〕
寧遠郡 小白面 (古介洞)	1100-1130	二	一	一	〔谷間に在り、社倉より舊鎮に至る遼路は大同江に沿ひて北流し此の地を過ぎて更に北す〕
寧遠郡 小白面 (小新徳)	1000-1130	五	一	一	〔大同江上流左岸の谷間に在り、一條の小路部落を南北に貫く、西南二軒に一二一三米の圓峯山聳立す〕
寧遠郡 小白面 (武陵里)	1000-1130	六	一	一	〔谷間に在り、西北三軒に一二一三米の圓峯山あり、西一軒の處を大同江の上流南に流る〕
寧遠郡 小白面 (内南洞)	1000-1040	五	一	一	〔溪谷に在り、西三・五軒の處に一七二六米の廣城嶺あり。西南三軒に一二一三米の圓峯山あり〕
寧遠郡 小白面 (栢串峴)	1100-1120	一四	一	一	〔大同江支流の谷間に在り、部落を貫きて東西に走る一條の小路あり〕
寧遠郡 小白面 (大香楡里)	900-1010	六	一	一	〔大同江支流の谷間に在り〕
寧遠郡 小白面 (白山洞)	1000-1020	五	一	一	〔東南四軒に一一五八米の山幕嶺あり、西四軒の處を大同江南流す〕
寧遠郡 小白面 (小香楡里)	1000-1020	四	一	一	〔白山洞の南隣の谷間に在り、東南三軒に一一五八米の山幕嶺あり、西四軒に大同江南流す〕
寧遠郡 小白面 (山幕洞)	1000-1030	六	一	一	〔東に一一五八米の山幕嶺あり、西四軒の處を大同江南流す〕

熙川
平南鎮
厚昌
新斐坡鎮

厚昌
松田洞

第五章 聚落の高度

江界郡 城下(楸洞)	1020-1110	七	一	一	〔谷間に在り、東北二軒に一三七五米の赤木嶺、南四軒に一一五九八米の雲岩山、西南三軒に一二一三米の笠峰嶺あり〕
三水郡 自西面阿安里	1100-1100	一〇〇	一	一	〔谷間に東北に狭長に点在す、部落の南側に沿ひて小路あり、北四軒餘に鴨綠江東流す〕
三水郡 自西面 (陶唐洞)	1120-1130	一三〇	一	一	〔一三五八米の山幕嶺に在り、南北に走れる小路部落を貫く、北三軒餘に鴨綠江西流す〕
三水郡 自西面 (屏風洞)	1110-1100	三〇	一	一	〔谷間に東西に狭長に点在す、一條の小路部落を貫く〕
三水郡 自西面高永里	1010-1020	七	一	一	〔谷間に在り〕
三水郡 江鎮面 困德里	1120-1110	五	一	一	〔山陰に在り、南北に走れる一條の小路部落を貫く、西一軒半に恵山鎮より義州に至る二等道路西に走る〕
三水郡 好仁面(院洞)	1100-1120	六	一	一	〔谷間に在り、東一軒に永城嶺あり〕
三水郡 好仁面 春芳里	900-1010	三	一	一	〔谷間に在り、部落より東に小路を出せり〕
三水郡 好仁面 新豊里	1110-1120	五	一	一	〔傾斜地に在り、南一軒の處を恵山鎮より義州に至る二等道路西北に向ふ〕
三水郡 好仁面 三兄弟里	1000-1100	七	一	一	〔谷間に在り、南一・五軒に恵山鎮より三水を経て義州に至る二等道路西北に向ふ〕
三水郡 好仁面 上屏風里	900-1010	七	一	一	〔谷間に在り、部落より四條の小路を出す〕
三水郡 好仁面 下屏風里	1010-1120	一四	一	一	〔谷間に在り、一條の聯絡部落を貫く、北に一一四二米の利方嶺あり〕
三水郡 好仁面 (三次洞)	1100-1100	一〇〇	一	一	〔谷間に在り、部落より三條の小路を出す、東南二軒に仲坪川あり〕
三水郡 好仁面 (二次洞)	1020-1110	五	一	一	〔谷間に在り、部落より南に一條の小路を出せり、東南二軒に仲坪川あり〕
三水郡 好仁面 立岩里	1020-1020	三	一	一	〔緩傾斜地に在り、東二軒に仲坪川あり、南一軒餘の處に恵山鎮より義州に至る二等道路西北に向ふ〕
三水郡 好仁面(寺洞)	1020-1020	二	一	一	〔谷間に点在す、谷底を縫ひて走れる一條の小路あり〕
三水郡 三西面 啓陽里	1150	一	一	一	〔緩傾斜を爲せる台地上に在り、一條の聯絡部落を貫きて南北に走る、東北四軒餘に一四六二米の衝天山あり〕

三水郡自西面 (登岩洞)	150-123	0	1	谷間に在り、東北二・五軒に長津江あり
三水郡自西面太陽里 (全水洞)	100-1260	1	1	谷間に在り、谷底を繞りて走れる小路部落を南北に貫く
三水郡自西面 (太陽洞)	100	1	1	谷間に在り、東北一軒餘に一二四三米の天塔嶺あり、小路によりて達す、西北二・五軒に一四六二米の街天山あり
厚昌郡東興面 (坪聖徳)	200-1050	1	1	山陰に在り、北一・五軒に一〇八七米の烽火山あり、四軒にして鴨綠江西流す
厚昌郡東興面 (德坪)	100-1130	1	1	智異山脈南麓に在り、北二軒餘の處に京都帝國大學演習林あり、東三軒に散岩地あり、東南四軒餘に九州帝國大學演習林あり
花開場 (草田村)	90-100	1	1	一五七二米の成白山の東南二軒の谷間に在り、部落より三條の小路を出せり
榮州 (草田村)	90-100	1	1	
西碧里	100	1	1	

備考 一、戸口数は昭和四年末現在の町洞里別戸口調によりて記入せるを以て、必ずしも部落の戸口と一致せず
 二、部落名中括弧を附したるものは行政区劃たる里洞の下に於ける小字名なり
 三、右表は部落としての集團に重きを置きたるを以て、眞高、較差に於ても一集團と認めらるべきものに就き調査せり

以上は土地調査當時に於ける一〇〇〇米以上の聚落であるが、これ等の聚落は、行政官廳、市場等の所在、又は交通の要衝、物資の集散等の關係上、中には小市街地を形成せるものもあり、交通機關の普及と、資源の開発に依將來發展を期待されて居るものが尠くない。最近數年間に於ける火田民の入山者は激増して居るので、右の外、各地に大小の高地聚落が形成されて居り、殊にその一〇〇〇米以下の高地聚落は、實に夥しい數に達するのである。勿論火田民の跳梁跋扈の如きは好ましからざることであるが、山地帯の多い朝鮮に於ては、從來寒地高地として顧みられなかつた山地帯の天然資源を、科學的に征服し利用し、以てこれに適したる産業を興し、交通、水利、衛生、教育、治安、金融、取引等の上に於て、集團生活を營み得るやうな施設を行ふことは極めて大切なことに屬する。

第六章 聚落制度

第一節 聚落制度の變遷

坊 里 制

朝鮮の現行地方制度に於ける行政区劃としての府・邑面を見るに、大體に於て府は内地の市に、邑は町に、面は村に相當し、邑の市街地に屬する部分を除きたる地域と面とは、通常これを村落と見做されて居り、府・邑面は行政上、國の行政機關たると同時に、公共團體としての機能を發揮して居る。行政区劃としての府・邑面の下には土地區劃としての町洞里があり、更に村落に於ては洞里の下に數個の部落がありて、聚落の細小單位を成して居る。聚落を市街地と村落に大別すると、古來市街地たる州・京・府・邑等は、幾多の部・坊・契・町・洞里等に分れ、村落たる邑・面・村は、幾多の里・洞・村等の部落に分れ、聚落の名稱及び行政組織には屢々變革があつた。

古代に於ける朝鮮民族の間には部族政治が行はれ、部落的に各地に土族酋長に類したものがあつて部族の統一をして居たことは、「後漢書」東夷列傳に誌されたる、東夷九部の制度に依りても窺ふことが出来る。即ち朝鮮民族は元來東九夷（赤夷・黃夷・白夷・玄夷・藍夷^(風)・于夷^(或云)・嗚夷・方夷・吠夷）の種族であり、

夷字は大弓又は仁人の義であるから、部族の服色又は行事等に依りて斯かる名稱を生じ、彼等が九部に分居して、部族生活を營んで居たことを示すものである。夫餘には五加と云ふ世襲的官名があり、五加大人は各々その部落の豪民を統率したが、この夫餘の五部制度は東夷の部族制度に淵源して居るのであらう。「後漢書」には高句麗に五部制度の行はれたことに就いて、『凡有五族、有消奴部・絶奴部・順奴部・灌奴部・桂婁部高麗五部、一曰内部、一名黄部、即桂婁部也、二曰北部、一名後部、即絶奴部也、三曰東部、一名右部、即消奴部也』と誌し、また「舊唐書」にも『高麗國、舊分爲五部』といつて居る。而して史家申采浩も、この高句麗五部の名稱を以て、蒙古語の東・西・南・北・中部の意義であると考證して居り、夫餘族(蒙古族)より南遷して國家を建設したる高句麗の五部制度が、夫餘の五加制度を模倣したことは偶然でない。

百濟にも五部の制度が行はれたことは、『隋書』百濟の部に、『畿内爲五部、部有五卷、士人居焉(北史には士庶居焉とあり)』五方各有方領一人、方佐貳之、方有十郡』とあり、『周書』には『都下有萬家、分爲五部、曰上部・前部・中部・下部・後部、統兵五百人、五方各有方領一人』と誌し、『北史』に、『東西四百五十里、南北九百餘里、其都曰居拔城、亦曰固麻城、其外更有五方、中曰古沙城、東方曰得安城、南方曰久知下城、西方曰刀先城、北方曰熊津城』とあり、また「南史」には、『百濟謂邑曰擔魯、國土(土、南本、殿本作之)有二十二擔魯皆以子弟宗族分居之如中國之言郡縣也』とあるに徴しても明かである。而して百濟も高句麗と同じく夫餘族の南下して國を建てたものであり、その國王は夫餘を以て氏とした程であるから、その五部制度が、高句麗と同じく夫餘の五加制

度に淮據して居るのは當然であらう。

太古のことは獮として知るに由なきも、三韓時代の朝鮮民族は狩獵農耕を以て衣食し、山谷の間に分居して部族生活を營み、「後漢書」に載する所の馬韓五十四國、辰韓六部十二國、弁韓十二國の如きも、要するにその地方に勢力を張る部族社會の名稱と見るべきものと思はれる。辰韓に於ては、初め六部即ち楊山部・高墟部・大樹部・于珍部・明活部・加利部の六部より成立して居たのであるが、この六部の民族が遂ひに朴赫居世を國王に推戴して國家を組織した。これ即ち新羅が部族政治より國家政治に進展した楷梯である。新羅第三世儒理尼師今の代に至り、六部の名稱を變更し、楊山部を梁部、高墟部を沙梁部、大樹部を漸梁部(又ハ辛、梁部)、于珍部を本彼部、加利部を漢祗部、明活部を習比部とした。高麗太祖天授十八年に、新羅敬順王金傳は高麗に歸順して新羅王朝亡び、同二十三年新羅の古都を慶州と名づけ、六部の名稱を變更して、梁部は中興部、沙梁部は南山部、本彼部は通仙部、習比部は臨川部、漢祗部は加德部、牟梁部は長福部とした。而して六部の位置に就いては、「増補文獻備考」では楊山部を曇巖寺、高墟部を兄山、大樹部を伊山、于珍部を花山、加利部は栢栗寺の北山、明活部は金剛山附近と推定して居る。

- 馬韓五十四國 愛襄國(東國通鑑 作愛襄國) 牟水國 桑外國 小石索國 大石索國 優休牟涿國 臣漬沽國(三國志作 臣漬活國) 伯齊國(通鑑作 伯濟國) 速盧不斯國 日華國 古誕者國 古離國 怒藍國 月支國 治離牟盧國(通鑑作 離牟盧國) 素謂乾國 古爰國 莫慮國 卑離國 占卑離國 占覺國(通鑑作 臣覺國) 支侵國 狗盧國 卑彌國 監奚卑離國 古蒲國 致利

鞠國 冉路國 兒林國 鞠盧國 內卑離國(通鑑作內卑離國) 感奚國 萬盧國 辟卑離國 舊斯烏朝代國(三國志作白斯烏朝國)
 一離國 不離國(文獻通考作不彌國) 友半國(三國志作友半國) 狗素國 棲盧國(通鑑作提盧國) 牟盧卑離國 臣蘇塗國 古蔭國 臨素
 半國 臣雲新國 如來卑離國 楚山塗卑離國 一難國 狗奚國 不雲國 不斯濱邪國 爰池國 乾馬國 楚
 離國(大者萬餘家 小者數千家)

辰韓十二國 已抵國(東國通鑑作已抵國) 不斯國 弁辰彌離凍國 弁辰接塗國 勤耆國 難彌離凍國 弁辰古資彌凍國
 弁辰古淳是國 冉爰國 弁辰半路國 弁樂奴國 軍彌國(大者四五千家 小者六七百家)
 弁韓十二國 弁軍彌國 弁辰彌烏邪馬國 如湛國 弁辰甘路國 戶路國 州鮮國 馬延國 弁辰狗邪國 弁辰
 走漕馬國 弁辰安邪國 弁辰瀆盧國 斯盧國

高麗太祖二年、松嶽郡を都城とし、これを開州と名づけて宮闕を營み、市廛を立て、坊里を五部に分けて居
 たが、成宗十四年に開州を開城府とし、顯宗九年五部三十五坊に改定し、東部に坊七、里七十、南部に坊五、
 里七十一、西部に坊五、里八十一、北部に坊十、里四十七、中部に坊八、里七十五を置いた。

東部七坊 安定坊 奉香坊 令昌坊 哲令坊 楊墨坊 弘仁坊 倉令坊
 南部五坊 德水坊 德豐坊 安興坊 德山坊 安申坊
 西部五坊 森松坊 午正坊 乾福坊 鎮安坊 香川坊
 北部十坊 正元坊 法王坊 興國坊 五冠坊 慈雲坊 王輪坊 堤上坊 舍乃坊 獅子巖坊 內天王坊

中部八坊 南溪坊 起元坊 弘道坊 鷲溪坊 由巖坊 變羊坊 廣德坊 星化坊
 李朝に於ても高麗王京の規模に倣つて漢陽を王都とし、五部坊里の制度を定めたのである。而して「東國輿
 地勝覽」には、左の五部、四十九坊の名稱を載せてある。

中部八坊 澄清 瑞麟 壽進 堅平 寬仁 慶幸 貞善 長通
 東部十二坊 崇信 蓮花 瑞雲 德成 崇教 燕喜 觀德 泉達 興盛 彰善 達德 仁昌
 南部十一坊 廣通 好賢 明禮 太平 薰陶 誠明 樂善 貞心 明哲 誠身 禮成
 西部八坊 仁達 積善 餘慶 皇華 養生 神化 盤松 盤石
 北部十坊 廣化 明德 嘉會 安國 觀光 鎮長 明通 俊秀 順化 義通

また正祖時代の編纂と推定さる、「東國輿地便攷」には、部坊及び契の名稱・位置が明記されて居るが、契
 は當時京城に於ける部落團結の單位を成して居たものらしく、例へば、吏曹内契・漢城府内契・戶曹内契・艦
 司契・備邊司契・上魚物廩契・上米廩契・典醫洞契・中魚物廩一牌契・金萬年契・兪士益契・原州主人契・清
 州主人契・倭館洞契・板井洞契・小川邊契・箭串一契・西水庫契・水鐵里契・奉常寺内契・栗島契・驛契な
 ど、各種の契が、各坊の下に幾つも存在して居たのである。

尙ほ高麗時代以後の五部の沿革、職制、及び官員に就いては、「増補文獻備考」に左の如く記載されて居るか
 ら、原文の儘引用して置く。

高麗太祖置東西北中五部文宗定使一人副使一人錄事各二人甲科權務高宗改置判官二人錄事二人搜檢亡卒忠烈王改副使爲副令後併於開城府忠惠王復置五部令

本朝 太祖元年置五部掌管內坊里居人非法事及橋梁道路頒火禁火里門警守家址打量檢屍等事有令各一員錄事各二員後改定主簿各一員參奉各二員後各減參奉一員 英祖十八年改主簿爲都事參奉爲奉事〔續〕正祖十六年五部各置令一員奉事改爲都事

吏屬書員各四人使令各八名大廳直各一名軍事各二名

英祖十八年備局啓曰部官專掌坊民責任至重而官員疲殘隸屬些少有不可責之以號令董飭之效從長變通不容已自令五部主簿改號爲都事依禁府都事例定爲六品詞訟之職過六朔遷轉以作守令塔梯時任官員爲先相換另擇五部參奉皆陞爲奉事隨軍陸差部參奉革罷之代不可不移設於他司禮賓寺別提兩窠典獄署奉事兩窠竝降爲參奉初仕之職而此四窠有闕則以時任部參奉姑爲單望移差爲宜並以此定式分付該曹部屬亦宜量加額數稍增廩料以爲略成貌樣之地令漢城府參量磨鍊就議廟堂後施行何如從之

二十八年因左議政李天輔所啓五部奉事依禁府參下都事漢城參軍例一體用詞訟

村 里 制

〔三國史記〕に據ると、高句麗には酒桶村があり、百濟には海村・井村・猿村・武介村・只多村・本源村・古

沙夫村・尸伊村・伐音村等があつたが、その聚落制度を窺ふべき文獻に乏しきを以て當時の村制は明かにし難い。しかしながら、三韓の一たる辰韓即ち新羅に於ては村里の制度が備はつて居たものと見えて、「三國遺事」に、『辰韓之地、古有六村、一日關川楊山村、長曰謁平、二曰突山高墟村・長曰蘇伐都利、三曰茂山大樹村・長曰仇禮馬、四曰背山珍支村・長曰智伯虎、五曰全山加利村・長曰祇沓、六曰明活山高耶村・長曰虎珍。』と載せてあり、新羅の村主は、四頭品と同等の地位を有し、また村には大監、弟監といふ名稱もあつた所より見て、略ぼ村制の一斑を想像し得る。

高麗朝の初期に於ける村里の制度は、新羅の舊制を襲用したのであるが、成宗王の六年九月、新羅の古制たる村主・村大監・村弟監を、村長・村正と改正したことが「高麗史」に載せてある。新羅時代の村主・村大監・村弟監と、高麗時代の村長・村正の制度は、概ね現今の邑・面長の制度と類似して居るやうであるが、「高麗圖經」には、高麗時代に民長と稱するものがあつたことを、『民長之稱如鄉兵保伍之長也、即民中選富足者爲之、其聚落大事則赴官府、小事則屬之、故隨所在、細民頗尊事焉、其服文羅爲巾、阜細爲裘、黑角束帶、烏革句履、亦與未預貢進士服飾相似也。』と誌して居る。

李朝時代に於ては京城に五部、四十九坊を置き、京外各州・府・郡・縣には面・社（威鏡）・坊（西兩）を置くの制度あり、高麗時代の村長・村正の名稱は里長・里正と改正され、俗稱上ではこの里長・里正を洞長・洞任と云つて居た。また聚落の單位を爲す村・里・洞等の名稱も汎く行はれて居た。

部族政治が次第に進化發展して、遂に國家組織となり、諸般の政治機構が整頓してからは、郡縣の制度を見るに至り、更に地方自治も發達し、中央の政治機關の外に、地方行政に當る外官及び胥吏・郷吏の制度が起つて來た。外官は京官と別個の存在として、國の行政事務を取扱ふと同時に、地方自治を監督せしめたのである。而して外官の制度も時代に依りて種々の變遷あり、留守(高麗時代西京・東京・南京に置く)・經歷(新羅の州助)・觀察使(新羅の分遣使又は州主・郡主、高麗の按廉使、李朝の巡察使を兼ねた監司と稱す)・都事(新羅の長史)・府尹(新羅の大尹・高麗の京・南京に置く)・庶尹(新羅の伍大令)あり、大都護府使(新羅の州主)・都護府使(新羅の郡主・高麗の中郡護府使・副使)・判官(新羅の外司正)・郡守(新羅の郡太守少)・縣令・縣監(高麗の監務)等は各品階に高下があり、官吏の名稱にも定員にも屢々變更が行はれた。李朝の制度では、外官を分ちて、監司及び守令と通稱し、監司は、初めは都觀察黜陟使・都巡問使なども稱したが、後には觀察使と稱し、今の道知事に相當して居り、守令は、府尹・牧使・大都護府使・都護府使・郡守・縣令・縣監・其他の總稱で、監司の下に在りて諸般の行政事務を掌り、今の府尹・郡守に當る。

行政區劃にも時代に依りて變更が行はれたが、地方官衙は大體二級に分れ、各州又は各道の下に、京・牧・大都護府・都護府・郡・縣・部曲を置いて居た。新羅神文王の時代に初めて九州を置き、元聖王の時代に都督を置いた。高麗太祖の時代には、諸州・府・郡・縣名を改め、成宗時代にまた改號し、疆域内を十道と爲し、所管の郡縣五百八十縣に對し、初めて十二牧を置いたが、顯宗の時代に十二牧節度使を廢し、都護安撫使を置

き、尋いでこれを廢め四都護・八牧を置き、後ちまた五道と爲し、京四・牧八・府五十・郡一百二十九・縣三百三十五・鎮二十九を置いた。李朝「經國大典」の規定では、全國を京畿・忠清・慶尙・全羅・黃海・江原・永安(咸鏡)・平安の八道に分ちて各々監司を置き、その下に、四府・四大都護府・二十牧・四十三都護府・八十二郡・百七十五縣が屬し、各々守令があつて地方の行政事務を司つて居た。地方行政區劃の制定や、外官の品階は、概ね戸口及び結數を基準にして定めるのであるが、往々にして王妃・寵嬪・宦官・孝子節婦などの郷貫又は王子の胎室の所在地なるが故に昇格されたり、謀判人・不孝者の郷貫である爲めに貶格され、甚だしきは請托情實に依りて昇降さるゝ例が少くなかつた。

郷吏

地方官廳たる監司及び守令の下に在りて、直接行政事務に携はる屬僚に地方人の胥吏があり、これを郷吏と稱する。郷吏は守令の補助機關又は行政糾察機關としての郷廳の事務を執り、高麗時代及び李朝時代を通じ、一面地方自治の任に當つて居たのである。郷吏の沿革に就いて「増補文獻備考」に詳しく載せてあるから、左にこれを掲げて説明に代へることとする。

郷吏

高麗置事審官(以下郷)

國初以金傅爲慶州事審官成宗定制五百丁以上州置四員三百丁以上州置三員以下二員使本州舉望忠肅王罷

成宗六年置諸村長正自新羅以後村有大監少監以掌其村之政令至是改爲村長村正
顯宗初判父及親兄弟爲戶長者勿差事審官

十年判凡差事審官從其人百姓舉望其舉望雖小如朝廷顯達累代門閥者竝奏差會坐語曲奸邪之罪者勿差
肅宗十一年判事審官歸鄉作弊者按廉使監倉使推送京師科罪仍令事審主掌使啓達遞差

仁宗二年判鄉吏子孫雖免鄉其親黨猶爲鄉役者勿差事審官

十二年判宰樞內外鄉妻鄉祖會祖妻鄉等外鄉內三鄉兼差上將軍以下三品以上內外鄉祖會祖妻鄉等四鄉內二鄉兼
差四品以下叅上以上內外鄉祖妻鄉等三鄉內一鄉差叅外員內外鄉內一鄉差各以文武平均交差

忠烈王九年權罷諸州事審官

忠肅王五年罷州郡事審官國初設事審官本爲宗主人民甄別流品均平賦役表正風俗令民舉望其鄉貫之仕朝有名望
者爲之累朝以來其選甚重其後名存實非擅作威福占匿田民王以爲有害於鄉無補於國盡革其所匿田戶刷還民甚悅
之未幾權豪復自爲之害甚於前

恭愍王十八年辛曉欲自爲五道都事審官令三司上書請復事審官王曰我皇考值旱焚香告天罷此官天乃雨寡人可忘
先王之意乎大盜莫如諸州事審焚其書

密直提學白文寶劄曰鄉曲皆正則國家可理唐鄉置大中正國初置事審官今宜州縣置事審官糾察非違

陽川許氏世譜曰始祖許宜文世居孔巖務農積穀高麗太祖征甄萱時乏食宜文輸穀以濟軍餉麗祖嘉之命曰假父仍封

孔巖村主賜爲食鄉孔巖歸陽川別號遂爲陽川許氏。

咸安尹氏世譜曰高麗時咸安人相聚爲盜王以尹敦爲郡事治郡數歲頑民咸服敦請以子孫在咸安者爲留鄉品官以鎮
之王許之一境遂安

本朝置留鄉所

國初置郡縣留鄉所旋罷尋復 成宗二十年立鄉正稱座首別監推年德高者爲座首其次爲別監管一鄉風俗州府五員
郡四員縣三員擇鄉中文學才行具備者爲之

權五福醴泉鄉社堂記曰 殿下即位之戊申令所在復立留鄉所有座首別監焉推年德高者謂之座首其次稱別監管
一鄉風俗所員府四人郡三縣二之留鄉所即古黨正之遺意也鄉有頑嚚自恣不孝悌不睦不姻不任恤者此堂得以議之
吏有包藏奸慝憑假城社侵漁百姓者此堂得以議之推周官三物之教行汝南月朝之評以礪一鄉之風俗者亦莫不於堂
焉

金駟孫金海會老堂記曰 己酉春朝廷慮鄉俗之不古特復留鄉所立鄉正而定令州府五員郡三員縣三員各推一邑之
望以任其責即古之鄉大夫三物八刑所以教而糾者自有其事其或父而不父子而不兄弟而不弟夫而不夫婦
而不婦不睦者不姻者下許上者吏漁民者皆在所察提撕焉警覺焉其甚者告于有司
臣謹按權金二記同時所作而但州縣所員多寡少異以今考之金說似是

李滉曰今之留鄉即古鄉大夫之遺意也得人則一鄉肅然匪人一鄉解體而况鄉俗之間遠於王靈好惡相攻強弱相軋使

孝悌忠信之道或尼而不行則棄禮義捐廉耻流而爲夷狄禽獸之歸此實王政之大患也而其糾正之責乃歸之鄉所嗚呼其亦重矣

李睟光曰安東風俗最重座首之任非有德行門望爲一鄉所推服者則切不許焉世傳舊有政丞退老後爲座首近世金誠一以舍人還家鄉論舉爲座首辭病不出俄有朝命以執義見召誠一喜曰吾乃今始知宦味矣

李濟臣曰外方生進各其官門近地設司馬所儼然一衙門壓倒留鄉所至凌駕土主兩南尤甚宜廟癸卯筵臣柳成龍啓革之

鄭經世尙州鄉案錄序曰鄉有案辨世族也將使之綱紀一鄉而正民俗也然則取其賢足矣必求之世族何爲鄉人所尊畏能彈壓吏民非巨室則不可也嶺之南爲邑六十餘州福州與吾尙最盛而與其選最難世族多故也國初以來名公鉅卿姓名錯落相望於其中夫其仕於朝者既能以左右聖明爲政於內外不仕而淪迹於鄉閭者猶足以綱紀于一鄉而正其俗國欲無治得乎此嶺南所以爲國家根本而國家之取材恒於此也

李宜顯曰嶺南之俗以鄉族爲重必以內外妻家表著之人入於鄉案鄭公琢以寒門之故官高而猶不得入爲吏曹判書時受暇下鄉大供俱請鄉老爲三日宴蓋諷使入鄉也鄉老既受餽乃議于一鄉曰鄭琢秩登正卿爲國重臣家世雖微似不可不入鄉人皆許之一人曰是則然矣但既入之後如欲與吾輩爲婚姻則奈何一時傳笑鄭公入相後其兄爲本郡座首倭寇之亂監司以軍兵不繼將刑之以年七十除監司責之曰年已老而事則疎對曰鄭琢之兄也年安得不老監司驚而特免之

孝宗己亥和順縣監金克亨諭鄉所里約帖曰人恒言鄉所爲官心腹里約爲官耳目鄉所里約得其人則其邑治不得其人則其邑亂誠哉是言鄉所里約官之副貳輔佐也苟得其人則民之苦樂事之誠僞雖在千里之遠瞭然只在吾心目間而知無所不盡明無所不照而况於百里之近耶夫情僞苦樂既已洞燭則苦者去而無所不樂僞者去而無所不情於是乎民得其所而事無不實故其邑治不得其人則反是故其邑亂然則官之有賴於鄉所里約而鄉所里約之有關於官豈不重且大哉

英祖四年逆賊起嶺南勢甚鷓鴣張時居昌適值空官賊脅座首李述源使之納款即令發兵述源奮罵不屈賊亂乃以殺之朝廷屢贈述源至大司憲亦命建祠祀之

三十六年司宰奉事李存誠疏請選郡佐曰臣嘗見守令自專一邑人莫敢矯其非守令曰可座首以下皆曰可守令曰否座首以下亦皆曰否如其可惡而苟欲殺之殺之而後已此無他下無敢諫之人惟意所欲故耳朝家後雖隨聞重繩而已殺之人不可復生既誤之政責之無及則朝家之不可不矯弊者臣請各邑座首目改其名號使守令擇邑中之閥閱望士報于銓曹銓曹擬望受點一如京職之例守令盡誠敬待相議政事監司別星毋敢侮辱限以六十朔爲期而監司褒貶依守令例亦書等第十考以上者必使銓曹超遷京職而三百邑之郡佐不可盡爲付職鄉多士夫之邑則定爲應遷之輩其餘則拔其治績之卓異者除職似可矣土人習知民俗助治不少且其坐地尊而名位不輕則必與守令並相可否規警闕失不如前日之便首聽命此非但社守令專擅之弊亦大有補於治道矣

高麗置州府郡縣鄉吏職（以下）

成宗改定州府郡縣吏職爲司兵（兵部）司倉（倉部）堂大等（長戶）大等（長副戶）戶正（郎中）副戶正（郎員外）史（史執）兵正（兵部卿）副兵正（上）兵史（雜）倉正（倉部卿）顯宗定州府郡縣置戶長副戶長兵正副兵正倉正副倉正史兵倉史公酒食祿史客舍藥店司獄吏員額皆有等殺

韻玉曰麗祖統合之初諸州郡戶長之能團結鄉兵率先歸順又有功於軍陣者俾登于朝有至侍中大臣者

歷代年表成宗二年初置十二牧鄉吏職號以堂大等爲戶長以大等爲副戶長郎中爲戶正員外郎爲副戶正

穆宗元年判諸州縣戶長年滿七十屬安逸

顯宗朝定州鄉吏千丁以上邑戶長以下並八十四人五百丁以上邑戶長以下並六十一人三百丁以上邑戶長以下並五十一人百丁以下邑戶長並三十一人諸防禦使鎮將縣百丁以上與三百丁以上邑同

李晳光曰高麗太祖以長民者稱戶長統兵者稱將校此鄉吏之始也前朝時鄉職九品曰軍尹八品曰甫尹七品曰正朝六品曰侯尹五品曰正甫云其戶長之後多爲顯族

九年判諸道外官戶長舉望時考其差年久近壇典行公年數具錄申省方許給牒

十三年崔士威奏鄉吏稱號混雜自今諸州府郡縣吏仍稱戶長鄉部曲津驛吏只稱長從之

十六年判諸州縣長吏病滿百日依京官例罷職收田

文宗五年判諸州縣吏初職後壇史二轉兵倉史三轉州府郡縣史四轉副兵倉正五轉副戶正六轉戶正七轉兵倉正八轉副戶長九轉戶長其公須食祿正准戶正副正准副兵倉正客舍藥店司獄正准副戶正副正准州府郡縣史以家風不及戶

正副兵倉正者差云若累世有家風子息初授兵倉史其次初授後壇史

十六年判各州縣鄉吏爲僧者直子禁副戶長戶長職孫以下許通

二十三年判別將則副戶長以上校尉則兵倉正戶正食祿正隊正則副兵倉正副戶正諸壇正弓科試選兼差

國初選鄉吏子弟爲質於京且備顧問其鄉之事謂之其人文宗三十一年判凡其人于丁以上州則足丁年四十以下三十以上者許選上以下州則半足丁勿論與倉正以下副兵倉正以上富強正直者選上其足丁限十五年半足丁限十年立役半丁至七年足丁至十年許同正職役滿加職

高宗四十年詔其人加村分職

忠烈王二十四年命撥還外吏之在京者別將以下勒還本役

忠宣王四年禁鄉吏之子冒受伍尉

忠肅王五年教其人役使甚於奴隸不堪其苦通亡相繼所隸之司計日徵直州郡不勝其弊多至流亡以事審官及除役所蔭戶代之全亡州郡其餘之

十二年教本國鄉吏非由科舉不得免役從仕近者逋亡附勢濫受京職又令子弟不告所在官司投勢免役內多濫職外損戶口今後外吏及其子弟毋得擅離本役其受京職者限七品罷職從鄉

恭愍王十二年教比年外吏規免本役多以雜科出身以致鄉邑凋廢自今只許赴正科母令與於諸業

辛禩九年左司議權近等上疏曰比年以來外方州縣吏輩規免本役稱爲明書業地理業醫律業皆無實材出身免役故鄉

吏日減難支公務至於守令無所役使諸業出身者退坐其鄉恣行所欲莫之誰何故州縣僅存之吏皆生覬覦之心恐州縣因此益衰乞東堂雜業監試明經一皆罷之

禍下旨以外吏上京因各司促納貢物及徵抽欠稱貸私錢倍償其直害及於民命置常平備用二年只取其本以便借用外方亦令置之以除任領倍償之弊

恭讓王元年大司憲趙浚等上疏曰比年以來紀綱陵夷爲鄉吏者或稱軍功冒受官職或憑雜科謀避本役或托權勢濫陞官秩官不可勝記州郡一空八道凋弊願自今雖三丁一子三四代免鄉而無的實文契者軍功免鄉而無特立奇功受功牌者雜科非成均典校典法典醫出身者自添設奉翊直差三品以下勒令從本以實州郡自今以後鄉吏不許明經雜科出身免鄉以爲恒式

三年中郎將房士良疏曰其人之制世無傳史憲廟至元之間五道州郡抄得三百人分屬版圖司造成都監各一百五十人爲常額自庚寅倭寇以來州郡蕩然失所邑無子遺而官有定額主家雇人代立借貸利布日徵一足歲月如流且不能支又侵擾本貫人物劫以官威據奪奴婢輪次立役當次者亦盡買財產以就役其弊甚鉅母循舊弊一切罷之

本朝置州府郡縣衙前驛日守鎮羅將

府書員三十四日守四十四大都護府牧書員各三十日守各四十都護府書員二十六日守三十六郡書員二十二日守三十二縣書員十八日守二十八驛日守大路二十中路十五小路十鎮羅將主鎮三十巨鎮二十諸鎮十差備軍主鎮二十巨鎮十四諸鎮四衙前仕滿報吏曹受攝戶長正朝戶長安逸戶長帖。

郷 廳

郷廳の變遷 郷廳の變遷に就いては、郷吏の記述に於て略ぼ明かになつて居ると思ふが、「高麗史」の誌す所に據ると、高麗太祖新羅を併吞するや、新羅の故國を慶州と名づけ、元の新羅王を慶州の事審官に任じ、ついで其他の州郡にもこれに倣つて事審官を置き、高麗建國の功臣をして、その出身諸州郡の事審官に任命し、以てその地方人民の宗主と爲し、流品を甄別し、賦役を均平し、風俗を矯正せしめたとある。而して事審官は、その州郡の人口に比例して定員が定められ、其人、百姓の選舉せる候補者、又は朝廷に顯達せる累代の門閥者を任命し、その地方の戸長以下の郷職を推薦監督し、地方自治を行ふの權限を有して居た。こゝに於てか、歷朝その選を重んじたのであるが、政治の腐敗と共にこの制度は次第に紊亂を極め、事審官は威福を擅にし、田民を私役し、又は奴隸と爲す等、弊害愈々増長して底止する所を知らず、遂に忠肅王の五年に至りこれを廢止したけれども、その結果は良好なるを得ず、權臣豪族は自ら事審官を以て任じ、私かに留郷所と稱するものを置き、郷曲に武斷するの弊害は終熄するに至らずして、その儘これが李朝に繼承されたのである。

第三代の太宗は一旦留郷所を廢し、第四代世宗はまたこれを復活し、第五代文宗の代に至つて更に全廢し、第九代成宗の二十年之を復立しその制を革正して郷廳と爲し、座首、別監の職を置き、爾來これを踏襲し、李太王の健陽元年地方制度改正に際して郷廳を廢し、郡守の下に郷長を置き、光武十年の地方官々制改正に依りまたこれを廢したのである。即ち留郷所及び郷廳の制度は屢々廢置あり變遷常なきも、守令の管下に在りて地

方行政の補助となり、顧問となつて、一種の自治的機能を發揮し、相當の働きをして居たことは事實である。
郷廳の組織 郷廳は郡衙に對し武衛と稱し、座首は郡守に對しこれを亞官と稱し、また郷丞とも稱せられた。
年長高德其の郡に冠たるものを座首とし、其の次を別監と爲し、共に文學才行を具備する者を公選し、守令が之を任命する。其の員數は座首は一、とし、別監は一人乃至四人にして、府郡縣の別に依り其の定員を異にし、座首別監の下には、都監又は風憲又は掌議、書員等の職目あり、これ等の職目の繁簡、員數の多寡は、時と所とに依りて異なるのである。

座首・別監には、一定の任期なしと雖も、一箇年を以て遞代するを例とした地方もある。
郷廳の職務權限

一、風俗を糾管すること 郷廳は一郡の風俗を糾管し、民に不倫、悖德、不正の輩あり、吏に官權を濫用し民を侵漁するものあらば、郷廳に於て審議の上之を警覺し、その甚だしき者又は改悛せざる者は上司に摘發する等、郡内の紀綱を維持し、風俗を矯正する上に於て實に重大の職責を有したのである。
二、守令の諮問に應ずること 租税及び徭役の賦課分配等、一郡人民の利害休戚に關する事項は、守令は必ず郷廳に諮問し、其の協贊を経るにあらざれば之を執行することを得なかつたのである。
郷廳に於て如上の事項に關し守令の諮問に接したる時は、座首は郷民の重なる者を其の廳に集め會議の上事を決し、之を郷會と稱する。郷會に列席し得るものは座首・別監・都監等の主なる職員、及び嘗て座首・別

監・都監等の職に在りたるもの、竝に郡内各面長、其他地方儒林より推選せられたる儒生等にして、庶民は多く之に參與することを得なかつたのである。

三、上意を傳達し、民意を上達すること 政令を下達し、民情を上達し、以て上下に間隔疎滞なきを圖り、又人民より官に提出する請願を審議し其の採否を決定する。これ等の事項にして事の重大なるものに關しては郷會を開催する。

以上は郷廳の重要な職權であるが、座首は守令を補佐し其の行政の事務に任じ、守令不在のときは其の事務を代決處理する、但し代理の權限は有しない（守令の代理は隣接地の守令之を勤むるを例とす）、守令死亡其の他の原因に依り欠缺するときは、其の印章及び兵符を觀察使に封送し、又守令の失職非行に對し代りて其の責に任ずることあり、守令に犯罪ある場合に留郷上使（立會の役目）となることあり、又郡内の面長の選任を要する場合に其の候補者を推薦するが、これ等の職務は各地一定しない。

別監は座首を補佐する。

都監は常時之を置くあり、臨時必要に應じ之を置くもあり、田制都監・戶籍都監・官廳都監・民庫都監・堤堰都監等、其の擔任事務に應じ各種の名稱を附して居る。即ち田制都監は結税を、戶籍都監は民籍を、官廳都監は廳内人事會計を、民庫都監は社還米出納を、堤堰都監は堤堰の管理を掌る。

風憲・掌議・書員等は、亦座首・別監を補助し、其の命を承け庶務に従事する。

郷廳は地方土著の人士を以て組織し、之をして一郡を綱紀し、民俗を正し、人民の利益を代表して地方官の専横を牽制し、上下の意思を疏通して官民の融和を圖り、守令を補佐して其の行政事務の處理に任ずる等、職權の重且大なる殆んど一郡の實權を掌握するに足るものあり、李退溪は「郷廳其の人を得れば一郷肅然、其の人を得ざれば一郷解體す」と曰つて居る。元來郷廳の制は支那の古制に倣ひ、高麗の遺制を酌みたるものであるが、其の地方官との關係を律する點に於ては兩者に比し頗る用意の周到なるものがあつたけれども、其の人を重しとし其の法を重しとせざるは專制政治の一弊習にして、郷廳の制も何時しか此の弊習の侵す所となり、或は地方官の壓迫に遇ひ、或は地方儒林の凌辱を受け、遂に有名無實に歸し、又或は地方官の權限を蹂躪して郷事を左右せる等、郷廳の權限は其の勢力の消長に伴ひ時と所とに依り廣狹一ならざるに至り、從つて座首別監以下の職目勢力も各地一樣でなかつた。郷廳の制は斯くの如くにして遂に曠廢に歸し、建陽元年の地方制度改正に依りて其の制を改め、郡守の下に郷長を置き、専ら稅務を補佐し、且つ郡守と地方人民との意思の疏通を圖るを以て其の職務となさしめ、これが任命に關しては、該郡に七箇年以上入籍居住し、聲望と才能の顯著なる者に就き郡守之を選択し、該郡の大小民人が之を投票し、其の多數を得たるものを任命することになつたのであるが、此の制度も遂に完全なる運用を見るに至らず、光武十年の地方官々制の改正に依り遂に全く廢せらるゝに至つた。

高麗朝は事審官を選むに當り、人民の輿望を第一とし、朝廷の顯達門閥の士を次となし、李朝も郷廳を置く

に際し頗る其の制を重んじ、座首・別監の職は德行門望地方第一流の兩班中より選任することとし、安東の如きは近世に至るまで最も其の任を重んじたと稱せられるが、概して制度の廢頽と共に其の人物が低下し、或は守令と結托し、或は守令の頤使に甘んじ、共に私曲を營む者あり、これが爲め郷廳は地方行政上の一弊竇と目せらるゝに至り、門望有徳の者は座首別監の職を卑みてひれを忌避し、遂に土班の專有となるに至つたのである。「礪溪隨錄」の祿制には

座首四孟朔四斛五斗

別監四孟朔三斛

每歲大府都護府米四十五斛黃豆十五斛米三十六斛府黃豆十二斛郡米二十七斛黃豆九斛縣米十八斛黃豆六斛分爲春秋兩等支下郷所廳以爲廳中經用（即郷所在官時支供米留儲廳中以爲經用其饋物燈）
（油之類則自官廳分支○有閏月則加下一朔米豆）

とあり、安東に於ける郷廳の經費に關する記録には、座首別監其他任員の報酬を左の如く定めて居る。

座首 無報酬

別監 同上

掌務 二人分一箇年金十二圓（葉六十兩）

廳費 一箇年二十八圓（葉百四十兩）

計 一箇年經費金四十圓（葉二百兩）

右は火税結の徴収金を以て郡衙より支撥せられたるものにして、郷廳の經費は郡衙より支出し、座首・別監は名譽職とし、無報酬を普通としたやうであるが、面長を推薦するを郷廳の任務とせる慣例の地方では、その差定の際筆債等と稱して金品を收得し、之を以て座首別監等重なる職員の報酬としたやうである。

五 家 統

部落に關する李朝時代の文獻としては、隣保團結の機關として五家統の制が行はれた記録がある。即ち睿宗の朝に編纂されたる經國大典には、「五家を以て統とし、統に統首を置き、京外は每五統に里正を置き、京に在りては每一坊に管領を置き、而には勸農官を置く」とあり、仁祖の朝に柳馨遠の著した「礪溪隨錄」には、「五家を以て統と爲し統長有り、十統を里と爲し里正有り、每十里を京に在りては坊と爲し坊正を置き、外に在りては郷と爲し郷正を置く」とあり、その註に曰く、「郷は今の面なり、每郷に穡夫有り今の勸農なり」とあり、郷及び穡夫と勸農との對照より見て、李朝國初又はその以前の制度のやうにも思はれる。而してこの李朝の五家統の制度は、都鄙を通じて行はれた隣保團結の制度で、周代以來の支那の古法を模倣した高句麗・百濟・新羅・高麗の制度に淵源を發して居る。即ち「周禮」には六郷六遂の制あり、六郷の地方組織を規定せる比閭の法に於ては、五家を比とし、五比を閭(二十家)とし、四閭を族(百家)とし、五族を黨(五百家)とし、五黨を州(二千五百家)とし、五州を鄰(一萬二千百家)とし、鄰は一郷にして、六郷は即ち七萬五千家である。また六遂の鄰里の法に於ては、五家を鄰とし、五鄰を里(二十家)とし、四里を鄰(百家)とし、五鄰を鄙(五百家)とし、五鄙を縣(二千五百家)

とし、五縣を遂(一萬二千百家)とし、六遂は七萬五千家である。

周代以降の支那古法が朝鮮に入つたのは可なり古い時代のことである。既に坊里制の項で説明してある。五家統に就いては李朝國初以來屢々問題となつたが、これが制度として完備したのは肅宗の時代にして、肅宗元年、人民に家座の次第によりて統を作らしむることとし、備邊司はその施行に就き「五家統節目」を發布した。

備邊司五家統節目

- 一、凡民戶隨其隣聚不論家口多寡財力貧富每五家爲一統而以五家中有位年歲者爲統首以掌統內之事
- 一、凡五家必聚居作隣使之耕耘相助出入相守疾病相救其或勢有不便者雖不得隔離居生亦必鷄犬相聞呼召相應無或如前獨戶離居以爲相保相資之地
- 一、每五家作統而如或有餘戶未準五數則不必越合他面以致混錯只以餘戶添統
- 一、每一里自五統以上至十統者爲小里自十一統以上至二十統者爲中里自二十一統至三十統者爲大里又差里正里有司二人如統首之制以掌一里之事
- 一、有統有里以屬於本面而有都尹副尹各一人所統多少各隨民戶之多寡殘盛而稱之以某面第一里以至二三四五六亦隨其里之多寡

一、即今郡邑中鄉品固難選擇而至所謂里正者則又每以庶孽賤類差之故人多謀避今後則里正及面尹必皆以有地位聞望於一鄉者雖文武陰職者亦得差之以爲管攝諸統之地如有謀避者論以徒配之律

- 一、每統將一統民戸列名或作爲一牌或書諸一紙以爲輪次照閱之地
- 一、其統牌式某邑某面第幾里第幾統某戸某役（列書）統首某從某家坐次第書之而賤人則降一行某戸某役之下各書率男子幾丁某差職役某業某技藝某無役某幼婦女幾口門屋幾間或借人生存物故有無
- 一、每季朔各統查正此牌具呈於里任里申報於守令每年終轉牒於道臣統內里如有來歷不明行止可疑不可容隱者不拘季朔登時報知如有年歲加減牌內落漏役名不以實者依戸籍事目論罪
- 一、統內之人男丁十六歲以上者又必其身上戸口書某道某縣邑某面某里某役某姓名年歲幾許書之一厚紙里正里有司着衙官司印之每出入囊佩之無此者不得入官門就訟庭以爲身符其或見失者具由呈官納紙一張自官改給之若元不持此者論以制書有違之律

一、自今戸籍戸口中亦必以某里某統第幾家書諸戸單以便考閱以防奸僞

一、流民之類遷徙不常行止不適然既有男女家口亦不可不隨衆作統而必令元居近統爲其主統使得常常照檢統牌亦令於元統牌端列書自某方移來居住幾年男女幾口

一、凡姓名不載統牌者歸不在人民之數訟不得理死無殺罪

一、凡統里之民相保相司婚喪相助患難相恤善相勸勉惡相告戒息訟罷爭講信修睦務爲良善之民如有不孝不悌叛主殺人傷風敗俗盜賊不道等事必告于里面聞于本縣以爲隨罪犯輕重而懲治之地

一、統內如有奸僞偷竊之類來歷不明之人亦令登時報自統里轉報於官守以爲查治之地若或漏報欺隱事終不發

覺則統任重究統內連罪若係本統已先報知而里中掩覆不告者並論以制書有違之律

一、避役之民移來移去不定厥居爲即今大害既已立此統之後則凡民之移去他邑者必須具呈因何事理指何地方自統報里自里報官許其移去而後始去新移地方亦見其舊居官許移文書然後始爲容接無此者即係奸民依法囚推仍爲區劃安插之地其不容受而容受者以兩界人物容隱之律罪之

要するに、昔時に於ける地方行政に關する下級制度は、隣保相接の五家を結束し、依りて以て相扶け相治めしむる一種の自治的團體たらしむると同時に、國家行政の補助機關たらしめたことは明かである。而して統主・里正・管領等は、何れも年長謹直にして操行徳望衆の推服するものを選びて之に任じ、職務權限としては政令の傳達、租税の取立、戸籍の整理等、其の部内に於ける行政事務の執行機關たると同時に、各其の團體を代表し共同の事務を掌り、團體内に於ける争訟を裁斷し、風教の取締に任ずる等、團體自治の統率機關であつたことは想像される。しかしながら、當時果して以上の制度が完全に實行せられたか否か、また如何なる變遷を遂げたかは、事蹟の徴すべきものがないから不明であるが、恐らくは完全なる運用を見るに至らずして、諸般制度の頽廢と共に曠廢に歸したものと思はれる。舊慣を重んずる朝鮮に在りて、いづれの部落に於ても、斯かる組織の殘存して居らぬ所より見て、この制度が内地の五人組制度や、清朝の保甲制度に比すべき、働きをしたかどうかは疑ひなきを得ない。

甲午前の面洞組織

五家統制時代の面洞の機關は頗る單純なるものであつたが、制度の不實行と、地方官の專横、及び兩班專制の風習とは、面又は洞里の如き村治行政の上に幾多の變遷と影響とを及ぼしたらしく、地方に依り面洞制の機關も頗る複雑となつて居る。今試みに甲午改革前に於ける面洞の機關及び面洞行政執行の概要を述べて見よう。

一、面又は洞行政の執行を監視し部内の風教を掌るもの 面に在りては都尊位・都執綱・都料憲・別料憲・上司司・面首等と稱し、洞に在りては尊位・執綱・頭民・洞首等と稱し、面又は洞内の長老を以て之に任じ、其の選任は面又は洞民の公選に依る。

二、面又は洞行政の執行に當るもの 面に在りては執綱・風憲・面任・都尹・約正・檢督・坊首・坊長等と稱し、洞に在りては里正・洞首・尊位・統首・約首・領座・座上・頭民等の稱ありて、面又は洞の事務を擔任し、其の選任は面又は洞内有力者の推薦（洞に在りては面を經由す）に依り、守令之を任命する。

三、面又は洞行政の執行を補助するもの 此の機關は常時之を置くあり、又臨時必要の場合に之を置くもあり、而して面に在りては公有司・都注比・風憲・社首・約正・副尹等と稱し、多くは租稅の取立、社還米の出納等、主として財務を分擔する。其の選任は面民の推薦に基く守令の任命、又は人民の公選に依る、洞に在りては掌務・任員・公員・都有司・句管・注比等の稱あり、其の選任方法は略面に同じ。

四、郡衙と面との間に於ける公文書の送達に任ずるもの 面主人・坊主・食主人等と稱する。郡衙の使令輩之を兼ね、面主人、坊主人、又は食主人の下に、挾主人、又は使喚主人を置くことあり、此の場合に前

者を元主人、後者を小主人とも稱する。

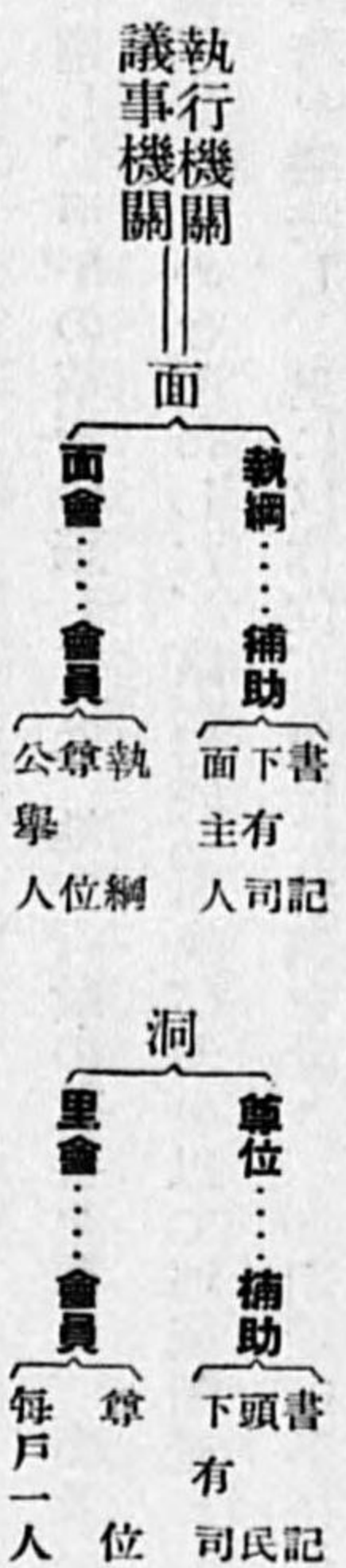
五、面又は洞の雜役に任ずるもの 面には勸農・有司・下有司・下所任・所任・小任・使喚・面隸・房子・面掌・面庫子等あり、洞には所任・下所任・有司・下有司・使喚・里隸・里任・洞下・洞掌等の稱がある。

六、面又は洞に於ける重要な事項に關し協議機關たる會議に列席するもの 面に在りては面會と稱し、洞に在りては洞會と稱する。面會には面の長老、面及び洞の重なる職員、嘗て面の職員たりしもの、竝に知事人、解事人等と稱する面内有力者にして、洞に在りては洞内の長老、洞職員、其他洞内の有力者である。以上は最も普通の機關を示したのであるが、尙ほ都鄙の別に依り繁簡の差あり、即ち邑を成せる面に於ては概して以上各種の機關を具備するも、鄙の面に在りては多く「三」の補助機關を缺き、又「一」の長老監視機關も之を缺くを普通としたやうである。

甲午の面洞制改革

徒らに古例舊慣に則り、加ふるに權門勢家の專制の下に經過し來れる李朝末葉の面洞行政の腐敗紊亂はその極に達し、甲午の革新に際しては、地方行政の改善を期し、面及び洞に關する制度として、鄉會條規竝に同辨務規程なるものを發布した。該制度は面及び洞を以て地域團體として其の自治を認め、里會、面會を設けて公共事務を議決し、里には尊位、面には執綱を置き、各團體の事務を統轄せしめ、且つこれ等機關の組織權限を明にする等、整然として見るべきものがあつた。今該制度の内容を摘示すれば左の如くなつて居る。

一、機關の種類及び組織



二、職員の任免及び其職務權限

イ、洞

一、**尊位** 尊位は名譽職とし、該里人民之を公選し、其の任期を一箇年にして、執綱に屬し、該里の大小事務を掌る。

二、**書記** 書記は名譽職とし、尊位の推薦に依り里會之を選定し、一箇年を遞期とし、尊位の命を受け、記簿報告文件を掌る。

三、**頭民** 該里内年老解事の人を公選し、尊位事故あるときは其の事務を代理し、又該里内の事務上考證し難きものあるときは、尊位或は執綱は之を頭民に諮問する。

四、**下有司** 下有司は尊位遞任に當り里會之を議定し、該里の事務使役に任じ有給とする。

一、**執綱** 執綱は名譽職とし、該面内各里尊位及び公舉人之を公選し、其の任期は一箇年とする、郡

守の命を受け、該面大小の事務を掌り、所屬尊位を監督する。

二、**書記** 書記は執綱の命を受け、記簿報告文件を掌る、其の任期を一箇年とし、執綱遞代の時面會之を選定する。

三、**下有司** 下有司は該面事務使役に任じ有給とす、其の任期は一箇年にして、執綱遞代の時面會之を選定する。

四、**面主人** 面主人は面會に於て選定し、本郡所屬各里に公文發送の使役に任じ有給とする。

三、鄉會にて會議すべき事項

- 一、教育に關する事項
- 二、戶籍に關する事項
- 三、衛生に關する事項
- 四、社會に關する事項
- 五、道路橋梁に關する事項
- 六、殖産興業に關する事項
- 七、公共山林及堤堰淤港難に關する事項
- 八、諸般税目及納税に關する事項
- 九、歉荒及患難の救恤に關する事項
- 十、公共服役に關する事項
- 十一、諸般稟會に關する事項
- 十二、新式令防に關する事項

尙ほ會議に關しては十箇聯條の議事に關する規定がある。

四、聯合議會 面内數里又は數面に關涉する事項あるときは、關係各里又は各面聯合會議を開催する。(假りに稱して聯合議會といふ)

一、聯合里會 數里に關涉する事項あるときは、關係各里會員及び該面執綱之を合議する。

二、聯合面會 數面に關涉する事項あるときは、關係各面執綱及び尊位之を會議する。

五、面及洞の事務費 面及び洞の事務費は其の面及び洞の負擔とする。

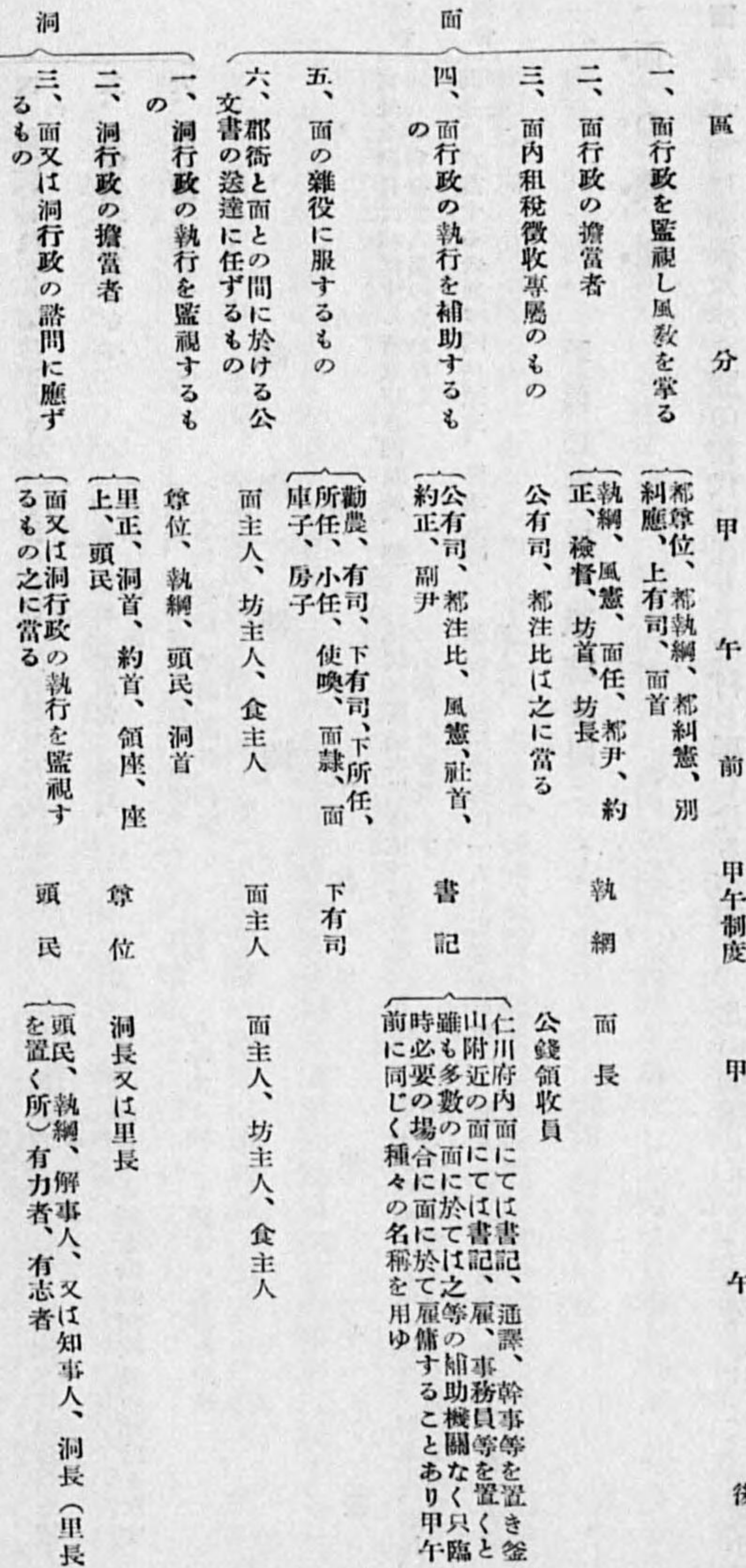
鄉會條規及び同辨務規程に依れば、面及び洞の性質、機關の組織權限等より、議事の方法に至るまで、頗る明確にして整然たるものがあつたが、當時の中央政界は變轉常なく、諸般の政令は朝令暮改の状態に在りたるを以て、該法令も亦其の渦中に投せられ、一度發布されたるも忽ち政界の變動に遇ひて其の實行を停止されたのである。該法令は元より深く古例舊慣を調査し、當時の實況に鑑みて制定せられたるものであらうが、亦一面内地の町村制に模倣したる所も尠からず、實際の發達と未だ相伴はざるものがあつたことは、その實行を見ざりし一因であるまいか。

甲午後に於ける面・洞

甲午の制度は遂に空文に歸したりと雖も、其の後に於ける時勢の推移は我が顧問制度となり、又統監政治となり、諸般施政の改善に伴ひ、面洞行政にも亦多少の影響を來し、權門勢家は漸次其の翼を收め、郡衙の吏屬

使命輩の面事務に干與するものも亦其の跡を收めんとするに至り、これが結果として機關の組織を簡易ならしめ、又其の名稱に變更を來し、其の他從來の弊害にして漸次除去せられたるものも亦尠くない。今甲午の制度を基礎とし、其の前後の面洞の組織を對照し、併せて日韓併合前の狀況を審かにしたいと思ふ。

機關の組織



- 四、洞事務の執行を補助するもの
〔掌務、任員、公員、都宥司、句管、注比〕 書記
〔釜山附近の面内洞に於て書記又は事務員を置くも他は多く之を置かず〕
- 五、租税徴収専属のもの
〔句管、注比、都宥司、任員、公員は之に當る〕 任員、公員等と稱し公錢領收員の補助をなす
- 六、洞の雜役に服するもの
〔所任、下所任、小任、宥司、下宥司、使喚、里隸、里任、洞掌〕 甲午前と同じく種々の名稱を用ゆ

議事機關

甲 午前 前 甲 午前 條 規 甲 午後 後

面會 〔面長及洞長に相當する者及び各洞頭民、解事人等會合す人員の定めなし〕 執綱及所屬各里尊位及び各里二人宛 甲午前の如く面長、洞長、解事人、頭民、有力者等の會合にして人員の定めなし

洞會 〔洞長に相當する者及び洞内頭民、解事人等會合す〕 尊位と該里内毎戸一人の出席者を會 洞長(里長)頭民、解事人、有力者等の會合

職員の任免及職務權限

一、面の機關

面長 面は新羅及び高麗の初代に在りては村と稱したるが如く、其の機關としては新羅時代には大監小監あり、高麗時代には村正村長ありて其の村の政令を掌り、後ち郷と稱せし時代に於ては郷正ありて其の郷の大小公事を掌つた。李朝の初め面に勸農官を置き、其の後何時しか前掲の執綱以下種々の名稱を用ゆるに至り、甲午後面の代表者たるの意味を以て又變じて面長と稱するに至り、遂に一般の稱呼となつたやうである。面長は或は官選とし或は民選とし、時と所とに依り一定せず、甲午條規は之を民選と定めただけ

れども、該條規の不實行と地方官の私曲とにより何時しか其の任免を専らにした。顧問制度以來財務官との協議を経て、郡守が之を任命する慣例を生じた。其の任期は之を定めざるを普通とするも、一箇年を遞期とせる慣習の地方もあり、面長は俗に百執行と稱し、諸般行政事務の執行に任じ、其の職務の重なるものを擧ぐれば

- 一、法令の傳達 事の重要なものは之を揭示し、其の謄本を各洞長に交付し之を揭示せしめ、尙ほ其の法令の趣旨を洞民に口達せしむ、或は面長更に面内を巡回し洞民を集合し(開市日等を利用し)法令の趣旨、其の遵守方法等を訓諭し、事輕易にして揭示を要せざるものは洞長の口達に止む。
- 當時は別に揭示場の設けあるにあらずして、市場其他交通の頻繁なる街衢に當る家屋の壁等に貼附した。

揭示文は國文を以てすることが一般の例になつて居る。

- 二、租税及驛屯賭の納入告知及び徴收 租税の徴收は國稅徵收法制定以來公錢領收員の職務に屬するも、多くは面長其の職を兼ね、公錢領收員を置く處に在りても實際の徴收は面長及び洞長之に當り、其の徴收金を公錢領收員に回付する例があり、租税の徴收は其の手續區々に涉り統一がない。

- 三、租税賦課標準の調査申告 土地の結數・煙草税・家屋税・酒税の調査申告にして土地の結數申告は、土地の所在・地目・地番・結價、土地の所有者及び納稅義務者(土地所有者と納稅義務者とを別つは、朝鮮に在りては地主必ずしも納稅義務者ならず、小作人との契約

に依り小作人に於て納稅義務を負担する慣習あるに由る）の住所氏名を記載したるものにして、一に之を結數連名簿の調製と稱し、主として納稅義務者の申告に基き（實際は面長又は洞長之を複製し納稅義務者の捺印を求め面長に提出す）之を舊來の帳簿と對照し、尙ほ實地に就て調査し其の當否を査定するは面長の重大なる職務である。

結數連名簿は隆熙三年度に各地共完成したるも、尙ほ不完全を免れざるを以て、引續き調査々定した、其の經費は一結に付三十錢を附加せしも、各地共五六十錢を附加せざるを得ざる實況であつた。

〔附〕書員 甲午前より近時に至るまで面に書員なるものあり、郡衙の吏屬にして「考卜債」と稱する手數料を徴し、毎年一回面内土地の異動結數及び結價の査定、納稅者の移動を調査するもので、之を作伏と稱する。蓋し地稅賦課の基礎を爲すものなるが故に、作伏は經驗智識を要するを以て、その事務は書員の獨占する所となり、從つて弊害も尠くなかつたが、後に納稅義務者をして結數申告書を提出せしむること、なし、書員は之を廢止した。

四、土地家屋證明規則に依る認證法の規定に依れば本事務は洞長に專屬すべきも、面長を経由せしめ、其の確實を期し、各地共其の取扱を同じうしたやうである。

五、民籍の異動報告

六、面内情況の報告

七、請願書類の進達

八、其他郡衙・警察署・憲兵隊・守備隊等、地方諸官憲より臨時命を受け面民に關する事務を處理する。

面長は又面の公共的團體としての事務を處理するも、都邑の面を除きては其の事務甚だ少く、殆んど國の行政專屬機關となつて居る。

公錢領收員 國稅徵收法に規定せる面の徵稅專屬の機關であるが、實際の徵收は先に一言せる如く或は面長・洞長之に當り、或は別に任員なるものが、徵稅に従事する地方もありて、公錢領收員が實際に徵稅に従事せる例は少い。

書記 仁川府内及び釜山附近の面にては書記・通譯・幹事又は事務員・雇等を置けるも、他は多く事務繁忙の際臨時に傭ひ入るゝの外常時之を置けるを聞かない。

下有司 面の小使である。

面主人 面に隸屬するものにあらずして寧ろ郡衙に屬する。從來は郡衙の使令が之を兼ねたが、當時は郡衙に多數の使令を置く能はざれば、嘗て使令を勤めたる者等が之に當り、郡衙の所在地に居住し、郡衙より面に發送する書類を傳發するを以て其の職務とした。地方に依りては其の擔當面の面長又は面民が、郡衙所在地に宿泊する時、面主人の家に寢食するの慣例があつたと云ふ。

二、洞の機關

洞長 洞長は洞民之を選定す、近時は洞民の推薦に依り面長之を選定し、郡守の認可を得るを一般の例と

したやうである。洞長は國の行政事務に關しては、土地建物證明規則に依る認證の外は、面長の補助機關として實際其の事務を處理し、又洞公共事務に關しては其の執行の任に當り、洞民公私に關する世話役である。

頭 民 洞民の解事者中より年長人望ある者を推舉する、洞長を補佐し、洞公共事務に與り洞民の争訟を裁斷する等、事實上の洞の統率者なるのみならず、面公共事務の協議に參與し面事を決する。

解事人・知事人・有志者・有力者 等と稱するは、比較的才識あり人望と資産とを有する者にして、洞公共事務に關しては常に其の協議に參與し洞事を決するのみならず、面の公共事務に關し其の協議に參與すること頭民に同じ。

任 員 洞に任員又は公員なるものを置ける地方あり、公錢領收員に屬し租稅徵收の任に當る、洞長之を兼ねる場合が多い。

下有司 下有司は洞の小使にして、地方に依り洞民が一箇年交代に之に任ずるものもある。

三、面會・洞會 昔時は春秋二季に開催する慣例ありたりと稱すれども、當時は必要に應じ隨時集會した、從來に於ける面會の議事々項は、結稅雜稅の増課又は新課治道堤堰沢の修理工事に關する夫役、面職員の推舉及び面經費の職課等に止まり、當時と雖も都邑を除くの外は從來と大差がない。

面の議事々項にして利害關係の數面に涉るものは、關係各面の面長及び有力者が會同議事し、而して之を大

面會と稱する。

洞會の開催も亦面會と大同小異にして、比較的自治事項の議事が多いといふ差があるのみである。

第二節 地方自治制度

府 郡 の 廢 合

日韓併合後幾何も経たない明治四十五年一月現在の府郡面洞里數は、別表の如く府十二、郡三百十七、面四千三百五十一、洞里六萬二千五百三十二にして、それが大正二年まで、併合前そのまゝの状態を持續し、その行政組織に於ても、區域及び面積に於ても、また内地人、朝鮮人間の行政に於ても、極めて雜然たるものであつた。これを地理的に見ても、面積百五六十方里を越ゆる郡があるかと思ふと、その隣りには四方里にも足らぬ郡があり、面及び洞里にも甚だしき廣狹があり、従つて一郡・一面・一洞里といつても、その實力には大なる懸隔があり、これ等が大小參差して入り亂れて居ることは行政の統制上極めて不便であつた。更にこれを人的方面より見ると、内地人側に於ては、舊韓國時代より存在した居留地制の上に建てられた日本人會なるものがあつて、内地人だけの特別なる自治機關を構成して居たのである。即ち現在の府制施行地には、朝鮮人のみの行政機關（舊來の府）と、内地人のみの行政機關（日本人會）とが對立してあつて、その數が十二に及んで居た。そこで速かに郡面の廢合を行ふて、大凡一定の面積、一定の人口を有する郡面となし、行政上の不便を

除き、その統制を保つ必要があると同時に、府に於ても内鮮人を同一行政組織の下に置き、所謂併合の聖旨に基き、内鮮一家の親を爲さしむる上より見ても、これを融合調和した統一的行政組織となすことが緊急の要務とせられ、大正三年三月一日府郡廢合の大事業が斷行せられたのである。朝鮮の地方制度には、新羅・高麗・李朝を通じ、數千年の長き沿革あり、一郡廳の位置の變更でも種々の問題の起るところへ、併合後間もなき當時に在りて、全鮮の大廢合を行ひ、その結果、郡は約百郡、面はその半ばに近いまでに廢合したのであるから、關係當事者の苦心と努力は非常なものであつた。當時郡面の廢合に關係した林茂樹氏は、昭和六年一月號の「朝鮮」に、その廢合の顛末に就き左の如く述べて居る。

郡面の廢合に至つては、當時全鮮三百七十七郡、四千三百五十一面あつたのであつて、これを一郡づゝに就き其の面積人口及び地物、慣習等を調査するには、仲々骨が折れたのである。當時は、第一今日の様な參謀本部の地圖がないのみならず、土地調査も完了して居ないので、準據すべき正確な地圖がもなく、此の點調査上非常に苦心した所である。而して郡の面積は大凡四十万里、面は約四万里、一郡は約十面位とし、人口に付ては南鮮は一郡大凡十萬、北鮮地方は其の半、又新郡廳及び新面事務所は出來得る限り、舊來のものを使用する事と云ふ、大體の方針に依つて調査せねばならぬのであるから、憲兵の實地踏査圖・稅務官吏の見取圖を中心として實地見聞者の意見を參酌し、時には古い鳥瞰圖式の朝鮮地圖まで引張り出して調査し、又實地の踏査も度々やつたものである。然し地物の工合及び舊來の慣習等の爲めに、必ずしも根本方針で進

まれない場合が澤山あつて、一々課長以下が集つて相談したが、仲々議論が多くて、決定するまでには餘程の日子を要する有様であつた。最も初めは郡は二十万里、面は二万里の方針で調査したが、種々の支障があつて、遂に郡四十万里、面四万里と云ふことになつたのである。一道の成案を得るまでには、餘程の日子を費した。漸く案を具して上司へ出すと、課長・局長・長官の所で一々直される、幾度か書き直して出して漸く通ると云ふ有様で、此の状態を幾度か繰り返して、約一箇年の日時を要して漸く完成し、大正二年十二月二十九日、十二府、二百十八郡、二千五百七十七面といふ、現行の府郡面の行政區域が府令で公布せられた。その後、部分的に面及び洞里の廢合が行はれ、また大正四年五月一日には濟州郡及び鬱陵郡を島となし、昭和五年十一月一日には、開城及び咸興の二府を増し、從來の指定面が邑となり、その後も面にして邑に指定されたものあり、また名稱及び區域の變更も多少行はれた。而して現在は行政上朝鮮全土を、京畿道・忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道・黃海道・平安南道・平安北道・江原道・咸鏡南道及び咸鏡北道の十三道に區劃し、更に之を分ちて十四府、二百十八郡、二島、四十九邑、二千三百九十一面、二萬八千三百三十六町洞里と爲し、之に道知事・府尹・郡守・島司・邑面長を置き、官廳事務の執行者たらしむると共に又公共團體の事務を執らしめ、道には知事官房・内務部・財務部・警察部を置き、各部長は道事務官を以て之に充て、知事官房は機密・人事・褒賞等に關する事務を、内務部は地方行政・學務・勸業・土木・會計等の事務を、財務部は稅務、理財の事務を、警察部は警察、衛生の事務を分掌せしめ、産業の特に發達せ

る京畿道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道の四道には内務・財務・警察の三部の外に、産業部を置き、參與官を以て産業部長たらしめ、内務部所管の事務中勸業に關する一切の事務を産業部の分掌たらしめて居る。

府郡面洞里表 (明治四十五年一月一日現在)

道名	府	郡	面	洞
京畿道	二	三六	四九二	五、〇八一
忠清北道	一	一八	一九九	(五、一三五)
忠清南道	一	三七	三九三	三、七二八
全羅北道	一	二七	三七八	七、五二五
全羅南道	一	二八	四四八	七、一六六
慶尙北道	一	四〇	五二四	一〇、一八四
慶尙南道	二	二七	四五八	(七、二二〇)
黄海道	二	一九	三三八	(四、八八八)
平安北道	二	一七	三〇四	(三、八八四)
平安南道	二	二〇	二六〇	(三、〇二八)
安東道	一	一三	二二三	三、〇八七
江原道	一	一〇	一八九	三、二七九
咸鏡北道	二	一〇	一一二	一、四七六
咸鏡南道	二	一〇	一一二	(六三、八四五)
計	一一	三二七	四、三九二	六二、五三二

備考 本表括弧内に記入せる數字は、明治四十三年十月一日新官制實施當時の現在數を示せるものにして、これ等記入なき分は、其の後廢合なく、又は廢合ありたるも其の數に於て異動なきものに係る。

道名	府	郡	面	洞
京畿道	三	二〇	二四六	二、七三〇
忠清北道	一	一〇	一〇四	一、五〇四
忠清南道	一	一四	一七〇	二、二六三
全羅北道	一	一四	一八三	一、八一三
全羅南道	一	二一	二四九	三、一〇一
慶尙北道	二	二二	二六七	三、二二八
慶尙南道	二	一九	二三八	二、五九〇
黄海道	二	一七	二一八	二、〇六中
平安北道	二	一四	一四六	一、九三八
平安南道	二	一九	一七三	一、四八〇
江原道	一	一六	一三七	一、九七一
咸鏡北道	二	一一	七七	二、九四一
咸鏡南道	二	一一	七七	七、一〇
計	一四	二一八	二、三九七	二八、三三六

地方制度の沿革

甲午改革までの朝鮮に於ける地方制度に就いては前に述べた通りであるが、更に併合前後より行はれたる地方制度の沿革を簡單に叙述して見よう。(改正地方制度實施概要に據る)

一、併合前より行はれたる地方制度

朝鮮の地方制度中、併合前より施行の端を開けるものは左の如くなつて居る。

- 一 水利組合條例 (光武十年(明治三十九年)度支部令第三號)
- 二 水利組合は土地の灌漑・疏鑿・開拓保護に關する事業の爲め設置する
- 三 組合を設けんとするときは規約を定め度支部大臣の認可を受ける
- 四 組合の役員評議會の組織等は規約を以て定める
- 五 組合は度支部大臣の認可を得て負債することを得る

備考 併合前設置せし組合は南鮮地方に二三ありしのみ。

二 地方費法 (隆熙三年(明治四十二年)法律第十二號)

- 一 地方費は漢城府及び各道に設ける
- 二 地方費は財産収入事業収入及び賦課金を以て之に充てる
- 三 地方費を以て支辨する費目は、土木、衛生、勸業、教育に關する經費及び法令に依り地方費の支辨に屬する經費とする
- 四 地方費の事務は漢城府尹及び觀察使之を擔任する但し賦課金の徴收は國稅の例に依り財務署長之を行ふ
- 五 地方費法は隆熙三年(明治四十二年)の中途より施行する (當時の豫算は各道を通じ約七十萬圓)

三 漢城衛生會 (隆熙二年(明治四十一年)法律を以て制定)

- 一 京城市内の屎尿汲取、塵芥除去及び傳染病豫防事務の處理の爲め之を設ける
- 二 會は主として朝鮮人及び外國人を目的として設けたる團體なるも、内地人も從來居留民團に於て處理せし同事務を、一定の負擔金を民團費より支出し、之に委託せしに依り、會は京城市内に於ける同事務の全體を統一處理した
- 三 會は明治四十年皇太子殿下御渡韓の際の御下賜金三萬圓を基本財源とし、尙ほ國庫補助金及び民團負擔金を以て經費に充て、仍足らざる分は朝鮮人及び外國人に賦課する
- 四 會の事務は便宜警務總長が之を擔任する

二、併合前條約に依り行はれたる居留地制度

併合前開港地には條約に依り居留地を設け、治外法權の下に居留外國人をして、自治的に居留地内の行政を行はしめた。

居留地制度の行はれたる地は左の如くである。

各國居留地

仁川・鎮南浦・群山・木浦・馬山・城津

日本專管居留地

第六章 聚落制度

釜山・仁川・元山

支那專管居留地

釜山・仁川・元山

居留地制度は大正三年府制施行まで存続した。

三、併合前にはれたる日本の制度

右の外、併合前より日本の法令を以て、在留日本人に對し左の如き制度を施行した。

一 居留民團法 (明治三十八年法律第四十一號)

居留民團法施行規則 (明治三十九年統監府令第三號)

- 一 居留民團法は明治三十九年七月より之を施行する
- 二 民團は主として居留地雜居地に之を設ける(但し居留地中城津には之を設けず)
- 三 民團に民長を置く、任期は三年とし民會が之を選擧し統監の認可を受ける
- 四 民團に居留民會を置く、議決機關とし議員の定数は八人以上二十四人以下とする
- 五 議員の選舉資格は二十五年以上の男子にして民團稅五圓以上を納むる者とする
- 六 民團制度は大正三年府制施行まで存続した
- 七 併合當時民團を設置せる地は、京城・仁川・群山・木浦・大邱・釜山・馬山・平壤・鎮南浦・新義州

及び元山の十一箇所とする

二 學校組令 (明治四十二年統監府令第七號)

- 一 學校組令は明治四十三年一月一日より之を施行する
- 二 學校組合の設置に付ては規約を作り統監の認可を受ける
- 三 學校組合は教育事務を處理し、土地の情況に依り附帶事業として衛生事務を處理することを得る
- 四 學校組合に管理者を置く、任期は三年とし理事官が之を任免する
- 五 學校組合に組合會を置く、組合會の組織選舉等は組合規約を以て之を定める

附記

在留日本人は民團法及び學校組令施行以前より種々の團體を設け、自治的に行政を行つた沿革がある。古きは明治初年、明治二十年前後、明治三十年前後より團體を組織し、保長、頭取、惣代、民長、會長と云ふ如き執行機關を設け、其の下に惣代會、民會、日本人會と云ふ如き議決機關を置き、教育衛生其の他の事務を處理したる慣行を有する、即ち公式の制度は上記制度の施行に始まるも、不文の制度は久しき以前より行はれ來つたものである。

四、併合後に於ける地方制度の推移

一 道地方費

道地方費は、上掲隆熙三年（明治四十二年）より施行の地方費法を前身とする。

地方費法は併合後も引續き施行し、大正九年道地方費令發布まで及ぶ。

地方費法は併合前は漢城府及び各道に施行せしが、併合の際行政區劃たる漢城府を廢し、其の區域を京畿道に編入したるを以て、漢城府地方費は之と同時に自然廢止となる。

併合の際府郡に下賜せられたる臨時恩賜金の利子に依る施設即ち授産・教育・凶歉・救濟事業は各道毎に地方費の外に別に豫算を設けて經理せしが、大正六年度より其の利子を地方費豫算に編入經理すること、なる、但し事業の目的は變更しない。

地方税は地稅附加税、市場税、屠場税の三種なりしを、大正八年度より從來の國税中より戸税・家屋税を地方費財源に移讓する、大正九年度より從來國税中より漁業税及び船税を地方費財源に移讓する。

道地方費令（大正九年七月
制令第十五號）

本令は大正九年十一月一日より之を施行し、同時に地方費法を廢する、其の改正の要點は左の如くである。

- 一 地方費を道地方費と改める
- 二 諮問機關として道評議會を設ける（従前官制を以て道に道參事三人を置き、道知事の諮問機關としたが、之は一般行政に關するものにして地方費の機關に非らず、然れども道評議會制度を設くる以上重複の嫌があるので同時に之を廢する）

道評議員は定員の三分の二は府郡毎に府面協議會員の選舉したる候補者に就き道知事之を任命し、三分の一は學識名望ある者より道知事が直接之を任命する。

三 道地方費に吏員の設置を認める

四 道地方費に起債能力を認める

五 右の外制度の不備を補修する

大正十年度より土木事業に對する夫役廢止の財源として車輛税の新設を認める

大正十四年度より從來國の經營たりし中學校、道立醫院、及び測候所を地方費事業に移す

昭和二年度より市場税を廢し之に代はる財源として、特別市場税、及び不動産取得税の新設を認める

昭和四年度より所得税を認める

地方費歳入出は併合當時全道を通じ百萬圓に過ぎなかつたが、昭和四年度には三千三百萬圓に上つて居る

二 府

府制（大正二年
制令第七號）

府制は大正三年四月一日より之を施行する

府制施行地には併合前より居留民團、居留地會、漢城衛生會の如き特殊の制度が行はれ、これ等の團體相對立し各別個の行政を行つて居た。この制度は併合と同時に廢止すべきであつたが、當時之に代はるべき

制度がなかつたので併合後尙ほ當分其の効力を存する

府制の施行は、右の特殊團體を整理し、市街地行政の統一を圖るに在りしを以て、其の施行と共に居留民團、居留地會及び漢城衛生會の事務及び權利義務は府に移屬せしむ、但し居留民團事務中、教育事務は別に學校組合を設けて之を承繼せしめ、居留地會の事務中墓地に付ては依然在留外國人をして之を管理せしむ府制の綱要は左の如くである

- 一 府の事務は府尹が之を統轄する
- 二 府に府協議會を置き府尹の諮問機關とする
府協議會員の定員は六人乃至十六人とする
府協議會員は府住民中より朝鮮總督の認可を受け道長官が之を任命する
府協議會員の任期は二年とする
- 三 府に吏員を置くことを得る
- 四 府は府税として國税及び地方税の附加税を賦課し且特別税を設けることを得る
- 五 府は起債を爲すことを得る

府制中改正（大正九年
制令第二二號）

本改正は大正九年十一月一日より之を施行し、改正の要點は左の如くである

- 一 府協議會員の官選を民選とする
年齢二十五年以上の男子にして一年以來府住民と爲り、朝鮮總督の指定したる府税五圓以上を納むる者を選擧權者とする
- 二 府協議會員の定員八人乃至十六人を、十二人乃至三十人に増員する
- 三 府協議會員の任期二年を三年に改める
府の歳入出は府制施行當時、即ち大正三年度は各府を通じ二百十五萬四千圓なりしも、大正十年度には四百二十一萬四千圓となり、昭和四年度には一千六百二十五萬圓に増加して居る

三面

面の沿革

併合前に於ては面は單に行政區劃たるに過ぎざりしも、面長・洞里長等の手當を協議費として徴收し、又土木工事等に夫役を課するの慣例があつた
明治四十三年十月「面に関する規程」（府令第八四號）を設け、之に依り面長の手當及び事務執行に要する費用の徴收を公認した

大正二年「面經費負擔方法」（府令第十六號）を設け、面經費賦課の種目制限及び徴收方法を定めたが、其種目及び制限は左の如くである

- 一 戸別割 平均一戸に付 三十錢以内
 - 二 地稅附加稅本稅一圓に付 平南北、咸南北八十錢以内
其の他 五十錢以内
- 面制（大正六年）
（制令第一號）

面制は大正六年十月一日より之を施行する、其の要旨は左の如くである

- 一 面は法令に依り面に屬せしめたる事務を處理する
 - 二 面の事務は面長擔任する
 - 三 朝鮮總督の指定したる面に相談役を置く（當時二十三面を指定す）
相談役は面内に住所を有する者より道長官が之を命ずる
相談役の定員は總督の認可を受け道長官が之を定める（其の定員は四人又は六人なり）
相談役の任期は三年とする
 - 四 面に吏員を置くことを得る
 - 五 指定面に起債を認める
 - 六 面賦課金は地稅割、市街地稅割、戸別割、家屋割とし、尙ほ必要ある面には特別賦課金を認める
- 面制中改正（大正九年）
（制令第十三號）
- 本改正は大正九年十月一日より之を施行する、其の改正の要旨は左の如くである

- 一 指定面・普通面を通じ、面に諮問機關として面協議會を置く（同時に指定面の相談役を廢す）
協議會員の定員を八人乃至十四人とする
協議會員の任期は三年とする
 - 二 指定面には協議會員の選舉制度を認める、但し普通面は郡守島司の任命とする
指定面の選舉に付ては、年齢二十五年以上の男子にして一年以來面内に住所を有し、朝總總督の指定したる面賦課金五圓以上を納むる者を以て選舉權者とする
 - 三 指定面に副長の設置を認める
- 昭和二年制令第十五號を以て面制中改正を加へ、從來起債能力は指定面に限り認めたるを、普通面にも之を認める、以上の外、國稅及び地方稅の稅制整理に伴ひ、且つ面の財源補充の趣旨に依り、營業稅割、所得稅割、特別所得稅割の賦課を認める
- 指定面は面制施行當時二十三面なりしを、其の後漸次増加し現在四十三面に及ぶ
- 面の歳出は初めて面制の實施したる翌年、即ち大正七年度に於て總計四百五十萬圓に過ぎざりしも、昭和四年度に於ては二千百七十萬圓に上つて居る

四 學校組合

學校組合令は明治四十三年以來統監府令を以て施行せられ、併合後も引續き之を施行し大正三年に及んだ

大正二年制令第八號を以て學校組令を改正し、大正三年四月一日府制施行と同時に之を施行する、其の改正の要點は左の如くである

- 一 組合の目的を教育事務に限り従来附帶事業として認めたる衛生事務處理を廢する、但し現に經營せる水道墓地、火葬場に限り當分繼續經營を認める
- 二 府制施行地にも學校組合を設けしめ、従前の居留民團事務中教育事務を承繼せしめる
- 三 府所在地の學校組合の事務は府尹をして管理せしめる、其の他別に管理者を置き道知事之を任免する
- 四 組合會の組織等を法令を以て定む、即ち左の如くである
議員の定數を六人乃至十八人とする
議員の任期を三年とする
議員の選被選舉資格は規約を以て定める
- 五 其の他法規不備を補修する

學校組合は改正學校組令施行當時は二百五十二組合なりしが、昭和四年五月末には四百三十七組合を算するに至り、學校組合歳入は改正組令施行當時、即ち大正三年度に於ては總計百十九萬圓に過ぎざりしが昭和四年度に於ては六百六萬圓に上つて居る

五 學校費

併合當時普通學校の設立及び經費の支辨に關しては何等據るべき法規がなかつたので、明治四十四年十月制令第十二號を以て「公立普通學校費用令」を發布し、同年十一月一日より之を施行し以て之が制度を創設する右制度の要旨は左の如くなつて居る

- 一 公立普通學校の設立維持は府尹郡守之を管掌する
- 二 公立普通學校の設立區域は、關係區域内の面長の意見を聽き、朝鮮總督の認可を受け府尹郡守が之を定める（實際概ね府郡を區域と定める）
- 三 設立維持の費用は其の區域内の朝鮮人の負擔とする
- 四 負擔金は左の種目及び制限に依る

戸税及家屋税の附加 本税の十分の一
平南北、咸南北本税の百分の二
地税の附加 其の他 本税の百分の一

大正九年制令第一四號を以て「朝鮮學校費令」を發布し、同年十月一日より之を施行し、同時に公立普通學校費用令を廢する

右制度に依る改正の要點左の如くである

- 一 朝鮮人教育に關する費用支辨の爲め府郡島に學校費を設ける
- 二 學校費の事務は府尹郡守島司が之を擔任する

- 三 學校費は起債を爲すことを得る
- 四 學校費は地稅、市街地稅、家屋稅の附加金を賦課するの外、必要あるときは特別賦課金を賦課することを得る
- 五 學校費に諮問機關として學校評議會を置く
府の學校評議會の定員は六人乃至二十人とし、郡島の學校評議會員の定員は郡島内面の數と同數とする
府の學校評議會員は選舉し、郡島の學校評議會員は面協議會の選舉したる候補者に就き郡守島司が之を命ずる、府の學校評議會員の資格は、年齢二十五年以上の男子にして一年以來府内に住所を有し、學校費賦課金五圓以上を納むる者とする
學校評議會員の任期は三年とする

昭和二年施行規則中改正し地稅附加金の賦課を廢する（同時に地方費の地稅附加稅を増率し其の增收を以て學校費に補助することとする）

學校費歲入は舊制度施行當時、即ち大正元年度に於ては九十三萬圓に過ぎざりしも、現行制度施行當時、即ち大正九年度に於ては八百十五萬圓となり、昭和四年度に於ては一千四百三十八萬圓に上つて居る

六 水利組合

上記併合後制定の水利組合條例は、大正六年制令第二號水利組合令の發布に依り廢止せらる

水利組合令は大正六年十月一日より施行せられたるが、制度の要旨は左の如くである

- 一 水利組合は灌漑排水又は水害豫防の爲め必要あるとき設置する
- 二 組合を設置せんとするときは、組合員たるべき者五人以上創立者となり規約を作り、組合員たるべきもの二分の一以上、關係土地面積三分の二以上の所有者の同意を得、朝鮮總督の認可を受ける
- 三 組合に組合長を置き道長官が之を命じ任期を四年とする
- 四 組合に吏員を置くことを得る
- 五 組合に評議會を置き諮問機關とする
評議員は組合員中より互選する
評議員の任期は四年とする
評議員の選任は道長官の認可を受ける
- 以上の外、評議員の定數、選任方法、被選資格等は規約を以て之を定める
- 六 組合は組合員に對し組合費及び夫役現品を賦課することを得る
- 七 組合は起債することを得る

地方制度の改正

以上の如く朝鮮の地方制度には種々の變遷があつたが、大正九年の地方制度改正以來十年を経過し、この間

に於ける朝鮮の民衆教育は大に向上し、地方行政の發達著しく、自治制度實施に對する民衆の訓練が充分積まれたので、昭和五年十二月一日地方制度改正に關する制令が發布せられ、府制、邑面制、學校費令、學校組合令は、昭和六年四月一日より、道制は同八年四月一日よりその實施を見たのである。今左に地方制度改正の要點を叙述して見る。（今村内務局長の説明に據る）

府制 府制は從來比較的進歩したる法制を採用して居つたのであるが、諮問機關たる府協議會を議決機關たる府會となせることと、三團體を統一したることを、最も著明なる改正の要點とし、之に關聯して種々の條章を改め各團體中最も完全に近き自治制となつたのである。即ち

府會 府會は府に關する重要な事件を決議し、副議長を選擧し、府の公益に關する意見書を府尹其の他の關係官廳に提出し、會議規則を設けること、官廳の諮問に答申すること及び府の事務に關する書類及び計算書を檢閲し、事務管理・議決の執行及び出納を檢査することを得るの權限を有する。

府會の議長は府尹を以て之に充てるが、副議長の制度を設け府會議員中より選舉し、議長故障あるとき議長の職務を代理することとなつた。

府會議員 府協議會員の任期は三年であつたが、府會議員の任期は四年に延長し、其の定数は從來十二人乃至三十人なりしものを、二十四人乃至四十二人に増加せられた。其の選舉權及び被選舉權の要件は、從來府協議會員の選舉に於けると殆んど同様にして、納稅要件は從來の如く五圓であるが、別項に述ぶる如く三團體統

一の結果、從來の府税の外、内地人は從來の學校組合費、朝鮮人は從來の學校費賦課金に相當する府税の納額を加算したるものに付資格を定むるが故に、選舉權者は相當増加することとなり、結局選舉權を擴張せられた結果になるのである。

三團體の統一 三團體の統一は制度として先例に乏しく、且つ各其の沿革上隨分困難なる事業にして、立法技術上にもかなり面倒なることが多かつたのである。即ち府の學校組合及び府學校費を廢して府に之を統一するも、未だ其の教育機關を全然單一化する時期には達せざる爲め、主として内地人教育を目的とするものと、主として朝鮮人教育を目的とするものとは、各其の經濟を府の一般經濟より分別し、特別經濟として從來の如く學校の施設經營を爲すこととなつたのである。從て特別經濟の費用は各特別經濟毎に其の財産より生ずる收入、使用料、手数料其の他の收入を以て之に充て、仍不足あるときは府税及び夫役現品を賦課徵收することを得ることになつたのである。故に府民は一般經濟に屬する府税の外、内地人は内地人教育を目的とする特別經濟の府税を、朝鮮人は朝鮮人教育を目的とする特別經濟の府税を、夫々負擔することになつたのである。

斯く特別經濟となせる以上、之に關する事件の議決を府會に於てするは適當でないので、第一教育部會・第二教育部會を置き、第一教育部會は議長及び内地人たる府會議員を以て、第二教育部會は議長及び朝鮮人たる府會議員を以て之を組織し、第一教育部會は内地人教育を目的とする特別經濟に關する事件を、第二教育部會は朝鮮人教育を目的とする經濟に關する事件を議決するのである。

教育部會は府會の例により副議長を選挙し、其の他事務検査・意見書提出等、府會と殆んど同様の権限を有するのである。斯くの如く府に於ては府會及び第一・第二の各教育部會が、各別個の職務権限を有するのであるが、之を組織する議員は府會議員として選挙せられたる者が之に當るのである。故に府會議員は府會を組織するの外、別に何れかの教育部會をも組織することになるのであるから、府會議員の選挙は單に選挙の自然の結果に放任し難き場合がある。假に極端なる場合を想像すると、内鮮人議員何れかの當選者が皆無又は非常に少數であつたならば、何れかの教育部會の組織が困難になる虞あるが故に、之を救済するの必要があるので、内鮮人何れも議員定数の四分の一を下ることを規定したのである。此の規定の結果として、府會議員中に關員を生じたる場合に於ける補關選挙に付ても特別の規定を要し、府會議員の關員が議員定数の六分の一を超ゆるに至りたる時、内地人議員若は朝鮮人議員の数が議員定数の四分の一の、更に其の六分の五に満たざるに至りたる時は、補關選挙を行ふことを要するのであつて、他の團體の規定に於て類例を見ざる所である。

三團體の統一に依り、議員選挙の煩を除き事務の簡易化を圖り、事務費を節約し得るのであつて、從來に比し餘程合理化したるものである。尙ほ此の結果從來に比し、府の學校組合の區域であつた隣接地域が、何れの組合にも屬せざるに至るも、之が過渡的規定は別に府令を以て之を定め、著しき困難を生せしめざるやう取計はれて居る。

監督制度 府の重要事件は、府會又は教育部會の決議を経べきこと前述の通であるが、其の議決が権限を越え、法令若は會議規則に背き、明に公益を害し又は府の收支に關し不適當と認むるとき等の場合に於ては、府尹は其の意見に依り又は道知事の指揮に依り、再議に附し又は其の議決を取消すことを得、又道知事は府會又は教育部會の停會を命じ、朝鮮總督は府會の解散を命ずることを得る等の規定を設けられ、尙ほ府に於て法令に依り負擔し、又は當該官廳の職權に依り命ずる費用を豫算に載せざるときは、道知事は之を豫算に加へることを得るのである。

邑面制 邑面制は從來の面制を改正して、邑面制としたのであつて、從來の面制に指定面と、普通面との區別ありし如く、邑面制に於ては、從來の指定面を邑となし、普通面を面とする豫定を以て、規定せられたのである。從來の指定面との間には、協議會員を一は選挙し一は任命せることと、副長を置くことと置かざるとの差異あるのみであつたが、邑と面とは制度として非常なる差異を存することゝなつた。以下邑・面の制度上の差異と、竝に從來の制度と異なる要點を述べれば

能力 從來の面は法令に依り面に屬せしめたる事務を處理し來り、明に法人なることを規定せず。其の事務の範圍は頗る限定的なりしも、邑・面は明かに法人なることを規定し、且つ汎く法令の範圍内に於て其の公共事務及び法令に依り邑・面に屬する事務を處理し得るに至つた。

住民及其の權利義務 從來面には其の住民に關する規定なく、從て住民の權利義務に關する規定がなかつた

が、邑・面共に府と同様の規定が設けられた。

邑・面規則 従来の面は規則制定権は認められなかつたのであるが、邑・面制に依り、邑・面は、邑・面住民の権利義務、又は邑・面の事務に關し、邑・面規則を設けることが出来、且つ邑・面税、使用料、手数料及び營造物の使用方法等に關する邑・面規則には、十圓以下の過料を科する規定を設けることを得る。

邑會・面協議會 面は従来の如く面協議會を置き議長及び面協議會員を以て之を組織し、邑には邑會を置き議長及び邑會議員を以て之を組織する。邑會は副議長を置かざるを以て其の選舉を行ふことなきも、其の他の點は府會に於けると殆んど同様の権限を有し、従来の指定面に比し大なる進歩と謂ふべきである。面協議會は従来の如く諮問機關であつて、此の點が邑と異なる最重要點にして、此の差異に依り他の各種規定にも自然差異を生ずるのである。面協議會も面の公益に關する事件に付、意見書を面長又は關係官廳に提出し、官廳の諮問に答申する等の點は從來に比し権限を擴張せられた。

邑會議員・面協議會員 邑會議員及び面協議會員は共に選舉する。其の定數は從來の如く八人乃至十四人にして、任期は從來に比し一年延長し府會議員と同様四年とす。議員及び協議會員の選舉權及び被選舉權は、大體府會議員のそれと同様にして、従来の指定面協議會員の選舉權及び被選舉權と大差はないが、從來面の協議會員は任命なりしものが選舉することになり、大なる進展である。

邑・面長の權限 邑・面長は従来の通り、地方官官制に依る待遇官吏なるも、其の邑・面代表者としての職權は

相當擴張せられたのである。即ち從來郡守・島司の有したる吏員の任免權を邑・面長に移し、吏員に對する懲戒權をも有せしめ、尙ほ此の外、吏員の給與・名譽職の費用辨償額等も、郡守・島司の職權を以て定むる處なりしも、邑・面規則を以て之を定むることになつたのである。

監督制度 監督制度は大體に於て府に於けると同主義を以て規定せられて居るのであるが、邑會又は面協議會に停會を命ずるの規定はなく、又面協議會は諮問機關なるが故に、再議又は議決の取消し等の規定のない點を異にするのである。

以上の外、邑・面は基本財産を設くべき積極的規定を設け、邑・面税の賦課に關し必要な場合に於ては、當該邑・面長又は吏員は、家宅若は營業所に臨檢し、又は帳簿物件の検査を爲すことを得るの規定を設け、其の他從來施行規則中に規定せられたる事項を併せて規定せられたる爲め、相當條章が多くなつたのであるが、面賦課金を邑・面税と稱するの外、邑・面税賦課の要件に付いて變化はないのである。

道制 道制は全然新に制定し、道地方費令は廢止されたのであるが、其の改正の要點を擧ぐれば、左の通りである。

能力 従来の道地方費は一の財政主體として、一定範圍の經費の支辨を認められて居たるに過ぎなかつたが、道は法人として汎く法令の範圍内に於て、道の公共事務及び法律・勅令又は制令に依り、道に屬する事務を處理することを得、府縣と殆んど同一の能力を有するに至つた。

道會 道に道會を設け、道に關する重要な事件を議決するの外、道の公益に關する事件に付、意見書を道知事其他關係官廳に提出すること、會議規則を設けること、官廳の諮問に答申すること、副議長を選擧することの權能が認められた。道會の議長は道知事を以て充てるが、副議長は道會議員中より選擧し議長故障あるとき議長の職務を代理すること、なつた。

道會議員 道評議員は任期三年であつたが、道會議員は之を四年とし、定數の三分の一を道知事の自由任命とするの制は、從來と同様であるが、定數の三分の二の議員は從來は候補者選擧に依る任命制度であつたのを廢して、府會議員・邑會議員及び面協議會員が之を選擧すること、なつた。議員の定數は從來十八人乃至三十七人であつたが、之を二十人乃至五十人とし、各道の定數は府令を以て定めらるゝのである。道會議員の被選擧權は、大體從來の通りであるが、道内の邑面の邑面長及び有給吏員を無資格とし、反面に於て神職・僧侶其他諸宗教師には、資格を與ふことに改められた。

過料 道税・使用料及び手数料の賦課徴收並に營造物の使用に關しては、道知事は道會の議決を経て十圓以下の過料を科する規定を設けることを得る。

監督制度 監督制度は府に於けると同主義を以て規定せられて居るが、道會には停會を命ずるの規定を設けなかつたのである。

以上の外、基本財産積立金等を設置するの規定を設ける等、從來の道地方費令二十箇條が六十四箇條となれ

るも、以上概述したる事項の外は、從來道地方費令施行規則中に規定せる事項を、他の規定との均衡上制令を以て定められたるに依るものにして、地方税の賦課要件等に付ては、殆んど變化はないのである。

學校費 學校費令は一部改正であつて、府の三團體統一に因り、府の學校費を廢したると、郡島の學校評議會員を選擧に改めたる等を、主なる改正要點とする、其の内容は左の如くである。

學校評議會 從來の如く諮問機關にして、其の成立せざるとき臨時急施を要する場合等に於ける郡守・島司の處分權は、面に於ける面長の權限に於けると略同様である。

學校評議會員 學校評議會員は、從來選擧に依る候補者中に就き郡守・島司之を命じたるも、之が朝鮮人たる邑會議員、又は面協議會員の選擧に依ること、なり、其の任期三年を四年に延長せり。其の被選擧權は學校費賦課金の負擔及び住所に關する要件を除くの外、大體道會議員の被選擧權と同様であつて、賦課金年額は從來の如く五圓である。

吏員 學校費には從來吏員を置くことを認めざりしも、新に有給吏員を置き得ることに改められ、從て吏員の懲戒に關する規定を加へられたのである。

學校組合 學校組合は從來自治團體として存立せるが故に、議決機關の制度には變化はないのであつて、府の三團體の統一の結果、府の區域を學校組合の區域と爲すことを得ざること、し、將來學校組合の區域が府の區域と爲りたる場合、其の組合の全區域なるときは其の組合は消滅する等必要の規定を加へ、併せて組合員數

寡少等特別の事情ある組合に於ては、組合員の總會を以て組合會に代ふることを得るの規定を設け、組合會の權限中に意見書の提出、官廳の諮問に對する答申等、府邑會等に於ける規定と同趣旨の規定を加へ、尙ほ再議・議決の取消・専決處分等の規定も從來存せざりしを以て、府・邑の例に依り新に規定したのである。

地方制度に關する制令

府制改正ノ件明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

昭和五年十二月一日

朝鮮總督 子爵齋藤 實

制令第十一號

府制左ノ通改正ス

府 制

- 第一條 府ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務及法令ニ依リ府ニ屬スル事務ヲ處理ス
- 第二條 府ノ廢置、名稱及區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム
- 第三條 府ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ處分ヲ要スル財産アルトキハ其ノ處分ハ關係アル府會、教育部會、邑會、而協議會、學校評議會及學校組合會ノ意見ヲ徵シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ通知事之ヲ定ム
- 第四條 府ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ府ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本令ニ規定スルモノノ外朝鮮總督之ヲ定ム
- 第五條 府内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ府住民トス

府住民ハ本令ニ依リ府ノ營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ府ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第六條 府ハ府住民ノ權利義務又ハ府ノ事務ニ關シ府條例ヲ設クルコトヲ得

府條例ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スベシ

第七條 府ニ府會ヲ置キ議長及府會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

議長ハ府尹ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 府會議員ハ之ヲ選舉ス

議員ノ定數左ノ如シ

- 一 人口三萬未滿ノ府 二十四人
- 二 人口三萬以上五萬未滿ノ府 二十七人
- 三 人口五萬以上十萬未滿ノ府 三十人
- 四 人口十萬以上ノ府 三十三人

人口十萬ヲ超ユル府ニ於テハ人口五萬ヲ加フル毎ニ議員三人ヲ増加ス

前二項ノ人口ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル

議員ノ定數ハ總選舉ヲ行フ場合ニ非ザレバ之ヲ増減セズ但シ著シク人口ノ増減アリタル場合ニ於テ朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

内地人議員及朝鮮人議員ノ數ハ何レモ議員定數ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ但シ關員ヲ生ジタル場合ニ於テ次ノ補關選舉ヲ行フ迄ノ間ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ男子ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ一年以來府住民ト爲リ且一年以來朝鮮總督ノ指定シタル府稅年額五圓以上ヲ納ムル者ハ其ノ府ニ於テ府會議員ノ選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲グル者ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 禁治産者及準禁治産者
- 二 破産者ニシテ復權ヲ得ザル者
- 三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第六章 聚落制度

五 陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者(未ダ入營セザル者及離休下士官兵ヲ除ク)又ハ戰時事變ニ際シ召集中ノ者並ニ志願ニ依リ國民軍ニ編入中ノ者

選舉權ヲ有スル者府稅滯納處分中ハ選舉權ヲ行使スルコトヲ得ズ

第一項ニ規定スル一年ノ期間ハ府邑面ノ廢置又ハ區域變更ノ爲中斷セラルルコトナシ此ノ場合ニ於テ新ニ府ノ區域ト爲リタル地域ニ於テ負擔シタル邑面制第九條第一項ニ規定スル邑面稅及學校費賦課金又ハ學校相合費ハ之ヲ第一項ニ規定スル府稅ト看做ス

第十條 府會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ被選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲グル者ニシテ在職中ノモノ及前條第二項ニ規定スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 所屬道及當該府ノ官吏及有給吏員

二 判事、檢事及警察官吏

三 小學校及普通學校ノ教員

第十一條 府會議員ハ名譽職トス

議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

議員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲解任ヲ要スル者アルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム

議員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲新ニ選舉セラレタル議員ハ總選舉ニ依リ選舉セラレタル議員ノ任期满了ノ日迄在任ス

第十二條 府會議員中關員ヲ生ジタル場合ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補選選舉ヲ行フベシ

一 關員ノ新議員定數ノ六分ノ一ヲ超ユルニ至リタルトキ

二 内地人議員又ハ朝鮮人議員ノ數第八條第六項ニ規定スル最少員數ノ六分ノ五ニ滿ザルニ至リタルトキ

三 府尹必要アリト認ムルトキ

議員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲選舉ヲ行フ場合ニ於テ議員中關員アルトキハ併セテ補選選舉ヲ行フベシ

補選議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第十三條 府會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ノ外府ニ關スル左ノ事件ヲ議決ス但シ特別經濟ニ關スル事件ハ此ノ限ニ在ラズ

一 府條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

二 歳入出豫算ヲ定ムルコト

三 決算報告ニ關スルコト

四 法令ニ規定スルモノヲ除クノ外府稅、夫役現品、使用料又ハ手数料ノ賦課徵收ニ關スルコト

五 府債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第四十九條第二項ノ借入金ヲ除ク

六 基本財産及積立金等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト

七 不動産ノ管理及處分ニ關スルコト

八 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

九 特別會計ヲ設クルコト

十 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト

十一 訴訟及和解ニ關スルコト

府尹必要アリト認ムルトキハ前項各號ニ掲グル事件ノ外府ニ關スル事件ヲ府會ノ議決ニ附スルコトヲ得

第十四條 府會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フベシ

第十五條 府會ハ府ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得但シ特別經濟ニ關スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

府會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ前項ニ規定スル府會ノ權限ニ屬スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得

第十六條 府會ハ府ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ府尹其ノ他ノ關係官廳ニ提出スルコトヲ得

第十七條 府會ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スベシ

府會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スベキ場合ニ於テ府會成立セズ、招集ニ應ゼズ若ハ意見ヲ答申セズ又ハ府會ヲ招集スルコト能ハザルトキハ當該官廳ハ其ノ意見ヲ俟タズシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第十八條 府會ハ議員中ヨリ副議長一人ヲ選舉スベシ

副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第十九條 議長故障アルトキハ副議長之ニ代リ議長及副議長共ニ故障アルトキハ臨時ニ議員中ヨリ假議長ヲ選舉スベシ

前項ノ假議長ノ選舉ニ付テハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年長同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 府會ハ會議規則ヲ設クベシ

- 第二十一條 本令ニ規定スルモノノ外府會、府會議員並ニ府會議員ノ選舉及其ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム
- 第二十二條 府尹ハ府ヲ統轄シ府ヲ代表ス
- 府尹ハ府會又ハ教育部會ノ議決ヲ經ベキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ其ノ議決ヲ執行シ其ノ他府ノ事務ヲ擔任ス
- 第二十三條 府尹ハ吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過怠金及解職トス
- 第二十四條 府會又ハ教育部會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ府尹ハ其ノ意見ニ依リ又ハ道知事ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ附シ又ハ再選舉ヲ行ハシムベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ府尹ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ爲シタル府會又ハ教育部會ノ議決又ハ選舉仍其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ府尹ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スベシ
- 第二十五條 府會又ハ教育部會ノ議決明ニ公益ヲ害シ又ハ府ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ府尹ハ其ノ意見ニ依リ又ハ道知事ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ附スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ府尹ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ爲シタル府會又ハ教育部會ノ議決仍明ニ公益ヲ害シ又ハ府ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ府尹ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得但シ前項ノ規定ニ依リ更ニ再議ニ附スルコトヲ妨ゲズ
- 第二十六條 府會又ハ教育部會成立セザルトキ、召集ニ應ゼザルトキ、會議ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ議決スベキ事件ヲ議決セザルトキハ府尹ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スベキ事項ヲ處分スルコトヲ得前二條ノ規定ニ依リ府會又ハ教育部會ノ議決ヲ取消シタルトキ亦同ジ
- 第二十七條 府會又ハ教育部會ニ於テ議決スベキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ府會若ハ教育部會成立セザルトキ又ハ府尹ニ於テ之ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ府尹ハ之ヲ專決處分スルコトヲ得
- 第二十八條 前二條ノ規定ニ依リ處分ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ府會又ハ教育部會ニ報告スベシ
- 第二十九條 府會又ハ教育部會ノ權限ニ屬スル事件ノ一部ハ其ノ議決ニ依リ府尹之ヲ專決處分スルコトヲ得
- 第三十條 府ニ吏員ヲ置クコトヲ得
- 吏員ハ有給トス但シ府條例ノ定ムル所ニ依リ名譽職ト爲スコトヲ得

吏員ハ府尹之ヲ任免ス

吏員ハ府尹ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

第三十一條 府ニ出納吏ヲ置キ官吏又ハ吏員ノ中ヨリ府尹之ヲ命ズ

出納吏ハ出納事務ヲ掌ル

第三十二條 官吏ノ府ノ行政ニ關スル職務關係ハ本令中別段ノ定アル場合ヲ除クノ外國ノ行政ニ關スル其ノ職務關係ノ例ニ依ル

第三十三條 吏員ノ服務紀律並ニ出納吏及吏員ノ賠償責任、身元保證及事務引繼ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三十四條 府會議員及名譽職吏員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

名譽職吏員ニハ費用辨償ノ外勤務ニ相當スル報酬ヲ給スルコトヲ得

費用辨償額及其ノ支給方法ハ府條例ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第三十五條 有給吏員ノ給料額、旅費額及其ノ支給方法ハ府條例ヲ以テ之ヲ定ムベシ

有給吏員ニハ府條例ノ定ムル所ニ依リ退職料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ヲ給スルコトヲ得

第三十六條 收益ノ爲ニスル府ノ財産ハ基本財産トシテ之ヲ維持スベシ

府ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産又ハ積立金等ヲ設クルコトヲ得

第三十七條 府ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

府ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第三十八條 府ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 府ハ其ノ必要ナル費用及法令ニ依リ府ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

府ハ其ノ財産ヨリ生ズル收入、使用料、手数料其ノ他府ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ府税及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第四十條 府税トシテ賦課スルコトヲ得ベキモノノ左ノ如シ

一 國稅及道稅ノ附加稅

二 特別稅

第四十一條 三月以上府内ニ滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ廻リ府税ヲ納ムル義務ヲ負フ

第四十二條 府内ニ住所有セズ又ハ三月以上滞在スルコトナシト雖モ府内ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ、府内ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ府内ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ收入ニ對シ又ハ其ノ行爲ニ對シテ賦課スル府税ヲ納ムル義務ヲ負フ

第四十三條 納税者ノ府外ニ於テ所有シ使用シ占有スル土地家屋物件若ハ其ノ收入又ハ府外ニ於テ營業所ヲ設ケタル營業若ハ其ノ收入ニ對シテハ府税ヲ賦課スルコトヲ得ズ

府ノ内外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ營業又ハ收入ニ對スル本税ヲ分別シテ納メザルモノニ對シ附加税ヲ賦課スル場合及住所滞在府ノ内外ニ渉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業ヨリ生ズル收入ニ非ザルモノニ對シ府税ヲ賦課スル場合ニ付テハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四十四條 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ハ合併ニ因リ消滅シタル法人ニ對シ其ノ合併前ノ事實ニ付賦課セラルベキ府税ヲ納ムル義務ヲ負フ

相續人又ハ相續財團ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ被相續人ニ對シ其ノ相續開始前ノ事實ニ付賦課セラルベキ府税ヲ納ムル義務ヲ負フ

第四十五條 府税ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該官吏又ハ吏員ハ家宅若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該官吏又ハ吏員ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證書ヲ携帯スベシ

第四十六條 府税其ノ他府ニ屬スル徵收金ハ道ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徴及還付ニ付テハ國税ノ例ニ依ル

第四十七條 府税、使用料、手数料及營造物ノ使用方法ニ關スル事項ニ付テハ法令ニ規定アルモノヲ除ク外府條例ヲ以テ之ヲ定ムベシ其ノ府條例中ニハ十圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

第四十八條 本令ニ規定スルモノノ外府税、夫役現品、使用料、手数料其ノ他本令ニ依ル徵收金及其ノ賦課徵收ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四十九條 府ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、府ノ永久ノ利益ト爲ルベキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變ノ爲必要アル場合ニ限り府債ヲ起スコトヲ得

府ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ之ヲ償還スベシ

第五十條 府ハ毎會計年度歳入出豫算ヲ定ムベシ

府ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第五十一條 府費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スベキモノハ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

第五十二條 府ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第五十三條 府ノ收入金及支拂金ニ屬スル時效ニ付テハ政府ノ收入金及支拂金ノ例ニ依ル

第五十四條 本令ニ規定スルモノノ外府ノ財務ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第五十五條 府ノ經濟中内地人教育ヲ目的トスルモノト朝鮮人教育ヲ目的トスルモノトハ各之ヲ特別經濟トシ一般經濟ヨリ分別ス

特別經濟ノ費用ハ其ノ特別經濟ニ屬スル財產ヨリ生ズル收入、使用料、手数料其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充テ仍不足アルトキハ府税及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

特別經濟ニ屬スベキ費用中特ニ必要アルモノハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ一般經濟ニ於テ之ヲ支辨スルコトヲ得

第五十六條 前條第二項ノ府税及夫役現品ハ内地人教育ヲ目的トスル特別經濟ニ在リテハ之ヲ内地人ニ、朝鮮人教育ヲ目的トスル特別經濟ニ在リテハ之ヲ朝鮮人ニ賦課ス

第五十七條 特別經濟ニ關スル事件ヲ議決セシムル爲第一教育部會及第二教育部會ヲ置キ第一教育部會ハ議長及内地人タル府會議員ヲ以テ、第二教育部會ハ議長及朝鮮人タル府會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第一教育部會及第二教育部會ノ議長ハ府尹ヲ以テ之ニ充ツ

第一教育部會ハ内地人教育ヲ目的トスル特別經濟ニ關スル事件ヲ、第二教育部會ハ朝鮮人教育ヲ目的トスル特別經濟ニ關スル事件ヲ議決ス

第五十八條 第十三條乃至第二十條ノ規定ハ教育部會ニ之ヲ準用ス

第五十九條 本令ニ規定スルモノノ外特別經濟及教育部會ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第六十條 府ハ第一次ニ於テ道知事、第二次ニ於テ朝鮮總督之ヲ監督ス

監督官廳ハ府ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第六十一條 府ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命ズル費用ヲ豫算ニ載セザルトキハ道知事ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

道知事ハ府ノ豫算中不適當ト認ムルモノアルトキハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ之ヲ削減スルコトヲ得
 第六十二條 朝鮮總督ハ府會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得
 府會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ議員ノ選舉ヲ行フベシ但シ特別ノ事由アルトキハ朝鮮總督ハ其ノ期間ニ付特例ヲ設クルコトヲ得
 第六十三條 道知事ハ期日ヲ定メテ府會又ハ教育部會ノ停會ヲ命ズルコトヲ得
 第六十四條 本令ニ規定スルモノノ外府ノ監督ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム
 第六十五條 本令中官吏ニ關スル規定ハ待遇官吏ニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 道制施行ノ日迄ハ第四十條中道稅トアルハ地方稅、第四十六條中道ノ徵收金トアルハ道地方費ノ徵收金トス
 本令施行ノ際必要ナル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

面制改正ノ件明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

昭和五年十二月一日

朝鮮總督 子爵 齋 藤 實

制令第十二號

面制左ノ通改正ス

邑 面 制

第一條 邑面ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事業及法令ニ依リ邑面ニ屬スル事務ヲ處理ス
 第二條 邑面ノ廢置、名稱及區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム
 第三條 邑面ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ處分ヲ要スル財産アルトキハ其ノ處分ハ關係アル府會、邑會及面協議會ノ意見ヲ徵シ朝

鮮總督ノ認可ヲ受ケ道知事之ヲ定ム

第四條 邑面ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ邑面ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本令ヲ規定スルモノノ外朝鮮總督之ヲ定ム

第五條 邑面内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ邑面住民トス

邑面住民ハ本令ニ依リ邑面ノ營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ邑面ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第六條 邑面ハ邑面住民ノ權利義務又ハ邑面ノ事務ニ關シ邑面規則ヲ設クルコトヲ得

邑面規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スベシ

第七條 邑ニ邑會、面ニ面協議會ヲ置ク

邑會ハ議長及邑會議員ヲ以テ、面協議會ハ議長及面協議會員ヲ以テ之ヲ組織ス

邑會ノ議長ハ邑長ヲ以テ、面協議會ノ議長ハ面長ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 邑會議員及面協議會員ハ之ヲ選舉ス

議員及協議會員ノ定數左ノ如シ

- 一 人口五千未満ノ邑面 八人
- 二 人口五千以上一萬未満ノ邑面 十人
- 三 人口一萬以上二萬未満ノ邑面 十二人
- 四 人口二萬以上ノ邑面 十四人

前項ノ人口ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル

議員及協議會員ノ定數ハ總選舉ヲ行フ場所ニ非ザレバ之ヲ増減セズ但シ著シク人口ノ増減アリタル場合ニ於テ道知事必要アリト認ム

ルトキハ此ノ限ニ在ラズ

朝鮮總督特ニ必要アリト認ムル場合ニ於テハ邑又ハ面ヲ指定シテ府制第八條第六項ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

第九條 帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ男子ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ一年以來邑面住民ト爲リ且一年以來朝鮮總督ノ指定シタル邑面

稅年額五圓以上ヲ納ムル者ハ其ノ邑面ニ於テ邑會議員又ハ面協議會員ノ選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲グル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 禁治產者及準禁治產者

二 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者

第六章 聚 落 制 度

- 三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者
- 五 陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者(未ダ入營セザル者及歸休下士官兵ヲ除ク)又ハ戰時事變ニ際シ召集中ノ者並ニ志願ニ依リ國民軍ニ編入中ノ者

選舉權ヲ有スル者邑面稅滯納處分中ハ選舉權ヲ行使スルコトヲ得ズ

第一項ニ規定スル一年ノ期間ハ府邑面ノ廢置又ハ區域變更ノ爲中斷セララルコトナシ此ノ場合ニ於テ新ニ邑面ノ區域ト爲リタル地域ニ於テ負擔シタル第一項ニ規定スル邑面稅又ハ府制第九條第一項ニ規定スル府稅(府制第五十五條第二項ニ規定スル府稅ヲ除ク)ハ之ヲ第一項ニ規定スル邑面稅ト看做ス

第十條 邑會議員又ハ面協議會員ノ選舉權ヲ有スル者ハ各其ノ被選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲グル者ニシテ在職中ノモノ及前條第二項ニ規定スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 所屬道郡島ノ官吏、待遇官吏及吏員

二 當該邑面ノ邑面長及有給吏員

三 判事、檢事及警察官吏

四 小學校及普通學校ノ教員

第十一條 邑會議員及面協議會員ハ名譽職トス

議員及協議會員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

議員又ハ協議會員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲解任ヲ要スル者アルトキハ邑面長抽籤シテ之ヲ定ム但シ閣員アルトキハ其ノ閣員ヲ以テ之ニ充ツ

第八條第五項ノ規定ニ依リ府制第八條第六項ノ規定ヲ準用シタル邑又ハ面ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ府制第十一條第三項ノ規定ヲ準用ス

議員又ハ協議會員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲新ニ選舉セラレタル議員又ハ協議會員ハ總選舉ニ依リ選舉セラレタル議員又ハ協議會員ノ任期滿了ノ日迄在任ス

第十二條 邑會議員又ハ面協議會員中閣員ヲ生ジタル場合ニ於テ其ノ數議員若ハ協議會員ノ六分ノ一ヲ超ユルニ至リタルトキ又ハ邑面

長必要アリト認ムルトキハ補關選舉ヲ行フベシ

第八條第五項ノ規定ニ依リ府制第八條第六項ノ規定ヲ準用シタル邑又ハ面ニ付テハ府制第十二條第一項第二號ノ規定ヲ準用ス

議員又ハ協議會員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲選舉ヲ行フ場合ニ於テ議員又ハ協議會員中閣員アルトキハ併セテ補關選舉ヲ行フベシ

補關ノ議員又ハ協議會員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第十三條 邑會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ノ外邑ニ關スル左ノ事件ヲ議決ス

- 一 邑規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
 - 二 歳入出豫算ヲ定ムルコト
 - 三 決算報告ニ關スルコト
 - 四 法令ニ規定スルモノヲ除クノ外邑稅、夫役現品、使用料又ハ手数料ノ賦課徵收ニ關スルコト
 - 五 邑債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第四十九條第二項ノ借入金ヲ除ク
 - 六 基本財産及積立金等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト
 - 七 不動産ノ管理及處分ニ關スルコト
 - 八 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト
 - 九 特別會計ヲ設クルコト
 - 十 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト
 - 十一 訴訟及和解ニ關スルコト
- 邑長必要アリト認ムルトキハ前項各號ニ掲グル事件ノ外邑ニ關スル事件ヲ邑會ノ議決ニ附スルコトヲ得
- 第十四條 邑會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フベシ
- 第十五條 邑會ハ邑ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得
- 邑會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ前項ニ規定スル邑會ノ權限ニ屬スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得
- 第十六條 邑會ハ邑ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ邑長又ハ關係官廳ニ提出スルコトヲ得
- 第十七條 邑會ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スベシ
- 邑會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スベキ場合ニ於テ邑會成立セズ、召集ニ應ゼズ若ハ意見ヲ答申セズ又ハ邑會ヲ召集スルコト能ハザルト